

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年2月27日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。定刻になりましたので、都市・環境常任委員会、並びに予算常任委員会の都市・環境分科会、あわせて開催をさせていただきます。

きのうまで一般質問ということで、皆様お疲れであろうと思いますけれども、あと三、四日、また委員会ということで、よろしく願いをいたします。

まず初めに、きょうは上下水道局関連から審査に入って行くわけですがけれども、当委員会並びに分科会のルールだけ、特に委員の皆様方に意思確認だけさせていただきたいと思っております。

まず、委員会につきましては、通常どおり、この委員会で基本的に全て採決を行っていくということでございます。

予算委員会の分科会においては、以前からのルールでございますので、皆さんご承知だと思っておりますが、改めて確認ということで朗読をさせていただきます。

まず、分科会の審査は、前段中略しますけれども、了とすべきもの、全体会審査に送るべきもの、修正に分類するものとする。そして、この全体会審査に送るべきものは、附帯決議を付すべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等が該当するというところでございますので、附帯をつけるか、修正するということになるか、あるいは否決か、このいずれかにおいてのみ全体会に上げていくと。そしてもう一つは、そのどれでもないけれども、複数の分科会にまたがるであろうということが明確であるものということでございます。なおかつ、全体会に上げるということになったとしても、原則として採決は行っていくと。分科会としての意思表示はしていくというルールになっておりますので、先に皆様方にこの確認だけさせていただきたいと思っております。

今後の進め方でございますけれども、今回の委員会につきましては日数が4日間、予備日が1日と、全部で5日間ありますけれども、あくまでも予備日というのは、どうしようもないときに使うのが予備日でありますので、この4日の中で終えていきたい、そのように考えておりますので、円滑な審議にご協力をいただきたいと思います、そのように思います。

それでは、本日は上下水道局から入ってまいります。

まず冒頭に、塚田上下水道事業管理者、一言ご挨拶をお願いいたします。

塚田上下水道事業管理者

改めまして、おはようございます。ちょっと風邪をひきまして、マスクしたままで失礼いたします。聞き取りにくいところもあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

上下水道局としましては、先般、議案聴取会で説明させていただきました当初予算、それから、経済対策による農業集落排水事業の特別会計、それから下水道事業の補正案件がございます。きょうは、議案聴取会の際に資料請求をされました分に関しまして、まず説明をさせていただきたいと思っております。その後、補正予算の説明をし、審議をしていただきたいと思いますと考えております。

それともう一つ、勝手なことでございますけれども、まず水道のほうを審議していただきまして、ということは、水道事業会計予算と議案第22号の四日市市水道事業給水条例の一部改正、これを先に審議していただきまして、その後、下水道のほうと担当者を入れかえて、下水のほうの審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今から水道のほうの議案聴取会での資料請求のあった説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議案第11号 平成25年度四日市市水道事業会計予算

議案第22号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

諸岡 覚委員長

はい、ありがとうございます。今、事業管理者のほうからご説明もございましたけれども、前回、議案聴取会をさせていただいておりますので、説明につきましては、議案聴取会の際以外の部分で、特に資料請求、あるいは何らかのテーマの課題が出されていた部分についての説明にさせていただきますようお願いをいたします。

では、ご説明願います。

矢田施設課長

施設課長の矢田でございます。お手元の追加資料に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、1枚めくっていただきますと目次がございます。水道関係といたしましては、5

番、6番、9番、10番というような形でご説明をさせていただきます。

では、2ページからご説明をさせていただきます。まず、末端水質監視設備導入調査及び設置工事の内容ということでございます。

まず、現状と課題ということから入らせていただきます。本市の水道は、水量、水質ともに恵まれた地下水を主たる水源としておりまして、このおいしい四日市の水を将来にわたって安全に供給していかなければなりません。

現在のところ、水質に問題はありませんが、配水池からの距離がある給水栓や配水エリアの境目などの水道水が滞留しやすい箇所においては、水温が高くなる夏期などに塩素濃度の低下や濁りが発生する恐れがあることから、きめ細やかな水質管理が必要でございます。

水道法で定められております塩素濃度（末端で $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ ）を確保できるよう、次亜塩素酸ナトリウムを過去の経験を加味し、余裕を見て投入しておるところでございますが、一時的に残留塩素測定値が基準値ぎりぎりになるというような地点もございまして、水質情報を連続的に監視するための施設が必要であると考えております。

下の表につきましては、水質検査計画に基づきまして、井戸、水源地、配水池、給水栓、それから毎日検査をお願いしておるところでございますが、各地点、それから頻度について表にまとめさせていただきました。

続きまして、事業内容でございます。概要といたしましては、残留塩素、濁度、色度などの項目につきまして連続的に測定することにより、水質情報を連続的に取得できる監視システムの構築をしたいと考えております。末端監視装置は8か所、各配水エリアに1か所を設置予定と考えております。設置場所等の詳細につきましては、平成25年度に行います導入調査にて検討してまいりたいと考えております。

全体事業費でございますが、7800万円で、末端監視装置調査設計といたしまして1400万円、それから設置工事といたしまして、1か所当たり800万円を想定しておりまして、8か所で6400万円ということでございまして、平成25年度につきましては、この調査設計と、それから2か所、1600万円、合わせて3000万円を計上させていただいております。

この事業に伴います効果といたしましては、水質の安全・安心の確保ということで、24時間連続して水質が測定でき、リアルタイムで各施設へデータが転送されるということになります。水源管理センターでの水質・運転管理、急激な水質変化や異常時に即対応が可

能になるということでございます。それと、よりおいしい水の調査研究と供給ということで、管網全体の残留塩素濃度のより適正な管理を行い、高度な水質管理により安全でかつおいしい水の供給を目指したいと考えています。おいしい水といいますのは、これは厚生労働省のほうで塩素濃度が0.1から0.4の間とされているところでございます。

あと、参考といたしまして、配水エリア図をつけさせていただきました。それと、他都市の導入事例ということで、横浜市を初め、県内では伊勢市が、一番下でございますが、9か所、ほか21市町のほうで導入されておるということでございます。

2番につきましては以上でございます。

諸岡 覚委員長

続けてお願いします。

出口水道建設課長

水道建設課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、5ページの水道施設の経年管更新計画、耐震化（管路）計画についてご説明申し上げます。

地震対策や計画的な施設・管路更新は、水道の安定的な供給を可能とするための重要な役割を担っております。これらを効率的、効果的に進めていくためには、これまで進めてきました事業での課題や社会経済情勢を踏まえて、事業を見直すための検討が必要となつてまいりました。

このため、本市では管路整備計画、これは経年管の更新と管路耐震化計画　これは配水管300mm以上と導・送水管を考えております　を平成24年度当初から手がけ、このほど当分科会のほうへお示しすることができました。

本計画につきましては、現在、上下水道局の関係各課と計画の妥当性を検証しているところでありまして、最終的なまとめとしましては本年度の3月末を予定しているところでございます。この検討の状況によりまして、若干の修正が生じる可能性もございます。その辺はご容赦願いたいと思います。それに伴います箇所図を末尾のほうにつけております。

17ページをごらんください。まず、左上のところに管路耐震化事業対象箇所図（導・送水管）という表示になっております。まず、整備年度の分類でございますが、平成25年度整備箇所が赤い枠で囲んでおります。それと、平成26年度から平成30年度までに整備しま

すところを青で囲んでおります。何も囲いのないものは次期整備箇所というあらわし方にしてございます。

次に、整備年度の左側に示してございますゼロから90の表示でございますが、これは整備の優先度をあらわす表示でございます。90%以上が耐震性が低い管路で、優先して整備が必要になってまいります。上に移っていくほど耐震性が高い管路となります。この表示は、以下の図面も同様の表示でございますので、よろしく願いいたします。

導・送水管の耐震化につきましては、25%から50%の管路であります。水源地や配水池に水を送る重要な管路であることから、整備を行うものでございます。平成25年度は北山町地内、図面の左上のほうでございます、の部分で合計300mmの導水管を600mm布設がえを予定しております。

次に、18ページをごらんください。18ページには、今度は配水管の300mm以上の整備するところを示しております。平成25年度といたしまして、北部地域を主としました、松原町地内の口径300mmの配水本管、550mほか3路線において布設がえを予定しております。

続きまして、19ページでございます。経年管の布設がえの対象箇所を示しております。導・送水管でございます。平成25年度は采女町地内、下の部分でございますが、ちょうど中ぐらいに赤の枠で囲んでございます、采女町地内の口径500mmの導水管500mほか、4路線において布設がえを行いたいと考えております。

最後に、20ページでございます。今度は配水管の口径300mm以上の整備についてでございます。これにつきましては、300mmに対しては、平成25年度としては予定してございません。

以上が水道施設の経年管更新計画、耐震化（管路）計画についての説明でございます。

矢田施設課長

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。施設の点検状況についてでございます。水道施設（水源地・配水池）に関しまして、まず としまして、水道施設の修繕・更新計画ということでございます。各機器の標準的な耐用年数、機器によって異なりますが、10年から20年というところでございます。実際には劣化の程度、それから点検・修繕を通して機器ごとに把握をしておりまして、機器の延命化を図っておるところでございます。更新のサイクルといたしましては、20年から30年をめぐりという形にしております。

今後につきましては、アセットマネジメント手法の導入を図りまして、計画的な更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を進める予定でございます。

次に、水道施設の耐震化でございます。水道施設につきましては、管理棟6棟、それから接合井の5井につきましては全て耐震化済みという状況でございます。配水池につきましては、27池のうち、平成23年度までに21池の耐震化が完了しております。今後、平成28年度までに全配水池の耐震化が完了の予定ということになっております。

次に、水道施設の点検管理についてでございます。通常の点検につきましては、機械・電気計装設備でございますが、大きく、日常点検管理、それから月間の点検管理、年次点検管理という形で点検を行っております。日常点検におきましては、毎日、異音、熱、振動、異臭、変色、腐食等々の確認でありますとか、各計器の指示値の確認等々も毎日点検を行っております。また、月間点検におきましては、濁度計と残塩計等の計測器の校正でありますとか清掃、それから非常用の発電機の試運転であったり、調整というようなところでございます。また、年次点検管理におきましては、ポンプ・エンジンの分解点検、いわゆるオーバーホールというものでございまして、摩耗部品であるとか、劣化部品の取りかえを適宜行っておるといふこと、それから遠方制御盤・受水変電盤等の動作試験・調整等も行っておるといふところでございます。

水道におきましては、電気・機械設備に関しまして、トラブルが即断水あるいは濁水に至ることがあるため、上記、このような表に基づきまして点検管理を行っておりまして、常に設備の状況を把握いたしまして、トラブルが大事に至らないよう努めておるところでございます。また、機器のトラブルが発生した場合には、水運用に影響が及ぶことのないよう、休日・夜間にかかわらず早急な修繕を行っておるところでございます。

萩水道維持課長

水道維持課、萩でございます。次に、7ページの配水管及び給水管の点検管理についてでございますが、表にあらわしておりますように、毎年、四、五年になりますが、年度計画をもとに漏水調査を行うことにより、戸別メーターボックス付近の漏水調査や、道路上の漏水調査、また図面と現地での照合確認、水道施設、仕切弁等でございます、そういうような水道施設の確認を行っております。そして、漏水箇所の早期発見に努め、漏水を防止して、安定した給水、有収率の向上に努めております。また、日々の管理を行っております。

以上でございます。

矢田施設課長

15ページをごらんいただきたいと思います。9番目の県の水道事業の耐震化状況についてでございます。三重県企業庁北勢水道事務所所管施設の耐震状況ということで、聞き取りを行った資料を提示させていただきます。

まず、主要建築物の耐震状況ということでございますが、北勢水道事務所、播磨浄水場、それから水沢浄水場のそれぞれ建物につきまして、耐震性能につきましての表を作成させていただきました。耐震性能の有というものが表で示させていただいております。横線になっております播磨浄水場の送水ポンプと機械脱水機棟につきましては、平成25年度に耐震診断を予定しているというところでございます。

それから、導・送水管、四日市の配水池等へ送られる管路でございますが、その耐震状況といたしましては、北勢水道事務所管内で全延長が168.5kmというところでございまして、そのうち耐震適合管が98km、その内訳といたしまして、耐震管が40.5kmというところでございまして、適合管の割合といたしましては58.1%、それから、うち耐震管の割合といたしましては24%というところでございます。このうち、耐震管と申しますのは、管そのものが離脱防止等々で耐震性能を有するものというところでございまして、耐震適合管と申しますのは、ダクタイル鋳鉄管のK型継手というのがあるわけなんです、その延長に対しまして、液状化するところ、液状化しないところという区分をいたしまして、非液状化率を算定して、それを乗じて算出したものというところでございます。

諸岡 覚委員長

はい、お願いします。

出口水道建設課長

出口でございます。16ページをごらんください。市水道事業の復旧期間についてのご説明でございます。まず、被災時の水道の普及にかかる期間については、発生する地震の規模や震源域等によって左右されるところでございます。その例としては、さきの阪神・淡路大震災では、施設の仮復旧までに約3か月を要した水道も見られ、この間の被災地の住民の方々の水を確保するための労力及び不便、不安は甚大なものがあつたとされておま

す。

このような大規模な地震によって被災した場合でも、できる限り速やかに普及することを私たちは目指すべきであり、また、復旧までの期間においても、段階的に応急給水量を増加させることで、市民の皆さんの生命、生活の維持を図る必要があると考えております。

このため、応急復旧期間は、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して、可能な限り最長4週間以内とすることを国も示していることから、本市も準用し、目標としているところでございます。

参考までに、さきの阪神・淡路大震災における市民からの問い合わせの内容としましては、まず、発災第1週目では、復旧の見通しや給水車の場所、時間というものを知りたいというところから、4週目には、詳しい情報がないとか、水が十分給水されないことに対するあせり、不安が出たそうでございます。

以上の状況も含めると、本市としましても、市民の生活の不自由さというものが第4週が限界であると認識し、復旧に向け努力してまいります。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。説明は以上でよろしいですね。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。質疑に移りますが、当然ながら、前回、議案聴取会の際に説明があった分野に関してもご質疑いただいて結構でございますので、ご質疑ございます方は順次挙手の上、ご発言ください。

伊藤修一委員

資料をいただいたので、多分私のほうの責任というか、言うたやつと思うので、5ページのところ、それで、説明は聞かせていただいたら、これから施設や管路の更新についていろいろ見直す時期が来ており、検討していかなあかんと、そういうことの認識はいいんやけども、これまで進めてきた事業の課題という部分、それと社会経済情勢ということの言葉があるわけやけれども、その辺の具体的な説明がちょっと足らなんだと思うんやわ。社会経済情勢というのは、3.11も踏まえて、そして今、国の15か月予算でのこういう流れの中で、いわゆるそういうインフラの整備、またそういう更新とか、積極的にやろうやないかというのが国また世論というか、国民の願いというか、そういう部分なんやけども、

そこら辺の認識をちょっと補足して説明、課題も含めて、ちょっと補足して説明をまずいただけんやろうか。

出口水道建設課長

伊藤委員の内容でございますけれども、社会経済情勢も踏まえてというのはどういうことかということでございますが、少子高齢化とか、いろいろございます。そういう場でも、水道というのは常に安定した供給を図っていかならんというのは私たちの任務でございます。そういったところから、旧来の計画というものが、平成8年度に実施しました耐震診断というものに基づいて整備をしてきたところでございますが、この整備につきましては、耐震性が低いところを、当時の職員が経験とかその辺を踏まえながら決めてきたわけですが、東日本大震災の中では、そういったインフラの整備というものに非常に、被災に遭われた方というのは重要な関心を持たれております。当然、四日市の市民の方についても、今後の、本当に水道って大丈夫なのかというところもございまして、そういった内容のことも踏まえまして、来る東海、東南海、南海地震の内容の知見も出ております。こういったところから、重要な路線というのは、本当にこれでいいのかというところで、私たちも本当に皆さんに説明できるものを描かなければならない。こういうところから、今回、管路の見直しをかけたわけでございます。

この内容といたしましては、阪神・淡路大震災以降、新潟の中越地震等、いろんな資料が整ってまいりました。それに対する被害率というか、そういうものもあらず計算式も出てまいりまして、平成8年度の耐震診断では少し足りないところもございまして、そういったところも見直しまして整備を進めなければならないのかなというところがございます。

こういったところから、先ほど図面等でお示しましたところが重要というところで、整備をしていかならんというところもございまして、これのもとになるものとしたしましては、管路の被害率というのを出す式がございまして、これは何かと言いますと、1 km 当たりには何か所被災を受けるかというところをまず重要と考えて、整備に着手しておるわけでございます。この箇所図というのは、それに基づいて整理をしてお示したところでございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

その認識の部分は十分理解できる部分で、実際、今後それを動かしていく部分での実効性がどれだけ担保できるかという、そういうところが非常に大事じゃないかなと。特に社会情勢、国がスピードアップして前倒し、前倒しでやろうとしているところに、この流れにうちの四日市市がそれに乗かって、一緒に進んでいけるかどうか、そこが一番大事で、例えば、ここの文書の中で、いろんな上下水道局の関係各課と計画の妥当性を検証していると、検証した結果、この箇所図に落としたこの優先度というのが、それに本当に妥当性があるのかどうかという、その検証をきちんと議会に説明責任があるわけです。議会はチェックする機能やけども、あなた方はちゃんと説明責任をしてほしいわけです。その部分で、その箇所図の優先順位というのはこのようにきちんと説明責任を果たせないと。逆に言えば、もっと市民、また今の流れから言えば、もっともっと積極的にやるべきではないかという私たちの願いと、上下水道局が考えとる優先度、そこに温度差があったり、いわゆるミスマッチみたいな部分があったら、やっぱりきちんと説明してほしいなと。そういうことをちょっと思いました。

その箇所図のほうですけど、17ページ、18ページ、19ページ、20ページと、ずっと見せていただいて、平成25年度、単年度でできるところは限られているわけだけれども、例えば17ページのところでも、同じ色の黄色い色がついとるけれども囲みがないところ、いわゆる平成31年度以降、何でこれは囲みがないのか。同じ色なのに、意味が余りわからない。それから18ページ、中心市街地に赤い点線が入るとるわけね。これ、中心市街地は人口が密集しとる、集中しとるところね。一番インフラで大事な部分。その赤い点々となるとるんやけども、この囲みはことしの枠に入っていないくて、平成26年度から平成30年度以降と。何で赤いところを優先順位を上げなかったのか、全くわからない。黄色でことしやるところはあるかわからないけれども、赤いところのほうが耐震性が低いわけだから、優先度があるんじゃないかなと。理屈からいえば、19ページのところでも、結局そういう囲みの部分で、いつになったら、采女町を先にするというのもわからんわけではないんだけど、青い部分で全く囲みのないところ、いわゆる羽津のほうから小杉の部分とか、いろんな意味で、この箇所図の妥当性、それとどのように検証して決定してきたか、もう少し説明をしていただく必要があるんじゃないかと。委員会だから、きちっと委員会でみんながおるところで説明していただく必要はあると思うので、そのところがちょっと、箇所図の部分は丁寧に説明していただきたいと思うんやけど。

出口水道建設課長

伊藤委員のご質問でございますが、18ページに赤いところがあって、優先度が高いとなつて次期というのはどういうことかというところでございますが、この部分について、まず赤い中心市街地の点線の部分でございますけれども、ここは今、450mmの管が入っておるわけなんです、その管径というものが大きいのではないかと、滞留する可能性もございまして、そういったところで、まず管を小さくする検討も今、加えておるわけです。そういったところの内容を踏まえて、平成25年度ではそういったところがまとまっておりませんので、それをまとめた中で、次は優先的に整備をしていかならんかなと思っております。

それから、左へ行った生桑あたりのところにも赤いところがあるわけなんです、ここについても、これは生桑配水池というところから出ておる管でございます。こういったところの、建設当時は狭いところでも、人家が連檐しておらんとところでうまくいったんですが、今、そういったところに新しく管を入れるということが非常に難しくなっております。そういった中で、我々は一体どうしていくかというところでございます、これは別のルートを見出していかならん。そういったところの検討を加えなければならない。そういったところで、優先的には高いんですが、そういった検証を踏まえながら進めなければならないというところから、次期のほうへ送らせていただいたというのが現状でございます。

伊藤修一委員

技術的なことは余り私らもわからんのやけど、結局、市民の立場で見ると、やっぱり前倒し、前倒しをしてもらう時期が今、来ておるんじゃないかなと。そういうところに、水道局の技術的な部分とか、検証する検討期間、そういう部分が追いついていってなくて、市民の思いと上下水道局の能力とが高低差が出ていないかなと、そういうことをちょっと感じましたので、今後、平成25年度中に、平成26年度以降の部分については積極的に検討いただいて、その結果をまた議会に報告していただいて、ぜひとも、市民サービスというものは安心・安全のためのインフラ整備、その部分は、いろんな部分での費用対効果はあるけれども、国がいろんなことでお金を今、つけてあげようと言っておるときに、やっぱりある意味でその流れに乗って、今、集中的に整備をお願いしたいなと思っております。

それから、6ページの部分で、施設の部分の点検をお願いしているところ、今回もインフラ整備について、国もお金をいろいろつけてくれとるんやけど、点検費用も今まで国は、いわゆる交付金とか何かの対象になってなくて、前倒していろんな点検をするところには交付金の対象にしますよと、そういうような15か月予算の交付金が入るとということを知っているんですね。水道局のほうは、毎日やったり、毎月やったり、1年から5年のスパンでやったりとか、そういうことを計画的にはここに書いてあるとおり、やられているとは思わんやけども、この際、そういう前倒して点検をすべき箇所とか、そういうところは、検討とかそういう部分では、平成25年度中、また早急にやらなあかんというのは年次点検管理の中ではなかったのか。そして、こういう部分の点検というのは、点検したら終わりというわけではないと思うので、データ管理、どういう形ですか、デジタル化で写真を保存したりとか、コンピューターのほうで入れたりとか、紙ベースで保存するんじゃないかと、そういう部分もデータ管理も今後いろんなところでやっていく必要があると思わんやけど、そういう部分での考え方なんかも確認をしたいのと、最後に、PDCAのサイクル、点検をして、評価をして、それからまた見直しをかけていくというサイクル、実際にはこういう点検活動を毎日やっておれば、毎日のことだから過ぎていってしまうというわけやないけれども、常にそういうPDCAのサイクルの中で、何か事があったときにどのように対応していくんやという、そういうマニュアル化とか、対応のあれができていくのかどうか。それをちょっと教えていただきたい。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。委員ご指摘の、年次点検等で分解点検等々をやっております。そのために日常、毎日点検を進めておるといようなところでございまして、更新に関しましては、点検それから修繕に関しましては、安心・安全な給水に直結するものでございますので、毎日点検している中で、異常があればすぐに直すといようなことでもございます。その辺のデータというものにつきましては、今現在ではデータベース化までは進んでおりませんというのが正直なところでございます。先ほど説明の中で、今後そういうアセットマネジメント手法というものの導入を考えておまして、そういう電子データでも管理、すぐ見られるような形のものであるとか、それから日々の点検、修繕、そういうデータを入れていくことによって、適切な時期に適宜更新なり、修繕なりを進めてまいりたいと考えております。

それと、P D C Aサイクルというお話でございました。その辺につきましては、先ほども申し上げましたアセットマネジメント手法の中で、そういうこともデータの的にそろえてまいりたい。まずはデータを蓄積した上で、適切な更新計画等々について策定してまいりたいということでございます。

それと、前倒しで点検といいますか、更新等々の計画はないのかというようなご質問だったと思います。今現在といたしましては、先ほども申し上げましたが、日々の点検、年次点検等に基づいて、現状での更新計画といいますか、優先順位を定めておるといところでございまして、直ちに前倒しで更新をしていかなければならないというところについては、現状ではまだ考えてはおらないという状況でございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

冒頭申しましたように、国の社会情勢がいろんな部分で、安心・安全のインフラ整備というのが喫緊の課題になっておるわけですから、そういう部分で、平成25年度からアセットマネジメント手法の導入、実際にそれが本当に実効性があるのか、その効果があるのか、すごい長いスパンの話になっていってしまうので、できたら平成25年度、本年度から何か具体的に取り入れる部分があるというものがあれば、実際にやっていってもらうことのほうが大事、これもやらなあかんと思うんやけど、長期的なスパンと、それから短期的にやっていく部分というのをきちっと明確に打ち出して、そういう意識改革というか、国の社会情勢に合わせた意識改革をした上での対応というのも今後検討していってもらえるとありがたいかなと思いますので、意見として申させてもらいました。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

さっきの施設点検の状況で、アセットマネジメント手法というのはどういうことやったかなと、余りわからんので、アセットマネジメント手法というのはどういう手法なのか。

諸岡 覚委員長

日本語でわかりやすくお願いします。

矢田施設課長

アセットマネジメントと申しますのは、いわゆる資産管理というものでございまして、各施設の運転管理状況、それから点検調査というものを通じて、施設の機能がどういう状態であるか、それから健全度としてどういう評価ができるかという部分を把握して、それを施設の重要度、それから優先度等を踏まえた中で更新事業の見通し等の検討を行っていくということと、それから財政的にそれが単年度に集中しないような形で、予算の平準化も図っていくということでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

修一さんが聞いておったところと少し絡むかしらんけど、更新したり、耐震化の計画をしていくときに、普通やと、使えるところは使うという感覚が一方にあって、かえる必要もないところはかえやんと、使えるところは使う。それから、どうしてもかえていかなければあかんところはかえていくというのがベースかなと思うとるんやわ。国が指導するように、今言うた予算の平準化とかいうことに力点がいくと、今度は逆にかえんでもええのにかえてみたり、使えるのにかえていくということとの、どのにらみをするかということは私は大事かなと思うとるもんで、そうすると、今、アセットマネジメントというのは、要は、こういう事務の機器やと10年ぐらいでかえますよとかいうけどさ、当たりがよければ20年も30年も使えるやつがあるし、当たりが悪いと5年で壊れるやつもあると思う中で、全体の計画として、これだけ予算案でかえていきますよという考え方と、日々起こるところの伸び縮みの部分をどう考えているのかなというところは、私はあるんかなと思うんやわ。コスト意識があると、損したないで、その分、かえなあかんところをかえやんと、長もちした分だけ得したというか、無駄をせんだということは、効率的になったか、有効に活用したというところがあるんやけど、そういうのを水道局の中では、だから今ここで何遍話を聞いてとってもよくわからんのが、さっきも言っとった、今までもやってきたと思うとんのやな。無駄はしてないと思うんやわ。その中で、事業での課題や社会情勢というのは、地震があって、だからかえていかなあかんもんやという話の世界が、どの辺なんかなというて。総とっかえというのは、俺、えらいなと思うとるんやわ。あれもこれも

という話の中でな。今、生きとる人間の中で、水道代が上がっていくのは困るという話は後ろにはあるわけやな、コスト論で言うとな。そうすると、二、三十年先まで見据えた中で、あれもこれもか、どこをという話が、これやと恐らく俺は、この計画でいくと、今これは正しいと言うとるけど、全部やっていかなあかんという計画やろ、これ、恐らく。順々にな。それ、やっていかなあかんのやろうけど、これをでき上がったものとして見るのか。もう少し何か違う考え方もないとあかんのかなというのが私のベースにあるもので、だから私が言うのは、例えば2ページ、3ページのところの、安全・安心というと、みんなええ、ええと言うんやけど、どこまで監視してチェックするんやというところの考え方が、いまいち最初がわからん。そりゃ、おいしい水飲めて、安心してそうやってチェックまでしてくれたらええよというのはわかるけど、これだけの費用をかけて、伊勢やと9か所やろ。横浜で62か所なんやろうけど、四日市みたいにおいしい水と言われとるところが、この間聞いたときは、説明では、委員会の議案聴取会的时候には、総延長で一番長いところの部分をチェックすると聞いたんやけど、説明でな。それが今回、もう一遍資料をもらうと、今度は結構、こういう検査をしていくということが、だからなかなか水戸黄門の印籠みたいにさ、安全・安心が理由という話はよくわかる。予算化していかなあかんというのは、よう見える話なんやけど、どこまでそれをやるんやという考え方をな、少しやっぱりきちっと説明するべきやろうなと私は思うとるんのやわ。だから、こしたことはないけども、それ、市民に負担してよという話やもんでな、最終的には。優先度とか、必要度とか、それを願われとるとか、それよりも、今、言う耐震化が先なんか、全体計画で見たときにな。何かいまいち、そこらを少しきちんとせんとあかんのかなという気はするんやけどな。

諸岡 覚委員長

先ほど来から、伊藤修一委員から、そしてまた川村委員から、ある程度共通のテーマなのかなと思いますけれども、更新に対する考え方、優先度に対する物の考え方について、きちんと誰でもわかるようなわかりやすい説明があってもいいんじゃないかということなんですけれども、上下事業管理者、一言お願いできますでしょうか。

塚田上下水道事業管理者

まず、耐震化と管なんかの経年管更新、これはだぶっとるところも当然出てくるんです

ね。今、水道会計としましては、経営計画を立てております。要は、給水収益がどれだけで、費用がどれだけかかると。それに対して設備投資はどれだけできるという、今、基本的な考え方で経営計画を立てております。その経営計画の中で、耐震化する管は何km、それから施設がえ、更新するのは何か所だと、そういうのを年次ごとにずっと立てております。立てて、経営計画を立て、水道料金の値上げはまだしなくてもいいなというようなことで、水道事業施設も第2期整備計画というのを立てたわけです。その施設整備計画の中で、じゃ、1年間に耐震化、経年管の工事が何kmできるんだというのを持っています。今、水道建設課長が説明いたしましたのは、ですから経営計画の中では何kmの更新はできるというのを持っています。それを優先的にどこをやっていくんだというところが、3月末までに固まっていないということで、きょうはお示しができなかったということでございます。ですから、この耐震計画ができれば、年度が変わるとは思いますが、協議会等では説明をさせていただきたいとは思っております。

一方、施設の更新のほうは、機械とか電気類というのは、こういう機種は10年、20年というのは大体のところは決まっているんです。ただ、川村委員おっしゃるように、その使用頻度とか、当たりもあると思いますけれども、そういったもので若干更新時期というのは変わってきます。水道の場合は、こういった毎日点検、毎月の点検をやっていきますので、その機械がどのような状況であるのかというのは、経験を積んだ職員がつかんでおります。それで、また更新する箇所の位置づけ、それを決めていくと、こういうようなやり方でやっておりますので、先ほど施設課長が説明しましたアセットマネジメント、これは予算の平準化ということの説明をしましたが、それもあるんですが、要は経営も入れて、どこまで更新できるんだと、それをあわせたのがアセットマネジメントでございます。経営を考えていないのは、よく言うストックマネジメントという言い方なんです。ですから、アセットマネジメントは、うちは水道会計として赤字が出ないように施設の更新をしていくという考え方です。

ざっとした説明でございますけれども、以上でございます。

川村幸康委員

だから、例えば商売道具の水道管というのが一番、上下水道局にとっては生命線やと思うんで、大事なことで、それから耐震化ということはしていかなあかんという話なんやけど、管なんか、耐震化なんかとか、それから、私が言うところの末端の監視システムみたいな

やつの、そういうサービス、イメージを売る、おいしい水を売っていますよという、そこらを塚田さんをトップにして、やっぱりこのイメージはこうやって売りたいで、これは上下水道局が取り入れていくのか。もしくは、いやいや、予算があったらまだ直さなあかんところがあるんやけど、どっちを売っていくんかということやろうなと思うんやけどな、考え方。

塚田上下水道事業管理者

済みません、ちょっと答弁漏れでした。水質管理のところのご説明がちょっと抜けておりました。これも経験則なんですけど、どうしても配水池エリアの末端といいますか、ほかの配水池と押し合っているところというのが出てくるんです。そこはどうしても水が流れないので、塩素濃度というのが薄くなっていくんです。これは現実的に、家庭の、毎日調査、蛇口で各家庭に頼んで1日1回、16地点ではかってもらっておるんですが、そこで塩素濃度が足りないよというような報告というのはあるわけです。これは毎日、1日1回ですよ。だけど、水道の水というのは1日の、朝はよくても、夜は悪くなるということもあるんです。そういうこともあるので、この監視装置をつけると、24時間、水源管理センターのほうで監視ができる。異常があれば、すぐそこへ駆けつけて原因を究明し、どうしたらきれいな水になるんだということを検討して作業に入ると、こういうことがございます。ですから、今回この水質管理の監視は各配水池エリア全てにしたいということでやっております。だけど実際、配水池エリア全て要らないかもわからんです。ですから、その調査もあわせて平成25年度にやりたいと。ただし、今はそこまで詳細なことがわからないので、一応配水施設8か所全部監視するという全体事業費で説明をさせていただいたということでございます。

それともう1点、安心と、安全と、どちらをとっていくんだというご質問もございましたけれども、我が上下水道局といたしましては、これはもう両方でございます。水道ビジョンを去年、おとし、説明させていただきましたけれども、その水道ビジョンの中でも、安全・安心、安定供給と、これを3本柱にして水道の経営計画を考えておりますので、どちらが大事というような考え方は持たずに、安全・安心、安定、この三つをやっていくために、下水道料金の値上げもせずにやっていくためにはどうしたらいいんだという考えのもとで経営計画を立てているということでございます。

川村幸康委員

全然、納得できる回答やったと思うんやけど、ただ、安全と安心でいくと、安定と三つ言われたけど、多分、飲んだるほうの我々からすると、安全・安心はある程度あるのかなと思う。安定のほうやろなと思うとるんやわ。安定というのは、水が来るだけじゃなくて、価格やろうと思うとるで、私は。だから、そこをどうなんやという話やろうと思うよ。長期的な目で、10年、20年後と見ていくときに、人は減っていくのは見えとるもんで、上下水道局の売り上げは減っていくに決まっとる中で、それこそないが、コンビニで買う水よりも高くなるというのはあじない話の中で、そういうことを見つつ、そうならんようにするための安定はどの辺に目標を置くかということていくと、私の今の感覚でいくと、あれもこれもというと、監視も大事やろうなと思うんやけど、それなら最低限、最悪なところの総延長1か所ぐらいにしておいてでも、できれば水道代が値上がらんような上下水道局の経営体質を目指すべき方向かなと思いがあるもんで、だから、今は我々の時代は多分これで乗り切っていくんやろうなと思うとるもんで、やれるけど、その後の時代は非常に難しいかなと思うとるのが、10年後とか20年後には来るんやろうなと思うとるで、経済も含めるとな。そうすると、そのときでも蛇口ひねったら四日市では水が出てくるようにしておくほうが、要ることかなと私は考えるのが強いほうでな。そうすると、例えばこれは、今までやと上下水道局の話としては、水道管なんかを公道にしか引けやんと思うとったけれども、もう少し市民に説明する中で、安上がりにできるんやったら、民地を通してもらうときに、電柱じゃないけれども、通してもうてそれでやるとか、そんな考え方を少し、今までの大前提は、だから狭くて細いところをずっとかえていかなあかんと。多分工事費もむちゃくちゃかかると思うんやわ、町中でも、下水も含めてなんやけどな。そうすると、少しやっぱりそこはもう、今までそれは絶対条件やったけど、少しやっぱり見直していくというのはそういうことをな。今までやってきたけど、そういうことをしていかなと、生桑のあの辺でも、細いところを多分、開削か何かでやっていこうとしたらむちゃくちゃコストかかるで、だから計画的にやっていくというて、これも計画的にやっていく考え方なんやろうけれども、今まであったものも少し見直していかなと、そういう考え方もな、私は、行く行くは料金が値上がる中でつまづくことになるんかなという気がするもんでな。そこを上下水道局の中でも、上下水道局の皆さんはそんなところは見直そうとせえへんでさ。それは当たり前の話やと見とるけど、いかにそこらをお金をかけやんと済んでいくかという方法を少し編み出さんと、桜台やら、例えば智積とか川島や三滝台でも、これから

家が建ってきて大変、直していかなあかんとところなんか、家がなかったときに入れたんとさ、出てきてからやってくんとは、全然上下水道局のお金の要り度が違うやろうでな。そうすると、そこは少し市民に説明してやることも要るんちゃうかなと思うとる。電柱みたいな考え方な。電柱が少しお金払うとるやん。電柱そこに入れて、飛ばしていくのにちょっと要るんやと、施設代、いいか悪いかは別やで、でも、そういうことも少し工夫していくということを書いて終わります。

塚田上下水道事業管理者

今の川村委員のご意見は、まるきり私どもも同じように思っております。水道事業の将来を見つめたときに、非常に厳しいものがあると思っております。ですから、今は収益もふやし、コストを下げていくということで乗り切っていくということが必要ということで、今回の案を、四日市市水道事業給水条例の一部改正も上げさせていただいたということです。

もう一つ、管路網でいきますと、今、四日市は99.99%水道を使っていると思いますので、新しく管路整備をして新設管を入れるというのは少ないんです。ないことはないですが、少ないです。ですから、その経年管の入れかえとか、耐震管をやっていくときに、今の場所では入らない。ほかへ回さないかんということがございますので、その布設がえのときに、じゃ、どういうルートが一番経済的であるのかということころは、これは検証していく必要があると思っておりますし、それともう一つは、水道事業というのは、多分少なくなってくると思います。ですから、さっき水道建設課長の説明もありましたけれども、管路口径を経年管入れかえのときに細くしていくとか、ダウンサイジングしていくという考え方、これもあわせて検討をし、そしてどこへ布設していくんだということは検討していきたいと考えております。

諸岡 覚委員長

1時間も経過しましたので、休憩を入れたいと思います。再開、15分といたします。

11:03 休憩

11:15 再開

諸岡 党委員長

それでは、再開をいたします。

先ほどに続きまして、議案第11号から続けてまいります。

ご質疑ございます方、よろしくお願いいたします。

竹野兼主委員

済みません、2ページ、3ページの部分で、いろいろお話を伺って、このエリアが八つある中でどこかの場所に終末の監視装置がつくられるということでもいいと思っているんですけど、それをつくるに当たっては、つける場所と、どこにつければいいかという部分で1400万円が予定されている。その中で、先ほど、どこにつけるかまだわからんけれど、できる場所によっては2か所をつけるのが今回の予算の提案ということですよ。それでよろしいか。その後、総額で7800万円ということですので、多分機械なので、800万円が8か所ということは、残り順次していくという状況になると思うんですが、この辺のところというのは状況によって、今後年2か所ということであれば、3年、4年というような感覚で進める、そういう計画みたいなものというのはこれから立てるところですか。

矢田施設課長

矢田でございます。先ほどご指摘がございましたように、今の計画としては8か所という計画をしております。来年度、調査設計を行う中で、その8か所が必要なのかどうかというのも含めた形で、配水エリア、それから末端区域についての検討をいたしまして、そこで実質的に必要な箇所というのを選定いたしたいということでございまして、平成25年度の2か所ということにつきましては、昨年でも塩素濃度が下がっておるという箇所もございまして、ですので、それも当然検討の中には入るわけなんですけれども、予定として上げさせていただいておるという状況でございます。

以上です。

竹野兼主委員

ということは、最大で7800万円で、状況によってはこれよりも減額される可能性というのは非常にあるということと、それから、3ページのところの3の他都市の導入事例とい

うので、9市と、他21市町とある、この30自治体しかこういうものはつけていないという状況の資料でいいんですかね。

矢田施設課長

この資料につきましては、現在確認できる部分での把握ということでございまして、全国全てを確認したということではございませんで、例えばホームページとか、そういうところでの導入状況というのを上げさせていただいたということで、今の実態の数とこれと合っているということではございません。

竹野兼主委員

なぜそういうことを聞いたかという、四日市市民の皆さんに供給する水道水、より安全性を高めるという意味合いの中で、それをチェックできる事業としては、これはやっぱりいろんな経営の部分で負担になることはあるかもしれんけれど、私自身としては、今、施設課長が言われたみたいに、毎日の点検の中で、昨年の夏の状況ではそういう状況があったから、この導入に踏み切ろうというような状況になったと考えるんですけど、その点はそれでよろしいですね。

矢田施設課長

そういう状況にございました。もちろん水道ビジョン等に計画等はございました。ということも踏まえて、現実には昨年にそういうような状況というのもあったということで、今回予算に計上させていただいたということでございます。

竹野兼主委員

今、事業の計画もあったと。これはもっと早くにするべきやったんじゃないかと、逆にそういう事態があったというのであれば、他の自治体では実施されているところ、これ以上に多分ひょっとしたらあるかもしれませんで、この予算に関してはぜひ進めていただきたい。また、その中で、今、言われたみたいに、つけなくてもいい、全て完璧に8か所、だから公平性でつける必要もないところにもつけないというような、そういう計画を立てられているので、そこのところは本当にしっかりとした検証をしていただいて、無駄な予算にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

それで、ここのところの3ページの1番の上のところに、おいしい水と書いてあるんですけども、塩素濃度が0.1mg/m³から0.4mg/m³が一番おいしいというような、米印で書かれているんですけども、ここのところ、おいしい水のところで、原水、もともとの水ってみんな場所によって違いますよね。そういうようなおいしい水という定義は、ここのところに言う0.1mg/m³から0.4mg/m³の塩素濃度であればそれでオーケーと言われるんやけれど、そういう原水の違いの部分のところで、上下水道局として何か意識されたところってありますか。あるかないかという部分で、その部分、何かもしかしてあったら教えてもらえる。というのは、原水の水によって、水の環境というか、いろんな部分で、ほかのところよりも非常にまずいなというか、問題があるんじゃないのみたいなことを言われた、そういう水源原水みたいなこともあったりするんで、そういう意識を持つ必要があるのではないかなみたいなことをちょっと思ったので、そここのところについてだけ、どのように思っているのか。何もなければ、何もなくていいんです。そここのところだけお願いできますか。

諸岡 覚委員長

施設課長、何もなければ、何もなくて結構です。お願いします。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。先ほど、おいしい水のお話が出たので、おいしい水の要件というのが厚生労働省のほうで定めております。それは、残留塩素もありますし、蒸発残留物、また硬度、マグネシウムとかカルシウムといった硬度も多少入っていること、また、遊離炭酸といって、発泡、爽やかな味がするようなものとか、例えば、においが全くしないものとか、そういう要件が7項目ぐらい設定されております。四日市の水というのは、ご存じのように地下水が約7割取水していますので、このおいしい水の要件に全て当てはまっておる水だと、私ども水質試験をしていて感じておるところでございます。

以上です。

川村幸康委員

そうしたら、また言いたなんのやけど、する必要ないやないかという話になってくるやん。ほんで、否定はしてへんのや。せやけど、他都市の導入事例は書いてあるんやけど、

してないところもようけあるのやから、ほとんどはしてないんやんさ。してない中で、四日市がそうしたら導入する考え方を、必要性があるのか、ないのかで、突き詰めていくと、なかなかあると言いがたいところがあるのや。だから俺は言うただけでな。反対するものではないんやけど、本当は経営全般を見たときに、優先順位がこれで高いかといったときに、安全・安心というのは、それは大事に決まっているけれども、否定するものではないんだけど、どうなんやということを俺は提起しただけやでな。だから、今みたいな物の考え方でいったら、逆に俺は反対したくなるねん。

諸岡 覚委員長

要するに、誰が見たってこれはしたほうがいいに決まっているんだけど、かといって、今しなければならぬものかというところなんだと思うんですね。ですから、提案をするからには、曖昧な答弁ではなくて、今しなければいけないんだという理由をきちっと述べていただきますようお願いをいたします。

再度答弁をお願いします。

塚田上下水道事業管理者

水道法で塩素濃度が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ で定められております。ですから、 $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ なかったら水道水ではないということです。ほかの要素は別といたしまして。こういった状況が、先ほど施設課長からも話がございましたが、昨年、ある場所で起こりました、実際。ですから、これはたまたま早く把握したらよかったものの、把握できなかったら、水道法でいう水道水じゃない水を各家庭へ送るということになったわけです。ですから、それを避けるためには、やはりこの24時間体制の監視、これをする必要がある。そういう判断で今回、平成25年度予算に計上したということでございます。

川村幸康委員

そうすると、否定のためじゃないで、ここから聞くんは。そうすると、監視はするんやけど、原因と対策というのはできとるわけ。だから、逆に言うたら、監視はするで、水道水じゃないのを家庭に配るおそれがあったから、監視はするのはええんやけど、そこで即座に対応できるという話なんやろうけど、原因がいるわな。これ、ずっとなしでもやれとった話か、今でもたまたま気づいたって言うけど、もしあれやったら、そこはどういう考

え方なん。

塚田上下水道事業管理者

済みません、ちょっと言葉が悪かったですけれども、たまたま見つけたっていう意味じゃなしに、給水栓の毎日検査の中で見つけたということです。これの対応というのは、じゃ、どこの場所で、排水経路を考えて、どこの場所でその塩素を挿入すれば塩素濃度が0.1mg/m³以上保てるかと、そういったノウハウというのは上下水道局としては構築しておりますので、それに基づいて対処していくということになります。

川村幸康委員

監視をすれば、原因をすぐ究明できて改善できるということの考え方であるということやね。わかりました。

村上悦夫委員

今、川村委員の言われたように、監視システムはいいことだと思うんです。それを調整することもできると。だけど、この滞留する水道管が、要は、滞留する箇所と書いてありますね、滞留しやすい箇所では水温が高くなると、夏、塩素濃度が低下していくと。そういう箇所というのは大体、今までの設備の中で、滞留する箇所というのは、しやすい場所と書いてある以上、そういう箇所があるということですかね。先ほどの説明の中にも、朝はみんなが使うからきれいに流れて、予定どおりいくけど、夜になると変わると。昼間で高温にさらされるというような原因というのは、やっぱり各所にあるんですか。それとも、例えば今までの布設工事の中で、幹線道路が平行に入っておって、そこから支線を引っ張り出して各家庭が使っている、その水そのものが滞留できない状態で配管設備をされているところは、なお一層、この水というのはよどむというか、圧力は同じだけど、水の流れというのはそこに生まれてこない。そういう場所が滞留しやすいという判断でいいんですか。そういうとこの箇所というのがまだあるんですか。

塚田上下水道事業管理者

村上委員のおっしゃるとおりでございます。水道管というのは下水道管と違まして、一方通行じゃないんですね。下水道管は高いところから低いところへ流れていって、処理

場まで流れる。水道管は全てループになっていますから、末端でそこで水がとまっているという、そういうところもあるんですね。だから、まずはそういうところは絶対滞留しやすいです。一番末端で、1家庭しかないというところだったら、本当にたまりやすいですね。それともう一つは、ループになっておりますので、例えばAという配水池から流れてくる水と、Bという配水池から流れてくる水と、同じ管になる場合があります。これは、そのご家庭の使用量によって、その配水管の水が右に行ったり、左に行ったりするわけです。そういったところというのは、当然滞留がしやすいということになりますので、これはうちの職員の経験則の中で、どういうところというのは大体は把握しております。ただし、それが一般家庭の使用量とか、企業の使用量によって場所が移動するというのがございます。ですから、そういうのを踏まえて考えると、やはりこういった監視装置が欲しいなと考えたわけです。

村上悦夫委員

よくわかりました。

伊藤嗣也委員

たくさんの方が質問されている中で、ちょっと理解できない部分があるので、簡潔で結構ですので教えてください。この末端の監視の件なんですけど、24時間リアルタイムで水源管理センターで管理するわけですが、そのデータで異常を示した場合、そこから人員がどこかの場所へ行くわけですね。その施設へ行って対応するわけですがけれども、前段のほうの文章で、次亜塩素酸ナトリウムを過去の経験を加味して余裕を見て投入しておると、つまりこれは職人的なわざを使って対応しとるわけですよ、現実。ですから、幾つの数値がどの時点で塩素濃度が出たらどういう対応、制御かけなあかんということは全く示されていないわけですよ。ないわけですよ。要は、データをとるということは、そのデータをどう生かすかということが大事であって、制御すらできないわけですよ、はっきり。ですから、そういうこのメリットが、私は本当にわかりにくい。現状、これだけ莫大な投資をして、本当にどう変わるのかがちょっとわからないので、もう一度、簡潔で結構ですので教えていただきたいのが1点と、5ページの施設の優先順位なんですけど、管路整備計画が上下水道局の関係各課とやられておるわけですが、地震対策とかいう文言は入っているんですけど、例えば基幹病院、市立四日市病院であったり、三重県立総合医療センターだったり

四日市社会保険病院、このようなところというのは、つまり指定避難所であったり基幹病院等、そのような大切な場所というのが、こういう計画上、管路の古い、新しい、プラスアルファでご検討されておられるのか。管路の経年変化のみなのか。その辺も含めて、その2点だけ、わかりやすく結構ですが教えてください。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。まず、末端水質監視装置の中で、24時間監視、そのデータに対してどういう対応ができるのかというご質問をいただいたかと思えます。まず、先ほど来、申し上げております、夏場に下がりやすいというようなことがございます。そういった場合に、24時間監視をしておりますと、徐々に下がっていくというようなところというのは傾向としてつかむということが可能でございます。したがって、そういう場合には下がる傾向が強いところというような予測が立った時点で、すぐに追加の次亜塩素酸ナトリウムを投入するというような形で塩素濃度を確保をすることが可能と考えております。

出口水道建設課長

重要度の考え方というところでございますが、今、私のほう、案としまして、まずは生桑配水池、毘沙門さんの近くにあるわけですが、それからこの市役所の本庁までというところについては、発災時には非常に重要な位置を占める施設が、消防とか、いろいろございます。まずそういうところについて優先的に整備を始めなければならないのかと思っております。それと、基幹病院というところもおっしゃってみたいと思うんですが、やはり基幹病院というのは、負傷された方が搬送されてくる、こういったときに水がなければ苦勞されますので、そういったところについても、今度は整備の中では重要な位置づけであると私ども考えております。それと、関係各課と妥当性を検討しておるという中で、これは経営的な面、そういったところも含めて、どこまでいけるかというところの検討から、そういった関係各課というところで今、議論をしている最中でございます。

あと、最後に言われていました避難所ですけれども、これもやはり地域の方が困られたときには非常に重要な施設になってまいりますので、その点を加味しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。監視の件なんですけど、要は飲料水、水をつくる工場、プラントでつくるならいいんですが、これ、非常に広いエリアで、水源管理センターから車で人が行って、24時間、水源管理センターで何人いるか知りません、その人が過去の経験を加味できるような人なのかどうかもわかりません。もう少し、私は十分説明できる内容が必要ではないかと思います。

以上です。意見で結構です。

伊藤修一委員

水質の話が出ていましたので、朝明水源地というのは今の現状はどうなっているのか。今後何か計画があるのか。高度浄水処理施設という、その計画の関係がどうなっていくのか。その辺もあわせてお伺いしたいんですが。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。まず、朝明水源地の関係につきましては、昨年、施設見学ということで、紫外線照射装置のほうを見ていただきました。朝明水源地の水質そのものについては、マンガンであるとか鉄がほかの水源地に比べて多いということで、今現在、第2期の整備事業の中でも、その除去装置というものを検討しておるという状況でございます。それにつきましては、今後の年度、平成30年度までに実施時期等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

あと、それから水道の井戸につきましては、朝明1号井、2号井というものは老朽化してまいりましたので、平成25年度には井戸の調査等々に入って行って、自己水の確保という形の事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤修一委員

今、ずっと水質の問題が出とって、監視システムも入っとるんやけど、現実朝明水源地は何らかの対策を早急にせなあかん状況にあるという認識なのか。それでまた監視システムなんかは、はっきり言えば朝明水源地なんかはそういう該当のエリアと違うんやから、

いわゆる検討するとか、そういう段階じゃなくて、朝明水源地はこれからの課題なのか、今の課題なのか。そこら辺の認識が余りわからんのやけど、その辺どうなんやろうか。

矢田施設課長

朝明水源地、水質に関しましては、先ほども申し上げましたように、鉄、マンガンが多いとはいうものの、水質の基準上を超過しておるといってもないというところはあるものの、課題として、自己水を確保していく上では多いという、改善をしていく必要があると考えております。先ほど言いましたが、その末端の監視装置につきましては、要は給水をしていただく、その配水ブロックの境界付近でありますとか、それから本当に末端の部分について、残留塩素が確保できておるかという側面でございます。ですので、水源に関しては原水の取水に対する考え方、それから末端監視装置につきましては、給水をしていく上での検討という形で考えております。

伊藤修一委員

上から下への考え方やけど、上に心配があったら、もらう人たちは、そういう別だという考え方じゃなくて、やっぱり常にそういうエリアの人は水に対して不安とか、心配がないよと、きちっとそういうことを24時間監視したってもらうのが本当の意味かなと思うのよね。朝明水源地はとても大事なんやと。大事だから、これを残していかなあかんし、今後もやっていかなあかんで、そういう部分ではそういうエリアの人たちにとっても安心・安全の保証をしていくというのは義務やから、別に24時間監視システム、別個の話ですというの、ちょっとどうも納得できやんし、逆に言えば、そういうところをセーフティネットでかけておいてもらうのも別に悪くないかなとは私は思うんやけれどもね。だから、そういう部分で、そのリスクがあるところに対しては、そういう付加を常に検討していってもらうことも必要じゃないかなと、そう思いましたので、今後朝明水源地の計画は、できたら余りゆっくりした話じゃなくて、さっきも言うように、予防保全という考え方、長寿命化の話やないけれども、金は要るけれども、平準化というたら後送りになるので、この際、予防保全で早くメンテをかけたら、さらに長寿命化ができるという、この考え方がベースにあるか、ないかということで、さらにこの施設のアセットマネジメント、片仮名ばかり言うと難しいで、言いにくいけれども、それがやっぱり生きてくると違うかなと思うんやわね。だから、そういう予防保全の考え方も含めて、朝明水源地の対応は平成

25年度中に早急に対応も検討を早く示して、議会に報告いただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。先ほどご指摘いただきました朝明水源地、これは第2次の整備計画に載っておる事業でございますので、まず平成25年度において、どういう形で進めていくのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

進捗状況については、また追々議会のほうにもきちんとお伝えいただきますようお願いを申し上げます。

委員の皆様と理事者の皆様、ともにお願いなんですけれども、議事運営の都合上、まだこの後、議案、条例改正もあります。その後、下水道の部分で予算、補正予算があります。できましたら、今やっております議案第11号につきましては、この午前中に採決まではしてしまいたいと考えておりますので、どうか円滑な推進にご協力いただきますようお願いをいたします。

川村幸康委員

委員長の指示どおりであれですけど、一つ教えてほしいのは、だからもうずっと言うてるけど、平成25年度で1400万円か、これ、7800万円の全体事業費やんか。要は、使うんか、使わんのかを知りたいんやわ。今の答弁の中で、結局1400万円と、括弧の3000万円か、3000万円で終わるのか、7800万円まで予見しておるのかという話が一つと、今、伊藤修一さんも言われたように、ピンポイントで決めて、そこならそこという話なら必要性もようわかる話かなというところの部分、それがこの事業会計の予算書でどこに来とるのかなと思って、よう探さんだで。何ページにどうやって上がってんのかなと思って。

諸岡 覚委員長

2点、予算のおおよその見通しと、この予算書の中の何ページのどこに書いてあるか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。まず、来年度予算として計上させていただいておりますのが、調査設計として1400万円、それから2か所実施予定ということで1600万円を上げさせていただいております。まず、全体事業がどれだけになるのかというご質問かと思えます。先ほども申し上げましたが、まずその末端監視装置調査設計で、その必要箇所、末端というのはどうしても各配水ブロックなり、ブロックの末端であるとか、水道管の末端という部分がございますので、それについてのまず調査をさせていただきたいということが1点。それから、実施箇所につきましては、昨年、ご説明させていただいております、危ないところがあったというようなところもございます。その辺についてはまずはということで、予定として上げさせていただいております。

久志本経営企画課長

予算書の34ページをごらんください。第2期水道施設整備費の中の、まず9番の委託料の一番上の水安全計画・水質管理の充実関係委託料ということで、1400万円計上されております。それから11番の工事請負費の中の一番上のところですが、水安全計画・水質管理の充実関係工事ということで、1600万円計上されております。

以上です。

川村幸康委員

そうすると、この委員会の説明資料7800万円となっとるんやけど、全体計画、この予算のあり方も余りよくわからんのだが、3000万円やわね、そうすると。平成25年度はね。そうすると、引き算する4800万円はまだ、全体計画として未定やもんで、説明のために上げただけで……。

諸岡 覚委員長

参考数値ですね、要するに。

川村幸康委員

要は、7800万円というのは決まったものでないという見方でええのか、どうなんか。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。先ほどご指摘のとおりでございますして、来年度の調査設計に基づいて箇所の検討を行っていくと、それによって全体事業が決まってくるということになりますので、現時点ではこれは参考数値ということでございます。

川村幸康委員

よくわかりました。あと、もう1点だけ、23ページ、予算書の、小水力発電売電料等とあるのやけど、8018万円か、どんなのかわしわかれば、内訳を教えてほしいなと思ったのが1点。これも、今ぱっと言えるなら。それから、この雑収益で上がってるのな。下水道使用料等事務負担金は1億4640万円、これもどういうことなかなと思って。そこだけ。

諸岡 覚委員長

売電の内訳と雑収入。

矢田施設課長

まず、小水力発電の売電料ということでございますが、昨年、売電単価が3倍程度増加いたしました。ということで、来年度、年度間通しておよそ3000万円ぐらいの収益が入るということでございます。その他につきましては別に説明をさせていただきます。

久志本経営企画課長

下水とか農業集落排水等からの施設維持管理等の負担金として586万6000円いただいております。庁舎等の維持管理につきましては、水道会計で負担しておりますので、その負担金につきましては、農業集落排水特別会計と下水道会計が一般会計から負担金をいただいております。

諸岡 覚委員長

それで500万円ですね。さっきの売電3000万円、合わせて3500万円で、あと、まだ大分足らん部分は、まだ半分ぐらいですね、それで。

久志本経営企画課長

今のは、去年との差額のふえた分でした。済みません。局庁舎の管理費の負担金が2300万円、それから小水力発電の売電料が3400万円ほどいただいております。

川村幸康委員

そうすると、一つ、これも意見だけど、その売電というのをもう少し本当は考えたほうがよかったんやろうなと俺は思うとるんのやわ。環境部のほうでよう言うとるんやけど、市民なんかでも物すごい募集があつてな、この間もめたけど。太陽光発電でも。買い取り料の単価が高いでな。企業経営で言うと、まだ今からでも遅くはない。上下水道局は力はあるんやで。売電で収益を上げていくというのも一つの、探る経営としては必要なことやもんで、どうにもならんかわからんけど、補正でも組んででも上げて、この際やる必要はあるんかなと思う。私、最初は意外に余り小水力賛成派じゃなかったけど、これだけ上がってくると認めざるを得んなと思うと、一つ、検討の余地があるんかなと思います。

33ページ、アセットマネジメント作成業務委託料というのも、どうしても聞きたかったもんで、550万円ぐらいかけとるんやけど、何にこんなに要るのかなというというか、だから要は。委料となるんやけど、さっきの話を聞くと。どこか外部に出したんやろうえけど、どこへ出したん、これ。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。アセットマネジメント作成業務委託ということでございます。これにつきましては、先ほど言いました水道施設に関する資産の管理、それから重要度、点検更新の計画を立てていくというものでございまして、これを来年度、作成業務を出していくということでございまして、それに必要な経費として554万4000円という数字を上げさせていただいております。

川村幸康委員

アセットマネジメントのやりとりは大体お伺いしたけれども、550万円ぐらいかけて、その価値があるんかないんかというのがよくわからんもんで、おる皆さん方でそんなんできやんのか。自分らで使うとる機器を。それとも、そういう機器会社がそういうセールスをしてきて出すという話なんか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。まず、それが内部でできないかというようなことでございます。今まで、点検でありますとかいうものについては、先ほど来、伊藤委員さんからもご質問いただきました、電子データで管理しておるかどうかということもございました。今現在といたしましては、点検とかというのは、水源管理センターの職員が、ベテランの職員がそういうものを毎日点検をして、その状態を把握しておると。それをペーパーで残しているという状況でございます。今後、そういう技術の継承という面にも関係するかもわかりませんが、そういう技術、ノウハウというもの、それから施設の状態等については、その蓄積というもの、それからその手法というものについては、業務委託で外部でデータとしてまとめていくという必要があるかと考えております。それを今の職員の中でやっていくということについては、今の体制、今の中では難しいと考えておまして、それを外部に委託させていただきたいと考えております。

川村幸康委員

外部委託を否定するものではないんやけど、局の中で、局がやっとなる職員の中で多分これ、やるべきことかなと思う。普通、一般論でいくとな。だから、委員長も言われとるで採決まで行かなあかんのやろうけど、後でもええでさ、一遍アセットマネジメントというやつは、さっき言うったようなものやとすると、上下水道局の職員さんらが意識を持ってやるべきことやろうなと俺は思うとるんのやわ。これ、毎年この予算は必要とするもんなん。今限りという話なん。それと同時に、毎年毎年、機器のそんなんは、年度で上下水道局の職員らが、これどうなん、あれどうなんというのを確認して、一つずつ積み上げていくもんかなと思うとな。それを委託するということは、余り企業会計の会社としては考えにくい。費用対効果からいくとな。そんなん外部に出す必要ないもん。自分らでやらなあかん仕事やろうと俺は思うとるもんでな。

矢田施設課長

今回のこのアセットマネジメントの手法といいますのは、まず、先ほど委員さんもおっしゃっていましたように、施設の点検管理というものについては、それから施設の状態の把握等々については、やはり職員が自分でよく知っているということでございます。ただ、それを今後ずっと継続していく中で、この手法を取り入れた形で管理運営もしていくとい

うことは、今の職員を入れかえるとかいうところで、情報等を集約していくということも必要かとなってくるかと思っています。ですので、ノウハウとか、そういうものをまとめていく。当然、アセットマネジメントのこの手法をつくっていく上では、今おります熟練の職員の知識というものを含めた形で、それをまとめるという形で考えております。

あと、単年度でどうかと、毎年あるのかということですが、これに関しましては、来年度つくって、それをデータ更新等を自前でやりながら進めていくということで、この予算経費といたしましては、単年度でアセットマネジメントによる計画というものをつくっていきたいと考えております。

以上です。

川村幸康委員

委託料というのはようけ総務費の中でもある、上下水道局も持ってさ、その委託料というのは大体わかるんやけど、今回新しく出してきたアセットマネジメントというやつは、局ですべきことを外部委託するという考え方は、塚田さんがよく言われている経営の考え方からいくと、そこはやっぱり肝で、上下水道局ですべきマネジメントで、その管理のために職員さんを雇うと私は思うところがあるもんで、それまで外へ出すと、それこそ局の人が要らんような話になるんかなと思うもんで、そこまで出し出すとな。水道のああいう水源のところのガードマンみたいな、警備してもらう人とか、そんな委託費も出とるし、電算業務の委託とか、さまざまなものが外部委託で、職員を使うより安いということで出てきとるんかわからんけど、本来あったはずやけど、職員さんらの経営ということで考えたら、局でできることは局の人でやっていくという考え方を持ってこんと、やっぱりそれはコストはかさむ一方かなと思うと、どこかで安易に委託、委託という考え方よりも、一遍そこもきちっと見直さんとな。委託の流れも。結構委託費、上下水道局も多うなってきたんで、委託費の洗い出しはきちっとしやんとさ、結構多いよ、委託費、どこもかもに。29ページ、庁舎管理委託業務から泗水の里製作委託料から、電算機保守業務委託料、企業会計システム関連業務委託料とか、水道水源保護施策業務委託とか、委託料というのは年々、私、見とると上がってきとるような気がするでさ。やっぱり洗い出しをして、局でやれることは局でやっていくという考え方だけを指摘しておいて終わります。

杉浦 貴委員

配水の検査のやつですけど、監視施設か、これというのは別に市民ニーズとか、それから市民からクレームが入ってどうだとかというような視点は全くないという理解でよろしいんですかね。要は、法律上、水道水じゃないものを上下水道局が出している可能性があったと。それは市民は全然知らない。この話というのは、要は市民ニーズ何だかんだという、それは僕は大事やと思う、誰でも大事やと思っていると思うけれど、そういうものと全く別で、0.1mg/m³、これ以上のものを、法的な責任をとるために監視施設をつくってやりますという理解でいいんですかね。

塚田上下水道事業管理者

水道事業者として水道法を守るためにやります。ですから一般市民は、例えば塩素が少なくなっても違和感を感じないでしょう。逆に、塩素濃度が濃くなったほうが、何か塩素臭いなと思われると思いますので、市民ニーズというか、市民感覚からいけば、こういう事業をやっているというのはわからないと思います。

杉浦 貴委員

お金の問題が絡んでくるんやろうと思うけれども、全体で7800万円って、これ、参考のお金ということだから、別に2か所であったもんが、実質は4か所ぐらいで終わるのが、8か所いくのか、僕はようわからんけれども、やっぱりそれは料金にはねるとか、いろんなことで市民負担がふえるわけなんで、何らかの形でお知らせみたいなものをしたほうがいいのではないかとちらっと思いましたので、それだけはちょっと考えていただいて、こんなこともしていますよと、安心・安全、おいしい水、これを確保するためにはそういうチェックも入れていますよというような説明を、そのかわりお金かかっていますというようなことをはっきり言ったほうがいいと思うので、そういうことで、これについてはオーケーかなと思います。

それからもう一つ、経年管の更新計画なんですけど、これというのは何か計画表みたいなものを、一覧表みたいなものというのは出していただいているんですかね。出ているんですかね。ここにお示しすることができましたと書いてあるんやけど、真ん中に、計画をね。平成24年度当初から手がけて、このほど分科会でお示しすることができました。計画というのは、この後ろにくっついとるやつを言うんやろうか。

出口水道建設課長

委員言われますように、19、20ページというところで、経年管の布設替事業の対象箇所図ということで、導・送水、配水管の300mm以上というところを計上させていただいております。

杉浦 貴委員

さっきからいろいろお話が出ておるけれども、要は全体としてこれの対象になっている施設なり何か、上から下までたくさんあると思うけれども、その中で、先ほどあった、例えば病院だとか重要なものについてはどういう考え方をしているのかとか、要は一覧で全体を見渡せるものがないと、こことここをやりますわと、平成25年度に、それから平成26年度から平成30年度は場所だけは示してもろうてあるけど、どのようにして幾らぐらいお金がかかってというのは、一切これはわからない形になっているので、計画ができましたということになったら、平成25年度がどうで、平成26年度がどうで、どれぐらいのコストがかかってやるのか。それから、この四つに分けた中で、この部分は1番に持ってきましたとか、これは2番目です、これは3番目ですというような、そういう表というのは、重要施設に限ってでもできるんじゃないかなと思うし、それから、どこまでどんな表をつくってもらうのか、あれなんだけど、もう少し一覧性のある、そして計画、これ平成30年度までになるんやね、これ。平成31年度以降もあるんやけど、どこまで書いてもらうかはあれやけども、3年分書くか、5年分書くか。だから、そこら辺は計画表みたいなものを、今というんじゃなくて、つくってほしいと思うし、これからもこういうものがあつたら、そういう形を出してもらおうような準備をしてもらいたいなと思います。

塚田上下水道事業管理者

この経年管計画と耐震化計画は、第2期施設整備計画の中で年度ごとの施工金額、これは計上の中で置いてあります。今回、これは平成24年度の調査が出てきましたので、じゃ、優先順位はどういう考え方でやっていく、その考え方でいくと、どこを先にやっていくんだという計画をこれから立てます、申しわけございませんが。これが立った段階で、この都市・環境常任委員会の協議会の中で説明をさせていただきたいなと思っております。

杉浦 貴委員

お示しすることができましたというのは、きょうここへ出していただいたやつができましたということで、全体の分についてはもうちょっと時間を頂戴と。わかりました。

諸岡 覚委員長

他にある方、ちょっと挙手いただけますか。加藤委員どれくらい……。

加藤清助副委員長

もう短いと思いますよ。

諸岡 覚委員長

それなら、あと10分だけ延長させてください。

加藤清助副委員長

済みません、進める立場でありながら、お昼が延長になって。委員会資料の11ページ、先ほども出ましたけど、第2期の水道施設整備事業というので、さっきの安全の末端のやつも入ってきていると思うんですけども、末端のところではいろいろやりとりがあって、後日でもいいですけど、水質の測定というんですけど、先ほど水道法の関係で、例えば塩素がその基準を下回るとあかんもんでということですけど、じゃ、24時間連続して測定できる水質の何が測定できるんかというのをまた示してもらおうのいいかなというのと、1か所800万円の装置なんですけど、全然イメージできないんですが、エアコンぐらいの室外機なんか、この間、朝明水源地に見に行ったようなもんなんか。多分メーカーさんのモデルみたいなのがあるかなと思うので、そういうイメージ図と一緒に添えてもらうと、こういうやつかというのがわかるのかなと思います。

あとは、その水質測定して、即時対応できるて言うんやけど、そうすると測定した測定物質というか、成分の関係で、何と何に水道法の関係で対応できるんかという、ここでは塩素の対応がということですけど、ほかに即時対応できる、せなあかんようなもんがあるんかどうかというのを、そこら辺だけは後日で結構です。

戻って、11ページの第2期の計画で、先ほど杉浦さんもあったように、9年で全体事業費が154億で、その中に7項目の先ほど来の経年だとか、いろいろあって、事業計画費が出ていて、ことし、平成25年度は17億円なんですよ、事業費が。12ページにあって。事

業の進捗率が、この新年度、平成25年度末で36.9%というんですが、平成30年度までを考えると、最低40%以上、50%ぐらいいかないと、おくれてしまうのではないかなという思いを持っておると、この36.9%というのは何に対する進捗率なのかという、もともとの154億円に対する36.9%の進捗率なのか。描いている事業そのもの、個別につぶしていったら36.9%になる見込みなのかというのがちょっと、コメントしていただけたらと思います。

その財源の内訳ですけれども、12ページの一番上に財源内訳があって、国庫補助金が470万円なんです。17億円の水道事業で、私はぱっと見たときに、たった470万円しか国庫補助をもらえやんのかなという思いで、ずっと舞い戻っていったら、7ページのところに国庫補助金というのがあって、平成25年度予算どおり470万円なんです。前年度は3770万円なんです。減り方が大きいなという思いで、何でも減るのかなと思いがら疑問を持って、この予算資料の151ページを見ましたら、新年度は6億4700万円で、国庫補助金、先ほどの470万円、だから水道の施設事業のうち、この470万円しか国庫補助はなく、ほかは全然一銭も国庫補助がない施設事業なんかとしか読み取れません。しかも、前年度は耐震化事業で7億1955万円の事業で、3770万円の補助費がついているんですよ。だから国の算定がどういう、同じ事業やのに、去年は3770万円で、ことしは470万円しかつかんというのは、国の政策からいうと、どんどん公共のところでそういうインフラ整備をやってという、追加補正もされるような時代というか、背景が一方にあるじゃないですか。それを見ると、ぜんぜんちゃうなという思いで、よくわからなかったです。即答できれば即答してください。

諸岡 覚委員長

簡単に説明できるものですか。

久志本経営企画課長

まず、済みません、12ページの36.9%につきましては、第2期水道施設整備事業の総額予算の154億4210万円に対しての進捗率。先ほどの補助金の件です。補助金が少なくなった理由ですけれども、これはライフライン機能強化事業費補助金という補助メニューが対象になっております。平成24年度につきましては、高岡1号、みゆき1号、山手2号という耐震補強、大型の工事が、特に山手2号が2860万円対象になった大きな工事がございま

した。それに対して、平成25年は2件だけ、件数としては2件ですけれども、水沢1号配水池改築更新工事、水沢谷町配水池耐震補強工事ということで、もと事業費、平成24年度はかなり大きかったんですが、平成25年度は事業費ベースで少し小さくなっているのが主な原因であります。

諸岡 覚委員長

ちょっとその辺、答弁を整理していただきまして、午後からまた引き続きさせていただきます。

暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

12:11 休憩

13:15 再開

諸岡 覚委員長

それでは、午前に引き続きまして、上下水道局、水道事業の予算審議、継続して進めてまいります。

午前中、加藤委員からの質問でとまっておりますので、その答弁から進めてまいります。よろしく願いをいたします。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。ご質問のありました末端水質連続監視装置についてご説明させていただきます。お手元に1枚ぺらで資料をお配りさせていただきましたけれども、それをごらんいただきたいと思います。これが末端連続水質管理装置で、大きさとしては20掛ける30cmぐらいのごく小さなものなんですけど、最大7項目、水質測定ができます。その項目については、右下の特長というところをごらんいただきたいと思いますけれども、残留塩素、濁度、色度、ph、電気伝導率、温度、圧力、となっております。そのうち、水道法で毎日検査が義務づけられている項目が、残留塩素、濁度、色度でございます。

以上です。

久志本経営企画課長

水道事業の補助の考え方を説明させていただきます。まず、水道事業につきましては、整備拡張のための補助メニューはございますが、四日市のような黒字健全企業の更新的な工事や老朽化に伴って建てかえを行うときに耐震化されるような工事については、補助メニューはございません。平成14年度から配水池、水道施設の耐震化を進めていますが、平成20年度から国の補助採択を受けて、既存の配水池の耐震補強工事を行っております。もらえる補助金については全てもらいにしております。

それから、平成24年度と平成25年度の補助の金額の差が大きいことにつきましては、平成24年度は3件、平成25年は2件でしたんですが、平成24年度に山手2号の工事が2億5000万円、補助金で3000万円ぐらいありました。この事業が大きく影響しておりまして、その影響で平成25年度との差が大きくなっております。

以上です。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

加藤清助副委員長

最初のこれ、ありがとうございました。最初の説明にときに、即時対応できるということで、ここで水道法で定められているのは3項目がわかるという測定器だそうですが、残留塩素は即時対応とか、その水源管理センターやたっけ、そこが対応すると思うんですけど、濁度とか色度とかは対応するようなことはできるの、しなくてもいいのか、あるのか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。濁度と申しますのは濁りということでございますので、濁りが感知された場合には、放水作業等を迅速に行って、きれいな水を供給できるようにするというような形、色度も同様でございます。

以上です。

加藤清助副委員長

もう一つのほうですけど、補助金の違いが何でなんだと聞いて、平成24年度は同じ、多分これ予算資料では151ページに、水道基幹施設耐震化事業というので、もともとの2期の水道施設整備事業の一つの分野なんですけど、平成24年度も同じような耐震化事業の中で、さっき、山手何とかというのがありましたけど、それは補助率というか、補助金額が高かったようなことの説明やけど、その違いの部分がちょっとよく読み取れなかった。

久志本経営企画課長

補助率については、基本的には補助対象の3分の1となっておりますので、補助率が変わったということではございません。山手2号自体の工事が2億5000万円ということで、平成24年度がかなり多くて、それに対する補助金が3000万円ということで多くなっている。この1件のためにかなり多くなっているということです。

加藤清助副委員長

大体わかってきたけど、だから去年の7億1955万円で37770万円ぐらいの補助金が、その7億円のうちの2億円の何とか山手事業が対象だったけど、ことは総額的には耐震化事業は6億4700万円やけども、その補助対象の個別事業が小さいからということやね。

あともうちょっと、第2期水道施設整備事業のやつで聞いておきたいのは、さっき進捗率は金額ベースで36.9%、平成25年度末になる見込みなんだけど、第2期水道施設整備事業は七つの分野の事業がありますよね。金額ベーストータルとしてはそういう36.9%なんやけど、七つの事業の進捗度が当初の計画で、この耐震化は計画どおり進んでいるけど、この分野はちょっとおくれとるとかというのが概括でわかる、そんな違いはないんかもわからんけど、ほぼ計画どおり同じ進捗率で遂行されているのかという部分と、あと、この11ページの委員会資料で、もともとの9カ年の2期工事が総額154億4210万円で、ここの枠を見ていくと、最後の手前に事務費10億4700万円とあるんやけど、この事務費というのはそもそもどういうのを対象にした事務費なんかということと、多分単年度でいくと1億円ちょいぐらいの事務費になると思うんですが、私なりに見たら、この企業会計の34ページに、第2期水道施設整備費というのが、平成25年度の17億358万円の明細が書かれていたもんで、推察するに、第2期水道施設整備費の、1節の給料から8節ぐらいの通信運搬費までが事務費に相当するんかなと思って、足してみたら大体1億円ちょいぐらいになるもんで、だからその第2期水道施設整備事業にかかわる職員の11人の給料とか云々かんぬん

部分が事務費で該当するように概算が積み上げられていると理解して間違いはないか。

久志本経営企画課長

七つの項目の平成25年度の予定の進捗率ですが……。

加藤清助副委員長

ばくっとでいいんです。だから、おくらしているのがあるとかいうのがあれば、特徴的に言ってもらえれば。

久志本経営企画課長

水安全計画につきまして、現状12.8%、平成25年予算ベースで12.8%です。基幹施設耐震化事業が56.7%です。経年管布設がえ事業が24.7%です。経年施設更新事業が29.1%です。それから、配水管布設がえ事業が106.1%です。水源確保事業が50%です。それから、高度浄水処理施設整備事業につきましては25.9%です。

事務費につきましては、加藤委員が言われましたように、工事請負費と工事の委託を除いた全ての経費が事務費に当たります。

以上です。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

三平一良委員

東員町との関係を一度お伺いしたいんですが、加藤委員のおかげで協力金がなくなって、今、環境整備費を払っているんですね、自治会、東員町に。そのことについてですけど、東員町自治会から今のところ苦情はないのかなと思うんだけど、そんなところの関係を教えてほしいのと、それから、この水、減ってきておるという話を聞いとるんやけど、安定的に将来的に受水できるのかどうか。それから、施設の耐用年数はどのぐらいで、更新せんらんのは何年ぐらいになるのかというのを教えていただけますか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。東員町の地区につきましては、長深、山田、中上のほうで除草それから巡視業務というのを委託業務としてお願いをしておるところでございます。今、地元の自治会さん、東員町さんのほうと何か問題になっておる部分というのはございません。ただ、長深地区さんのほうには除草業務等の依頼をお願いしておるわけですが、今現在まだ受けていただけていないという状況がございます。ですので、それについては引き続きまた、そういうところら辺の委託業務については今後もお願いしていきたいということで、引き続き続けてまいりたいと思います。

兼浦施設課副参事兼課長補佐

施設課、兼浦です。よろしく申し上げます。施設の更新につきましては、一番古いのが山手配水池の1号というのが戦前にできておるのがある……。

(「東員町」と呼ぶ者あり。)

兼浦施設課副参事兼課長補佐

済みません、全体をちょっと考えてしまいましたもので。東員町の施設そのものは、まだ古くなくて、機器類については経年劣化が来た時点で、大体20年ぐらいで取りかえております。耐用年数は古いのですと15年ぐらいなんですけれども、それよりは長く、メンテをしておる関係上、傷み具合を把握しておりますので、20年から22年ぐらいで取りかえております。

それから、取水能力につきましては、減ってきておるというよりも、農家組合さんと競合している部分が夏場にありまして、そのときに、ふだんは、例えば神田の取水場ですと1万2000^m³/日前後とれているんですけど、競合する場合にちょっと落ちて、6000^m³/日、7000^m³/日まで迫るときもあります。神田土地改良区さんをお願いして、できるだけ夜の取水をお願いできませんやろうかということで、夜に取水すると水が冷たいので、稲の生育にちょっと問題があるもんでということで、ちょっと余りええ顔はしてもらえないんですけれども、協力をできるだけお願いしておりまして、水不足になるような現象というのは今のところ起こっていません。

以上です。

三平一良委員

そうすると、一つの自治会とは環境整備を受けてもらっていないということは、関係がまだよくないということやな。

兼浦施設課副参事兼課長補佐

兼浦です。一応、3地区の自治会のうち、長深地区は何度か施設の管理運営の協力をお願いしておるんですけども、今のところ合意に至っていないという状態ではあります。毎年声をかけさせてもらっておるんですけども、そういう状態で、中上、山田のほうとは除草等のお願いをして、良好な関係は築いているんですけども、以上です。

三平一良委員

そうすると、毎年受けてもらえやんということは、今後もそんなようなことが続くということが予想されるんやけどさ、話をまとめようというあれはないわけですか。

兼浦施設課副参事兼課長補佐

施設課、兼浦です。一応、毎年声をかけさせてもらって、何とか良好な関係をお願いをしたいとは思っているんですけども、今のところ合意に至っていないというのが現状であります。

三平一良委員

それ、受けてもらわんと困るわけやな。そうでもないの。放っておいてもええの。

塚田上下水道事業管理者

自治会は何らかの、今まで入っていたお金が入らなくなった、何らかのお金が欲しいということなんですけど、うちは理屈の通らないお金は払えないということで、現在やっていますのは、施設管理、施設の草刈りとかそういうことをしていただいたら、それに見合う対価をお支払いしますということで受けってもらっております。ただ、長深はなかなか、草刈り等をやる住民さんが見えないのかどうかというところまではわかりませんが、受けてもらっていない。それで困るかということ、うちは、草刈りとかそんなのですから、業者に発注していますので、何ら困るところはございません。

三平一良委員

環境の整備も上下水道局でやっておるといことね。将来的に受水できるのかというところで聞いたんやけど、ずっとええんやな。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。今、取水状況といたしましては、季節的には変動というのがあるにしても、基本的に取水の能力というのは、自然減というのは、多少少ないですけども、それはあるにしても、今のところ直ちに取水能力ががたっと落ちるとかというような心配はないと判断しています。

三平一良委員

わかりました。

伊藤嗣也委員

資料ありがとうございました。水道水用水質自動測定装置。もし説明があったら別なんですけども、これって今はもう製造中止になっておる型ですよ。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。これは昨年、業者から見積もりをとったときに、そのときにいただいたパンフレットなので、製造中止になっておるといことは、私どもは掌握はしていませんけれども。

伊藤嗣也委員

ちょっと私の調べたところでは、ことしの6月11日に受注終了で、9月28日に製造中止になっていますんで……。

諸岡 覚委員長

ことしのですか。

伊藤嗣也委員

はい、平成24年、去年ですね。ごめんなさい。去年ですね。ちょっと調べてもらったら、もし違う形があるなら値段が変わるかなと……。

諸岡 覚委員長

つくり切って売れ残ったやつを売りつけにきたという可能性があるんで、そこはきちっと調べてください。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。一部の機種に関しては、試薬に有害な物質を使わざるを得ないというところで、一部の機種に限っては製造中止、使用できないという機種もあるそうですけれども、これに関してはそのようなことを聞いておりませんので、大丈夫だと思っております。

伊藤嗣也委員

このMWA 4 70型並びにその下の30型、この二つは製造中止で、新しくMWB 4 70型というのが現在製造販売されておると思うんですが。

諸岡 覚委員長

ちなみに、導入予定なのは、今もらっている資料のMWA 4 70型、MWA 4 30型というやつでよろしいんですか。

市川水質管理室長

機種に関しては、まだ見積もりをとって、その中で最低落札のところを選ぶ予定なので、これとは決まってはいいないです。

諸岡 覚委員長

あくまでサンプルですね、これは。

市川水質管理室長

そういうことですね。よろしいですか。

川村幸康委員

高くないの、これは。800万円ちゅう額は。予算の見積もりが荒っぽいような気もするもんで、幾ら特殊でも、800万円というとなんか大概なもんやで、設置のほうでも、設計で700万円やろ。1400万円って、1台にしても700万円にしてさ、少し高いでさ。提案は今、してきとると思うんやけど、これは少し眉唾物という気もするでな。余りにも割高であれなんやったら、却下するぐらいのつもりでとることはあるけど、そういう考え方はないとあかんと思うんやけどな。嗣也さんが言うことがあるとするならば、日進月歩でいろんな機種が出て、型が変わったのもそれで半値以下になるわけやろ。だから、今言う安全や安心を買うのも悪くないとしても、どうするのかという話やろうでな。きょう、さっき見とったら、群馬県かどこかでは生水飲まんといってくれて水道局が言うて、煮沸して飲めってアナウンスして、給水はとめてないとなっとったでさ。そんなレベルのところもあるとすると、次元が違うんかわからんけども。

市川水質管理室長

群馬県の件に関しては、ジアルジアという細菌が出たというところで、水道水を飲まないでほしいと。ジアルジアというのは……。

川村幸康委員

それはいいで、要はそんなことも含めて、この7項目のうち、説明があったのは、残留塩素を調べてもらうところが一番四日市では大儀ということであれば、7項目調べるのもええけれども、3項目でもええんやろうしな、多分。70と30で、多分そういうことなんやろう、3項目と7項目で。ただ、選定のときに、四日市に必要な分だけで、不必要なものは、ないよりあったほうがええと言うけど、使わんもんやったら今度は邪魔やで、考え方なんやけど、70と30でその分だけ安かったら、40得したという考え方を持たんとあかんのやわ。それから、買うときの心理って、どっちかいうと3項目より7項目やなという選比方をするでな。でも、それは逆もあんのやで、4項目減らしても、それしか使わんもんなら、もうあとの4項目は無駄という考え方もあるでな。それと、その800万円という妥当性が少し、大きさも含めて、私はもっと大きなものかなと思うとったもんで、小さいで安

いとは思わんけども、それにしても、立方当たり幾らつくかという話は、一緒なんよ、こなん。大体どんな機械でもな。そこを考えてくれやんとなと思って。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。ご意見のあるように、確かに7項目での見積もりで800万円と出ています。来年度、適正配置も含めて、どの項目が必要なのかというのを精査いたしまして、導入を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

川村幸康委員

だから、これ、水道法で設置が義務づけられていますということになるとさ、ちょっと高いわ。ここに書いてあるのと、俺、わからんよ。ビルや病院にも設置、どうのこうのと書いてあるのやろ。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。水道法で義務づけられているのは、毎日検査という形で、残留塩素、色度、濁度に関しては配水池ごとに最低1日1回は測定しなさいというようにうたわれています。ただ、この機械を導入することによって、毎日検査にかわって連続的に測定できるという機種であると認識しております。

以上です。

川村幸康委員

それでな、多分ビルとか学校含めて検査するのにいいよという売り込みで来とるのが、四日市市の上下水道局で800万円になつとるところ、別の学校法人やと100万円ぐらいか200万円ぐらいでしか買わんかなという可能性もなきにしもあらずやで、それは少しハードルを幾つか設けて、適正な値段で買うようにしてほしいなと思って、余りにも向こうにとってお値打ちな価格で買わんのにこしたことないでな。安なれば安くつけてもええという話も出てくるかわからんしな。余りにも高いんやったらさ。費用対効果というのはどこで見るかによって変わるで、下げれた分だけ得したと見る考え方が要るでな。だから、私らには決裁権がないで、あれやけど、7項目も要らんのやったら3項目でええと思うしな、こっちは。その考え方だけ指摘しておきます。

諸岡 覚委員長

ちょっと一つ、私、こんな法律は知らなかったので教えてください。このチラシに、学校なんかでも水道法の適用を受けますって書いてあるけど、そうすると学校なんかでも毎日水質検査ってしておるんですか、各学校で。これも言うと、学校なんかは水道法の適用を受けるって書いてありますよね。

市川水質管理室長

私の知っている範囲で、薬剤師会が委託を受けて、学校の貯水槽、高架水槽を学校は持っておるというところで、残塩の調査をしておるとしております。

諸岡 覚委員長

毎日。

市川水質管理室長

はい。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

そうすると、塚田さんとよく、水越元教育長としてもうとった話やけどさ、塚田さん、学校の子供に水飲ましてへんの、今でもやで。毎日しとるのやったら、もうはっきり言えるやん。飲んでくれて。そうやろ。毎日しとるのやろ、そうしたら。水越さんなんか、危ないで、タンクにネズミが死んだる場合もあるとか言うもったで。ちょっと待つて。毎日やっとなんとすると、教育委員会の判断は、毎日しなかった結果、子供に飲ましていうことなん。だから、毎日調べるとというのは事実で、そんでええんさ。そうすると、今度子供らにペットボトルやマイボトルを持たせて飲ませとるやん。その判断ってどこで来とるの。

塚田上下水道事業管理者

一度、教育委員会のほうに、どういう検査をしているのか、果たして毎日やっているのか、夏休み含めて毎日やっているのか、それをたします。仮に毎日やっていると、それでオーケーが出ていても、なおかつペットボトルを持ってこいと、そういう指導をしておるんなら、その原因は何なんだというところを教育委員会と調整させていただきたいと思えます。

川村幸康委員

ぜひともしてください。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

遠慮して聞かんだけどさ、第2期水道施設整備費の委託料と工事費の関係を少し説明してほしいなと思うとって、さっきの水安全計画でいうと、1400万円が調査費で、1600万円が例えば今の機械の本体代の予算だという話からいくと、その下のずっと配水池と導・配水管の耐震化関係業務委託料と、それに対する工事費との関係というのはどういう説明、内容なんかだと、中身が。

諸岡 覚委員長

どなたがお答えいただけますか。

川村幸康委員

予算書34ページやな、水道企業会計の。だから9番と11番との関係性やわね。例えば、導・配水管耐震化関係業務委託は2億2150万円で、導・配水管耐震化工事費は2億8700万円という関係性がさ、どこからが委託料、どこからが工事費なんか、さっきのやつはわかるけどな。1400万円と1600万円というのは。でも、わかるようでわからんのやけどな、実は。調査に1400万円もかかるというのは、俺はあんまり、実際にな。だから予算案の提案

する中での。

諸岡 覚委員長

どなたがお答えいただけますか。

出口水道建設課長

水道建設課長の出口でございます。先ほどの川村委員のおっしゃられます導・配水管耐震化関係業務委託料2億2150万円ですけれども、その内訳としましては、朝明系、三滝系、内部系の導・送水管、並びに配水管のルートを選定、先ほど言いました、管を入れるにしても道幅が狭くて入るところがないというところでございます。そういう検討で、この3水系に対しまして委託をかけて、実施に向けてより経済的に進めていかならんというところから、2億2150万円という予算を計上させていただきました。

それと、導・配水管の耐震化2億8700万円というところでございますが、これは先ほどの耐震化計画に基づきまして実施するものでございまして、主な路線としまして、ちょっと待ってください、管路耐震化等では、北山町で先ほど言いました600m、5300万円ほどの話をしております。それとまた経年管のほうでは、北山、小生、高角、采女、笹川というところの導・配水管で整備をしております、この部分が……。

諸岡 覚委員長

ちょっとはっきり説明してください。ざくっとした、わかりやすい説明で結構です。

出口水道建設課長

この委託というところの、先ほど申しました管路の選定をしていく中では、非常に重要な点もありまして、ことしは重きを置きまして予算配分をさせていただきました。

(発言する者あり。)

出口水道建設課長

先ほど言いました朝明、三滝系、内部というところで、そういったところのルート検討とか詳細設計、その他もろもろを含めまして2億2150万ほどかかりまして、その後、第2

期のほうの耐震化計画の中の総事業費の中で工事のほうへ充てさせていただいておるとい
うのが状況でございます。

川村幸康委員

都市整備部なんかのところの部分でいくと、設計というのは工事費に入っとるんやろ。
委託料というのは、例えば私が思うとったのは、どこの道路をどうやってやっていこうと
か、ちょっとしたものをコンサルに出すか、そういう業者に出してやってもらうぐらいか
なと思う。けど、設計って普通は工事費に入らへんの。朝明川水系のこれやったら、これ
が設計も調査も含めて工事費やろ。ここでいうこの委託料というのは別物なん。似通った
書き方してあるんで、9と、11が、関係性あると私は感じたんやけど、関係性は全くない
の。関係性あるんやろう。そうすると、工事費と委託料との使い分け……。

諸岡 覚委員長

設計と建設費と委託料をわかりやすくお願いします。

出口水道建設課長

まず、委託料でございますけれども、これは工事を実施していく上での詳細設計、並び
にルート検討とかそういうものをするものでございまして、工事とは全く別物でございま
す。工事というのは、そういう計画に基づきまして実際布設がえをしていくという工事を
指しておりまして、工事費の中に委託料というのは含まれておりません。

川村幸康委員

そうすると、設計というのでざくっと委託をするわけ。

塚田上下水道事業管理者

先ほど都市整備部の例を出されましたけれども、予算の費目的には、例えば道路の設計
委託がございまして、実施設計だと。これも委託料です。ここで言う工事請負費はあくまで
も工事として発注するお金、これを工事請負費と言っています。ただし、予算説明のとき
に、例えば何々道路改良事業と表題が出ます。そのときには、設計委託料幾ら、工事費幾
ら、事務費幾ら、そういうような出し方をします。したがって、予算書ベースでいけば、

工事設計委託、設計委託、測量調査、そういったものは全て委託料に入ります。工事請負費は単純に工事をやっていくだけのお金です、予算の費目でいきますと、そういう分け方になっています。

川村幸康委員

分けるのに、9と11にはどういう意図で、もともと分けとったということだけなんですか。それか、別に分ける必要ないけど、もともと分けとったんか。都市整備部では分けていないよね。

(「分けています」と呼ぶ者あり。)

川村幸康委員

分けている。こんな出し方している。都市整備部やと、何とか事業費、どこどこ何々線事業費と出てきているやろ。設計委託、工事費も。

(発言する者あり。)

川村幸康委員

そう。そうすると、委託料も含めて入札しとるわけやろ。工事費と足したやつで入札しとるの。設計だけ……。

諸岡 覚委員長

設計だけ入札して、建設だけ入札ですね、一般的に。

伊藤技術部長

この委託料というのは、先ほど管理者が申しましたように、例えば地質調査であったり、測量調査、それから詳細設計というのがあります。それぞれの業者さんに発注します。例えば何々測量さん、何々コンサルさんというところに発注するのが委託料です。

(「入札」と呼ぶ者あり。)

伊藤技術部長

入札、はい。工事業務については何々工務店とか、そういうところに発注するものです。私、入ったときから分かれています。

諸岡 覚委員長

両方別々の入札ですね。

伊藤技術部長

そうです。別々です。

川村幸康委員

そうすると、調査するところの委託も別ということやな。調査の委託やろ、委託入札やろ。それから今度は設計、実施設計含めた全部の基本設計と両方との設計と、それから今度、その設計どおりに請け負う工事と、3段階あるということ。

塚田上下水道事業管理者

調査と設計は同時に発注する場合がありますし、別々に発注する場合があります。それはそれぞれの調査の性格とか、そういったものによって変わってきますので、必ずしも別々発注ではありません。ただし、設計と工事と一緒に発注するというのはございません。

川村幸康委員

例えば、時々埋設物があったとか、何かがあったとかいうのの調査とかもかけとるやん。工事ができやんだとかいうこともありますやん、今までの中で。あれやと、それは工事費のほうでやるんじゃないかと、調査費のほうで見とるの、ああいうの。

伊藤技術部長

設計図を書くときに、あらかじめ現地を掘ったりしてやる場合がありますけれども、それほど詳細に試掘を何か所もやって絵を描くということも余りしてありません。期間がありませんので。ですから、実際に工事を請け負った業者がピンポイントで試掘をするということはあります。その試掘というのは、工事請負費の中に変更で後で入れたりとかはし

ています。ピンポイントで。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしの声をいただきましたが、よろしいですか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

採決の前に、念のため確認します。

討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。では、採決に移ります。

議案第11号平成25年度四日市市水道事業会計予算につきまして、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決と決することにいたします。

[以上の経過により、議案第11号 平成25年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

念のために確認いたしますが、予算常任委員会全体会に上げなければいけないと言われ

るものが何かございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしと認めます。よって、予算常任委員会全体会に本分野では送りません。

川村幸康委員

さっきの、やってみなわからんと、この話な、その報告だけ要るわな。一遍詳しく調べて、認めるんやけど、どうなっとるのかだけはな。値段もな。

諸岡 覚委員長

またそういった部分を追って、この都市環境常任委員会にわかり次第、ご報告をいただきますようお願いをいたします。

では、続きまして、議案第22号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。簡潔に。補足はございませんね。

では、説明は前回終わっておりますので、質疑に入ってまいります。ご質疑ございます方はよろしくをお願いいたします。

川村幸康委員

小川議員が質疑しとったのも一側面で、上下水道事業管理者がまだ答弁してもろうとったんもそうかなと思う中で、一つだけ疑問になっていたところが、自己水を使うところが下水につないどるところの部分はきちっと把握されとるのかどうなのかというところの課題が少し、この間の質疑で見えてきたところもあったもんで、その辺の対応というのはどうするのかなと思うている。

久志本経営企画課長

基本的には、答弁で上下水道事業管理者が申しましたように、井戸水を使われた方についてはメーターを原則としてつけさせていただいて、報告をいただいて、下水道使用料を

いただいております。ただし、下水で400 tを超える場合、日量400 tを超える場合には下水へつなげないということになっていまして、県のほうで、それでその方たちについては自分の懐で浄化施設をつくっていただいて、川等に流していただいております。ということで、その方たちについては下水道使用料をいただいております。

川村幸康委員

そうすると、結局その方たちにとっては別にこのインセンティブ予算とは、もっと言うと、本当に大きなところは関係ないということなんやろ。要は、水道水使う分だけ下水道、どんだけ放っても、流しても関係ないということのところやわな。青天井でしょう、多分。

久志本経営企画課長

自分のほうで投資をして施設をつくっておりますし、その処理費にコストがかかっております。そういった企業であっても、基本的に水道を併用していただいておりますので、その併用した部分の中で水量を、水の量をふやしていただければ、この制度の対象になってきますので、この制度自体は平等に受け入れることとなります。

川村幸康委員

そうすると、多分インセンティブ料金ということは、水道水よりも井戸水のほうが安いと思っておった人たちが、今後は水道水を使うほうが安いとなる形がインセンティブやと思うんやわ。ただ、今、そのインセンティブを感じるためには、井戸水を使っておかんと感じやんというところの部分があって、そうすると逆に井戸水を今、使っていない、まともに水道局の水を使つとるところにはインセンティブはないわけやな、これはな。逆に言うと、歯どめにかかる部分のところはどうなるんかということなんやわ、そうすると。だから逆に言うと、一旦このインセンティブの制度を導入しようとする、現状認識で、一旦井戸水掘らんとインセンティブはないわけやろう、これ。

久志本経営企画課長

基本的に井戸水をする場合に、当然井戸を掘る業者もそのコストを考えて料金を設定してきます。この制度ができることによって、また水道へ戻られるということは、年数が、例えば永久にある程度の期間を使っただけだと酌んで料金を決めていたのが、戻られ

るリスクがあれば、当然5年で元を取らなあかんとなると、水道料金をいただく、地下水の水道料金をいただく料金も必然的に上がってきますので、逆に四日市でPRする、普及させる意欲も減退しますので、この制度を導入していない他市で営業したほうがもうかるということになるので、そういう意欲もなくさせる効果も出てきます。

川村幸康委員

だから、考え方なんやけど、ここは、市役所の上下水道局もみんなのものなんやけど、民業の井戸水もみんなのものという見方をしたときに、どういう物の考え方ができんのかなというところがあるもんでな、俺は。

塚田上下水道事業管理者

井戸業者が掘る地下水、これはみんなのものじゃございません。井戸業者の掘るのは、井戸業者が掘って出る地下水、それを企業が m^3 幾らで買っておるわけです。その m^3 幾らか水道代より安い。だから水道を使わずに専用水道利用者になっていくと、こういう構図があります。だから、そう考えれば、地下水がみんなのものというなら、各家庭がもう一回井戸に戻っていくと、こういう姿勢になればみんなのものということなんですが、ところがみなさん井戸を掘って、水道から井戸水にかえていくと、そういう家庭はなかなかないと思います。だからそういうところと、それともう1点は、例えば事業拡大とかをして、今までの基準水量より1割ようけ使っていたところは、減額制度をこれは使えるわけです。ですから、専用水道化している業者しかこの制度は成り立たないということではないんです。

川村幸康委員

少し上下水道事業管理者と違うのは、私の見方が、みんなのものではないと言うけれども、それも含めて、民間の会社もある意味、違うところから見たら、公共のために役立っている必要な会社なんやで、会社というのは全て公共性はあるわけやで、役所だけが公共という考え方もあるのやけど、社会の一員としてあるということで考えていくときに、井戸水を掘っとるのは、役所やとみんなのためで、そこの企業が井戸水を掘っとるのはみんなのためでないという話ではないと思うんやわ。それは別に回り回って世の中の役には立っとるわけさ。そのときに、役所が水道を独占的な今、企業の形でやっとるのに対して、

選択肢があって、選択する自由がある。そのかわり責任も自分で負うというところの部分があって、井戸水を掘ってとるところがあるんやけども、その考え方が少し上下水道局の中でも、ありとあらゆるところにそういう物の考え方がきちっと徹底されておる中でこういう料金体系をとっていくという考え方ならわかるけれども、ここだけをとって上下水道局のという考え方でいくと、今のこの考え方の導入の中にあるのは、下手をすると水を買うのは俺らだけやぞという物の考え方は私は危ないなというところがあるんで、少しの道は残すけれども、歯どめするか何か、そこらをもう少し考え方的には余地を残しておくというものが要るのかなとも、初めに説明を聞いたときには、それは弱者擁護で、一般市民の水道代、値上がってきますよという話はもっともらしかったもんで、せやなと思ったけど、よく考えていくと、上下水道局にも努力は要ったはずかなと思うと、専売公社やないけど、水道局の権利を余りにも主張し過ぎると、ほかの選択をなくしていくときにどうなんやということなんやろうなと俺は少し思うようになったもんでな。そこは少し上下水道局としても一遍聞き入れてもらいたいなというところがある。

塚田上下水道事業管理者

川村委員と少し考え方が違うんですけれども、例えば我々上下水道局は全市民の方に、企業に水道水を売っております。その水道水の単価でございますけれども、一般市民の方には非常に安い単価で卸しています。大口事業者のところは、ようけ使うほど単価が高くなっていくと、こういう姿勢を貫いています。ですから、大企業でもうけた金を一般市民に回している、そういうような料金体制になっておるわけです。翻つてもう一つ考えてみると、じゃ、井戸事業者が今、企業に売っている地下水の単価で普通の一般市民、家庭にも同じ単価で売るかといったら、相手は業者、企業ですので、井戸屋さんも、それはないと思うんですよ。そう考えてみると、今、その大口事業者が水道に切りかえてもらわなければ、当然小口の市民の水道料金にどうしてもはね返っていくと、そういう構図はあるんですね。だから、井戸屋さんはもうかるところだけしか営業に行っていないし、実施もしていないんですね。だから、そのあたりがちょっと違うのかなと私は思っておるんです。

川村幸康委員

そこはそうだと思うんやけど、もう一つの見方をすると、例えば、今やと塚田さんが社長で、塚田さんがインセンティブのこういう制度を導入しようという責任をとるわけやわ

な。その中で、インセンティブ分の費用はまけたるわけや。本来入ってくる分をまけたるわけや。まけたる分の見返りの、どんだけ来んのかというのがなかなか私らに見えてないもんで。例えば1億円まけたんのやと。本来なら、このインセンティブの制度を導入せんだら来年度は1億円余分に水道の料金をもらえとったんやと。それに対して、1億円分だけはというのは、なかなかわかりにくい中で、やっぱり判断材料としての、塚田社長としての、そのこのところの部分のこの制度を導入していく上での効果みたいなもんは、きちっと考え方で示すべきかなと。ただ、それが少し違っとして、市民それぞれの一般個人の弱い人らの水道料金が上がるよという話にいきなりぼーんと飛んでいくでな。私からすると、どっちかという、四日市の水道と税金は高いというんが市民からの声として聞こえてくるし、実際に周りと比べるとやっぱり高いんやわな。その中で、責任水量制って、さっきも休憩時間中、話をされておったけど、責任水量制で買ったんは誰の責任なんやという話も出てくると、そこは言わんといてとなると、本来高い水を買うとるんやで、使うたってその分安うしたたらええやないかという考え方もあるわけやわ。だから、その責任水量制の課題を抱えつつも、ここではそれとは違うところの展開の中で、インセンティブというの説明だけはきちっと要るかなという思いが私にはある。

塚田上下水道事業管理者

このインセンティブの制度ですけれども、もらえる金を減額するというんじゃないし、今もう既に水道から地下水へ移行している業者ですよね。ですから、それは上下水道局へは全然お金は入ってきません。ゼロでございます。その分が上下水道局へ戻ってきた、地下水から水道へ戻ってきた、そしてその料金を通常の水よりかは減額しますと。ですから、上下水道局へ入って売ってお金は丸々もうけと言ったらおかしいですけれども、今までゼロやったのがふえると、そういう制度です。水道水を使わずに地下水だけで企業が成り立っていくとすると、我々は企業が来るために大きな管、配水管とかそういうのを施設整備しております。この施設整備には当然その料金で戻していくとか、そういったいろんな仕組みがあるわけでございますけれども、施設整備をしたのに水道水を使ってもらわない。これは整備費を放ったるみたいなもんですよね。だから、その分は当然私どものほうへ投資した分の見返りというか、それはやっぱりもらって当然かなと思っておりますので、だから少しでも地下水から水道水へかわってもらいたい。それが、ひいては市民全般の水道料金の値上がりを歯どめする材料にもなると、こういう考え方のもとで今回の制度をつくり

ましたということなんで、だからいろんなご批判はあるかと思いますが、最大の目的は、水道料金の値上げ、これをなるべくしなくてもいい方策でいきたいということでございます。

川村幸康委員

言い方の違いであれやけど、最後に主張だけさせて。結局そうすると、うちの会派で勉強会させてもらったときも出たんが、結局今まで自己水も掘らんと、上下水道局で買った大事なお客さんからすると、不平等感があるなという話やったんやわな。井戸水にも行かずに、水道局の上得意やったんやろうに、上得意じゃない、向こうへ行っった人から見ると、それが戻ってくると、それこそその人だけが安うなるとい話の世界があって、そうすると、小川さん流に言うと、悪いやつやと井戸水掘って下げておいて、もう一遍戻らへんかという話、そこまで現実で考えにくいなと私は思うとったけど、ただ、それにしても上下水道局の上得意さんから見たら、少しインセンティブという視点の人が九十何社ぐらいの人たちだけであって、その他大勢は、ちゃんとと言うたらおかしいけれども、上下水道局の得意さんになっったわけやで、そこにもインセンティブが行くようなものはやっぱり少し考える目線があっても私はおかしくないかなという気はするんやわな。よそへ行くのをとめるといのも一つの考え方としてはあるけど、行っったんやで、その人らだけしかインセンティブがなくて、今までもずっと上下水道局でお買い上げいただいた人にはインセンティブがないとすると、塚田さん、やっぱり本来はこの人らもインセンティブなしでも戻ってきてもらっったとしたら、こんだけまけたるとい話が、自分らに置きかえるで、お客さんからしたら、その分、7割とか5割、3割、相手はまけてもらうのに、おいらはずっと10割かよとい話もあるところはどう見るかやわ。だから、水道局の売る側の立場と、買っ取る側の立場では全然違うといことがあるんやわ、物の見方にな。だから、7割まけたるといのは、本当は7割入ってくるはずが入ってこんとい見方をするわけや。

諸岡 覚委員長

川村さんの言うとの発想が何となくわかったんですけど、要するに、私なんかふだんauの携帯を10年使うとるんですけど、携帯変えるときに手数料かかるわけですよ。でも、きのうまでドコモを使うとった人はただなんですよ。おかしいやないかと。その感覚な

んですね。俺はずっと使うとったのにといい.....。

川村幸康委員

ずっと上得意やのに、何でやという話もやっぱりあるやろなと思うで。

塚田上下水道事業管理者

今のお話というのは、我々もみんなそう思うています。本当に、観念的には絶対そうですよ。勝手に井戸掘って水道水使わんだのに、今度水道水に切りかえたら、何でまけたらなあかんのやって、腹立ってしょうないです、私も。本当は、じゃ、そういう業者へはもう水道をとめたと。彼らは地下水がかれたときに、水道水を使えるように担保しとるんですよ。保険なんですよ。ですから、基本料金だけは払っとるんですよ。そういう形なんですよ。だけど、あんたんとこ、地下水でいくんやったらもう水道とめるにと、基本料金要らんよと、本当はそう言いたいんですよ。ところが、初めはそういうような方向でも考えていました。例えば、300mmの口径のやつがあれば、それを40mmまで落としたんで、40mmの基本料金ですと。そのかわり地下水かかれたときでも40mmの量しか行かへんよと。それでええならそうしようかということも考えたんです。そういういろんな考え方を水道法に照らし合わせ、日本水道協会の顧問弁護士ともいろいろ相談したんです。今、私が言ったようなやり方は、これは法的にだめなんですわ。だからできないんです。本当はこれをやったらみんな留飲が下がると思うんですよ。それもだめやと。しからは、水道料金を上げないために給水収益をふやしていく、その方法は何ぞやということで考えに考え抜いたのが、これしかなかったんですわ。だから、皆さん、腹に落ちない、納得いかんという気持ちはすごくわかります。我々上下水道局の職員も一同そう思っておるんです。ただ、残念なことに、専用水道というの、水道法の中で平成14年にできたんですよ。だから悪いことをしているということじゃないんです。法にのっとったやり方をやっておるわけです。法にのっとったやり方の者に対してペナルティーを与えるということは、これはまたできないということなんです。だから、今、我々の頭で考えると、これしかないです。

川村幸康委員

わかりました。もう言いません。

伊藤修一委員

そうすると、効果としては、地下水を利用する30社のうち10社から15社、それから90社のうち20社ぐらいが戻ってきてくれるやろうと。それは効果として期待値はわかるんやわね。でも、実際のところ、民間のそういう水道屋さんも商売やで、ダンピングでどんどんそういうことを、やっぱり親の心と子供の心は別やで、そういうことを泥仕合になっても、水道事業者は水道料金の趣旨という部分でね、どこまでやらなあかんのやという限界線があるはずやと思うんやわね。だから、この事業に対しても、一定の費用対効果をどの線で見きわめるのかということをはっきりと線を引いておかんと、永久にこんな話というのは繰り返されていくと思う。

それともう一つ、市立四日市病院なんかは自分のところで井戸を掘っとるんで、じゃ、市立四日市病院なんかは専用やで、ええんやないかというわけにもいかんし、上下水道局と市立四日市病院はこの話の中でどんな話になっとんのやという、それは別々やと言うてしまうと、やっぱり一体化した話がならんと思うもんで、そこら辺の考え方なんかはどう整理してあるんやろうか。

久志本経営企画課長

まず、現状、井戸を掘っている業者というのは、年間大体2万4000^mを使うところ以上が、現状四日市では井戸を掘っています。今回、1万2000^m以上にしましたのは、そういった過設備のコストダウンも考えて、単価が下がる可能性もあるということで、1万2000^mの人たちも井戸を掘る可能性もあるので、そこに設定してあるということは、今の業者と同じレベルの料金体系よりもかなり安くして、競争がある程度あっても耐えられる状況の設定をさせていただいておりますので、当面そういった価格競争にすぐさま負けるということではございません。マクロ化施設のコストがどれだけ下がってくるかによっても、井戸の業者の単価が変わってくるんですけども、当面すぐそういった競合に負けるというようなレベルで設定はしてございません。

それから、市立四日市病院については、去年、ことしと、私どものほうが出向いて、制度のPR等、それから災害の時の協定等についてお話を、初期の段階ですけれども、こういった制度をやりますという説明に上がっております。災害の時の協定についても前向きに今のところは聞いていただいております。

以上です。

伊藤修一委員

市立四日市病院のほうは、聞くのは聞くんやけど、返事をもろうてくるのが用事と違うんやろか。あそこも商売で、予算を今、審議しとるもんで、向こうの予算はどないなっとるのか知らんけれども、この条例で設定して予算計上されておれば、別にそんなに用事は私は心配することはないけれども、聞くのは聞く、自分のところの体と口と頭と、全然別々のことが起こったたら何にもならんわけやで、きちっとそういう部分には何で担保されてないのか、ちょっと不思議でしょうがないんやけど、それと、やっぱりこんな情報は民間の井戸を掘っとる人は全部承知の上やわ。だから、もうこの設定で耐えられるのは、何年もつか、何か月もつか、すぐに新しいの、新しいの、それがやっぱり民間の力かわからんのよ。だから、やっぱり民間の人たちを余り軽く考えると、この制度自体も失敗する可能性もあるので、大体どの辺でこの費用対効果を見きわめるのかという、その設定だけはきちっと、収支というか、エンドレスじゃないけれども、設定だけはきちっとできるんやと思うんやけど、その辺はどうやろう。

塚田上下水道事業管理者

いろんな企業を、水道化している企業のところへヒアリングに行きまして、今の地下水の単価を教えてくれるところ、教えてくれないところとあるんですが、つかんだ情報で考えますと、今回のこのインセンティブの3割、5割、7割減という単価でいくと、地下水の業者よりかは安くなる。だから水道へ戻ってくる。そういう形の条例には減額幅というのは乗せてあります。こうなると、じゃ、井戸業者はうちの減額幅より安くまた料金改定する可能性というのはありますよね、考えれば。だから、そういったところを見守って、井戸業者の料金が幾らぐらいになってくるのか。それを常に監視しながら、今回の給水条例の改正の減額幅というのを変更するということもあるでしょうし、これはもうこのままていくと泥沼に入ってしまうから、この条例は廃止するというにもなるかもわかりません。だけど、今、私が思うていますのは、何もせずに手をこまねいていただけでは、これは水道の企業会計としては成り立っていかないというような時代に陥っていきますので、まずはこれをやらせていただきたい。そういうような気持ちであります。

それから、市立病院は、まだこの条例が通っていませんので、予算的にはこれは考慮していない形で上げていると思っております。

伊藤修一委員

そういう部分では、しっかりモニタリングしていってもらうことがやっぱり大事やと思うので、そのモニタリングの手法とか、期間とか、スパンとか、それはきちっとやった経過だけは議会に報告をしていってもらうことが最低限の条件。それから、そういう部分で、あとPR、どれだけのPRをして戻ってきてもらったかという、その検証していくことをちゃんとやってもらった上で、この条例というのは、いわゆる期間限定の条例なのか、それともこの先、水道料金の大きな柱になるのかどうか、そういうことをぜひ議会のほうに報告していってもらいたいと思いますので、重ねてくどいようやけども、市立病院とはきちっと話がついたという認識でいいですね。

塚田上下水道事業管理者

話がついたというのはどういう意味なのか、ちょっとわかりませんが……。

伊藤修一委員

戻ってきてもらう。

塚田上下水道事業管理者

戻ってくるって、今回のこの制度は、過去3年間の使用水量の平均値よりも1割以上よけ使った場合、この減額制度は適用されるわけです。したがって、市立四日市病院は多分、来年度からですよ、地下水化するの、そうすると平成24、23、22年度のこの3年間の市民病院の水道の使用水量というのは従前のままですから、このインセンティブ予算には当然適用されません。ですから問題は、今から平成25、26、27年度の3年間、市立四日市病院が地下水を使って、その後の年にどうしていくかということの問題になってくると思います。

伊藤修一委員

そうすると、今の時点では何も担保されていないという、お知らせに行ったという、そういうお使いに行ったということやね。そういうことの認識でいいわけやね。じゃ、市立病院についてはターゲットにはなっていないという、その意味で、今後はそういう将来的

な用事だという、そういうことやね。

川村幸康委員

教育民生常任委員会でもやっとして、それ、小川さんが言うたらしいんやけど、上下水道局のほうはそういうことをしよるけどと言ったら、いや、もううちはずっと井戸水やと言ったらしいで。そんな制度あれしとるんのやけどって、今、同時進行中やけどな。そうすると、だから言うんさ。お得意さんという考え方とは、あれをどうするかという、インセンティブと言うけれども、実際に自分のところの一番近いような企業体までが乗ってこんわけやろう。乗ってこんのやさ。これ、あっても乗らん。そういうと、逆に言うと井戸水も掘らささんわさということなんやで、やっぱりもう一段何か考え方が要るんと違うかなと思うんや。やっぱり修一さん言われるように一旦やっても効果がなければやめるみたいな話を前提でするのは失礼やけども、どこかで一回見直すところの区切りをきちっと考えておかんと、なかなかこれは思うとるようなところにコントロールできやんという現実を出しとるで、これ。久志本さんが来た時、大丈夫、絶対に何社か当たって具体的にと言うとるけど、実際にはそんなことならんやろうなと思うんや。逆にわしは、井戸掘る単価の競争を強くして、余計にいかへんかなというぐらいの危惧を持つとるでな。逆に出る場合も多いんや、こんなのは。というのは、数があれば、それもまた下がるんで、単価は。だから、どっちも両にらみにするということの視点は少し考えておかんと、上下水道局側のような、ある意味少し人の行動とか心理の読み方がちょっと雑かなという気が私はしとるのな。雑と言うと失礼やけど、雑やな。そっちに流れやんのと違うかなと思ってさ。

塚田上下水道事業管理者

一番初めに市立四日市病院の話が出ましたけれども、市立病院は今回の委員会で地下水をずっと使うんやという発言をされたということを聞きましたけれども、今の専用水道化している企業というのは、水道水と地下水と両方使っているんです。大体水道水が2割で、地下水を8割使っているパターンが多いんです。ですから、これを例えば水道水5割、地下水5割と、そういうような使い方に変えていってもらおうというのはあると思うんです。ですから、そういうようなところで、市立病院は地下水はずっと使っていくよという発言をされたのかもわかりませんが、ですから、完全に100%水道に戻ってもらおうということではないんです。やはり少しでも戻ってきてもらいたい。そういう気持ちで今回のこの制

度の骨組みを考えたということなんです。

これは、伊藤修一委員にも言わせてもらいましたが、身を切ってモニタリングして、じゃ、この条例でどうなんだと。だから川村委員が心配されるように、じゃ、もっと井戸を掘る企業がふえてきたということで、余計うちの売り上げが少なくなったということなら、これは当然その時点で見直すべきだとは思っております。要は、今はまずは、考え足りないかわかりませんが、これで出発をしていきたいということなんです。

諸岡 覚委員長

大分時間も経過しておるんですが、あとどれくらいの方がご質疑ございますか。それによつては……。まだ結構いますね。

1回休憩入れます。再開、45分といたします。

14：28 休憩

14：43 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻ちょっと前ですが、全員おそろいですので、再開していきたいと思いません。

先ほど杉浦委員が挙手したところからですので、杉浦委員、どうぞ。

杉浦 貴委員

ちょっと簡単に。この件については、やってみなはれという感じで僕は賛成させてもらおうと思いますけれども、ただ、その計算の中身を見とると、タヌキがようけおるといふか、本当に自分に都合のいい計算がずっと書いてあるような感じに見えるし、川村さんや伊藤さんがおっしゃるように、非常にどうかなと思うところもあるので、でもやってみないと何ともしようがないので、やってみてもらって、あかんかったらすぐに廃止するといふ、やめてしまうといふのもおかしいもんやけれども、やっぱりやらないことのほうが問題かなと私、思いますので、やってみなはれという意味で、やっていただきたいと思うのと、あと一つ、民間の井戸を掘る事業者、これも今のコストが本当に一番、もうちょっと

コスト的にはいっぱいいいっぱいなのかどうかというのは全くわからないので、ひょっとすると物すごい利益幅はまだあるのかもわからんし、そこらあたりもきちんともう一度調べてもらって、価格設定みたいなものが本当に、一つ間違えたら全然意味も何もなくなってしまふので、そのあたりも注意しながらやっていただきたいなと思います。本当にやってみなはれという意味で賛成させていただきますけれども、とにかく計算のほうだけきちっとシビアにやっていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

今のは意見表明、提案ということによろしいですか。答弁要りますか。

杉浦 貴委員

いや、要りません。

諸岡 覚委員長

では、続いて、こちらで手を挙げていた、竹野委員、どうぞ。

竹野兼主委員

僕も杉浦さんと同じような話ですけど、お二人の話を聞いていて、ちょっと確認だけしたいところなんですけれども、やらんよりは、しっかりとやれる、やったことで戻ってくる可能性を追い求めた条例の改定という意味合いと、それから価格のダンピングのし合いの形にならへんのかというのは、これは条例で定められているので、それを簡単にまた変えるということにはできやんということですねという確認。それと、今、もし効果がなければやめるのも視野に入れなあかんという話をされとるけれど、少なくとも何年間かは置いておかんことには効果が出やんという、その効果が出てくるって、さっきも3年の部分というのがあるので、少なくとも効果があらわれると考えられているのはどれぐらいの期間なんかというのだけ、ちょっと教えていただけませんか。

久志本経営企画課長

基準水量とるのは3年なんですけれども、5年ごとに2倍以上ふえていたら、まだその基準水量が更新されるということになっておりますので、5年をめぐりに、そういった状況

を調べて、見直す部分があるならば、その時期に考えたいと思っております。

竹野兼主委員

確認の部分は、僕の確認でいいんですね。条例の。

久志本経営企画課長

基本的に条例ですので、そう簡単には変えれないとは思いますが、基本的に自分ら、見直しの資料をそろえて、上げさせていただければ、条例といえども変えさせていただけるんじゃないかなと思っております。

竹野兼主委員

ちょっと違う意味で聞いたつもりなんやけど。

河原お客様センター所長

この施行によってユーザーさんがどういう行動をとるかという、今のこちらの勝手な解釈で構築していないかというようなご指摘もあったと思うんですが、要は、毎年どういう行動というか、その辺のモニタリングは毎年していかなきゃいかんと思います。それと、今、課長が申しましたように、要は条例ですから、それと3年、それから5年という仕組みが書いてありますんで、やっぱり最低限そのぐらいのスパンは見ていくということと、そういう2本立てでチェックをしていかなきゃならんと思っております。

竹野兼主委員

とらぬタヌキの皮算用にならんように期待をして、その条例を認めていきたいなという思いで、意見表明とさせていただきます。

伊藤嗣也委員

簡潔に考え方だけ確認させてください。専用水道を入れている事業者は、その単価と量、年間の購入量と何年間、そういうのを決めて契約していると思うんですよ、その業者と。つまり、それだけの期間はそこから購入せざるを得んわけですね。その間に、その業者は恐らく設備投資をした機械、工事代並びに利益をとる。それが済んだ後、例えば再契約に

なった場合、一般的にはより安くなる可能性があると思うんですよね。その辺をどう捉えておられるのか。

もう1点は、危機管理室が既に四日市市内の専用水道を設置している事業者に対して、災害時に緊急用の飲料水の提供を呼びかけておるんですよ。既に締結も結んでおる地域があるわけですね、そういう事業所が。そうすると、ある意味、四日市市としては、専用水道を導入しておる事業者さんに対してそういうお願いをしておるわけですよ。その辺もご承知の上で今回の条例となってくると、あるところは上下水道局の立場ではそういう条例、しかし、ある部署ではお願いに行っるという中で、もう一度今回の条例の件でご説明いただきたいと思います。

久志本経営企画課長

防災の対策の話は、ちょっと初耳です。以前から相談に行っていて、基本的にはうちのほうも入って、防災もできたら入っていただいて、協定を結ぶような話は聞いているんですけども、もう既にそういった形で危機管理室が企業にお願いに行っるというのは……。

伊藤嗣也委員

病院です、実際は。

久志本経営企画課長

病院は聞きました。

あと、専用井戸をやるときの契約形態については、ヒアリングに行ってもうた形ではいろいろでした。全く量の契約がないところもございました。期間の契約があるところ、水量の契約のあるところ、ばらばらでした。ですので、基本的にそういう契約水量、年限ないところについてはアタックをかけて、すぐ戻ってきてくださいという形でお願いしたいと思っています。そういう責任水量とか期間のあるところについては、先ほど管理者が言われたように、今、8割、2割で水道を2割使っている状況ですので、少しでも水道のほうの利用を5割に戻してもらおうとか、そういう勧誘に回りたいと思っています。ですので、期限があろうと、水量があろうと、アタックの方法はいろいろやり方があると思っていますので、全く無理やとは考えておりません。そういった業者も、更新の時期が必ず来ます、

井戸の更新の時期が。新たな投資がない場合は、また安くなると思うんですけども、それなりに施設によっては15年とか、10年とか、機械の耐用年数が過ぎるのも違いますので、そういったことによって逆にコストが上がる場所も出てきますので、そういったときは私どもとしてはチャンスとして、戻ってきてくださいという営業をかけたいと思っております。

以上です。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。ちょっと私、説明不足で、事業者のところ、病院ですね。私の知る限り、2か所の病院と既に結んでおる地域があるということです。いろいろな角度から検討されておるといのは、本当に今、伺ったわけですが、今後アンテナを張っていて、どうか頑張ってくださいとしか言いようがないので、よろしく願いいたします。

村上悦夫委員

この問題は非常に難しい問題だと思うんです。恐らくこの条例を通していったら、だんだんと価格競争になっていくという懸念がまず生まれてくるんじゃないかなと。それと、この条例をつくる時に、現在自己水に傾いていない、通常価格で水道水を利用していただいてる企業に対して、非常に問題が残るんじゃないかなと。その企業も、今回の条例の範囲で価格ダウンをしてあげることによって、新たに自己水に傾いていかない、一つの防波堤になるんじゃないかなと。今、このままいきますと、水道水を利用している企業が極端に格差ができるということになっていくと、非常に格差が出るのと、なおかつ歯どめにはならないんじゃないかなと。

それと、最悪、地下水を何か締めつけていく手段がないのかと。例えば、大地震を考えると、地下の構造がかなり格差、大量の水をくみ上げたら地盤という問題が、工業埋め立て地域の地盤の問題、これが非常に大きく影響してくるような気がいたします。内陸部に対してもそうですけれども、どんどん井戸を掘られたら、そういう問題が必ず出てきますので、そういう規制ができないのかというのが一つ。

それと、例えば企業が全く水道水を使ってもらえない、工業用水の必要性がないということであれば、それなりの対応を考えていくべきだと思うんです、最悪を。市民の水道を求める水量で上下水道局が運営できるかどうかという基本的な部分まで検討する必要があ

と思う。そうすると、県水を買うことも必要がなくなる。最悪の最悪を考えて、市民には影響をもたらさない、また、上下水道局が運営できるという範囲、そういうものもこの際、やっぱり皆さんで検討しておくべきじゃないかなと。最悪の最悪を考えておくべきじゃないかなと。それに基づいて、いい方向性のものは考えを受け入れていくと。やっぱり企業として考えていく場合は、最悪を考えて、それでやっていける方法を講じて、なおプラス思考になる部分は、今回の場合ですと、企業に対して今まで設備投資しておる、そういう社会的資本を導入しておる、一部回収あるいは投資金額の回収をしていくという観点から、少しでも利用してもらおうというような、そういうプラス思考になるような考え方は、やっぱり原点に帰っていくことでプラス思考の考え方ができるわけですけども、根本的に一遍そういうところも考える必要があるんじゃないかという気がしてなりません。

恐らくこれ、今回やむにやまれず、とりあえず歯どめをするために考えられた条例だと思います。やるということでもいいんですけども、最悪の事態をこの際だから考えておく必要があるんじゃないかなと、私はそう思うんですが、皆さんそう思われませんか。最悪の事態というのは、市民の生活、環境を安定を考えて、水資源の大切さを考えて、最悪は市民の水道として運営可能なところを押さえていく。それには三重県企業庁の出している水というものは全く必要なくなっていくような考え方になってくると思うんですけども、こういう大きな問題を提案することが、社会を動かして、地下水のそういった、自分の土地だから勝手に地下掘って水を上げていいという問題に進んでいいのかというような、そういう大きな問題に発展させないと、地下水の権利はどこにあるのかという、そういうような企業がどんどんと工業用水に必要な部分まで地下水をくみ上げたら、国土はどうなるんだということに発展するように、そこまで持っていかないといかんのだろうと。四日市市は買わないお水を、今の地下水だけで十二分間に合っている、管理運営していけるよというような線を出しておくことが必要じゃないかなと。そういう体制を整えておいて、そういった大きな問題について取り組んでいく、そういう発言をしていくという、そういうような手段をやっぱり最終的には考えておく必要があるんじゃないか。実行する、せんは別として、そういうような観点を経営としては持って行ってほしいなと、こういう気がしてありませんが、もしお考えの中で最終的にそこまで検討する必要があるなというご意見があれば、お聞かせ願いたいし、そうあるべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

まず、1番目の既存の業者の値下げ等についても、検討段階で案をいろいろ考えさせていただきました。その中で、今の方たちの値下げをするということになると、相当な赤字が出てしまいます。今回の案というのは、現状の料金是一緒で、一旦逃げた人たちを戻していこうということで利益がふえるという考え方ですので、皆さん本当に気持ちはすごくよくわかるんですけども、平等にしてしまうと、結局現状よりも料金が下がってしまうので、確実に赤字が出てしまいます。

それと、規制の問題につきましては、過去にも検討しまして、一つは地盤沈下の関係の県の条例でしています。ただ、これは水の出口の面積の小さいものは防げませんので、掘られてしまっているのはあります。それと、私どもの井戸の近くにつきましては、朝明川、三滝川、内部川周辺については、私どもの条例で防止はしているんですけども、それ以外のところについては、土地の権利、水は土地についていますので、現状のところでは公水という考え方になっていないものですから、どうしても制限を加えることは難しいということで、私どもの井戸の周辺だけは守るようにしましたけれども、それ以外のところについてはちょっと難しくなっております。

それから、県水を買わないということですけども、基本的に今、六十％は自己水ですけども、それ以外は県水を買っています。ということで、一定の量は今、県水を買わざるを得ない状況になっています。責任水量のあるところ、三重用水については責任水量があるので買わざるを得ませんけれども、木曽川は責任水量というのはいないんです。そこで今も調整をしております。水の量が減れば減るほど木曽川を減らすということで、なるだけ対応していきます。それ以上減ってしまったらどうするかということなんですけれども、先ほど来、一番いいのは水源地を一つ減らすとか、そういう配水池とかを減らすのは一番コストは下がるんですけども、それは無理ですので、まず管を細くするという、上下水道事業管理者も説明しましたけど、そういうコストダウンの方法、人件費も大分下げています。その前に、企業庁の水も5年に1回見直しをしてくれています。これで何億円も大体下がっていますので、そこら辺でコストも下がっていくので、当面ちょっと経費が減る見込みになっています。それ以上に水量が減ってしまうと、根本的な問題をちょっと考えなくちゃいけないということになってくると思います。

以上です。

村上悦夫委員

そうすると、この条例の内容に基づいていけば、戻ってきてくれると、離れた客がもう一遍戻ってくるという幸せな考え方であるわけですがけれども、要は逆に、今現在そっちを検討していない会社に対しても、民間業者はあっせんしに行きますよね。掘ることによってこれだけの価格下がりますよと。これは相手の商売を助長する制度にもなるんですよ。そこら辺の考え方はしなかったですか。例えば、現在使って正常な価格で買っていたいておる、今回の条例を通すことによって、民間の企業はうちの設備に変えてください、自己水にしてくださいよと、市のほうもこれだけ下げると言っていますやないかと、より一層促進するのに手助けしていくような意味合いがそこに出てくるんじゃないかなと思うからこそ、そういう企業が全く買ってくれなかったときの赤字はどれだけで、それで完全に運営できない、莫大な赤字を抱えてどうしようもないということもあるかもしれませんけれども、最小限度やっていける手段はないのかという、そういうことも、やっぱり最悪を考えたおかないと大変なことになりますよ。僕が民間人だとすれば、行政がこれを提示してくれることについて、企業にあっせんしに行きますよ。市のほうは、こういう自己水を利用すれば、私のところの設備を利用すればこれだけの単価が下がってきますよと。逆に推進していく形をとるのが民間人なんです。気の毒にな、四日市市も気の毒やな、上下水道局も気の毒やな、もうこれ以上はやめとこうにという歯どめにはならんと思うんですよ。どうしてもこれをやりたいというんだったら、一遍やるのはいいけれども、やっぱりこれ、条例というと簡単にもとにご破算というわけにはいかんから、その辺のところも十分考えた上でやりますというんだったら、これはやってみるかということなんです、そういう歯どめがかからなかったときにどうするか、どう対処するかということをおかんと、途端に1年、2年先に大きな赤字を抱え込むというような結果になったときは、一体どう対処するんやということなんです。水量、県との契約とかいろいろありますけれども、そういうのも見直していかないかん状況にはまるかもしれませんよね。そういうことも覚悟して、言葉に出さなくても、上下水道局内でそういうような体制をきちっとしておかないと、これは大変大きな問題になる可能性があるんで、とりあえず皆さん方が考えられて、これは歯どめになるんだ、戻ってきてもらえるんだという、今までの折衝過程において自信を持たれていると思います。だから、一遍はやってもらって結構なんですけれども、後の対策を考えてもらいたいなと。老婆心ながらそう思うんです。その辺のところだけ、ひとついい知恵を絞ってもらって、買う水の量を減らしていくということも極力考えていかないと、この制度導入に対しては、そういうことも年々、4年、3年に協議

があるんだったら、その都度そういう問題を整理しながら、何でも最悪を考えておけば一番正しい方向は出てくると思いますので、ぜひともそういう体制で進んでもらいたいと思います。これは提言で結構です。

諸岡 覚委員長

という提言でございました。他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

念のために念のため確認しますが、討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。では、採決に移ります。

川村幸康委員

全体会に送るとかは委員長に任せるんで、教育民生常任委員会所管の市立四日市病院の井戸水を。

諸岡 覚委員長

これが予算常任委員会じゃないんですよね、条例改正は。

川村幸康委員

条例やけど、この条例が実施されたら、結局市立四日市病院の予算にも関係してくるんやろ。

諸岡 覚委員長

そうですね。

川村幸康委員

保留したん違うん。どういうわけで……。

塚田上下水道事業管理者

来年の市立四日市病院の予算には影響しない。

諸岡 覚委員長

3年後のやつに関係してくるわけですね。

伊藤修一委員

資料を整えてくれという話。

諸岡 覚委員長

だから、予算常任委員会の全体会とかいう話ではなくて、あるいは教育民生常任委員会の話ではなくて、この都市・環境常任委員会として上下水道局に要請ですけれども、今後市立四日市病院ときっちり話をさせていただいて、3年後になるんですけれども、当たり前だけれども、四日市の水道を使ってもらえるようにきっちり協議をしていくという方向を示してもらえるように、協議をさせていただいて、その結果報告をまた後日、別にいつというわけではないんですけれども、その結果報告をわかり次第またこの都市・環境常任委員会に、この年度内では当然無理だと思いますけれども、来年度中ぐらいには一度、メンバーも変わっていますけれども、この都市・環境常任委員会でもまたきっちり報告をしてもらえるように要請をするということで、川村委員、いかがでしょうか。

川村幸康委員

はい、結構です。

諸岡 覚委員長

そのようにお願いいたします。

では、採決に移ります。

議案第22号四日市市水道事業給水条例の一部改正について、本件を可決とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決とすることに決しました。

[以上の経過により、議案第22号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

5分だけトイレ休憩、理事者入れかえ、15分に再開します。

15 : 10 休憩

15 : 17 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開していきたいと思います。

ここからは下水道事業に関して進めてまいります。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費(関係部分)

第6款 農林水産業費

第3項 農地費(関係部分)

議案第8号 平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成25年度四日市市下水道事業会計予算

諸岡 覚委員長

まずは当初予算でございますが、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、議案第8号平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第13号平成25年度四日市市下水道事業会計予算を一括して審議をまいります。

まず説明のほうですけれども、前回のご説明でなかった部分のみ、追加の説明のみお願いいたします。

久志本経営企画課長

追加はございません。

諸岡 覚委員長

ということでございます。では、質疑に移って……。

中村生活排水課長

生活排水課、中村でございます。追加資料の説明をさせていただきます。目次を見ていただきますと、下水道部門に関係しましたところをちょっと説明させていただきます。1番と3番、4番、7番、8番でございます。こちらについて、順次説明をさせていただきます。

まず、1番の生活排水処理にかかる市民負担についてということでございます。1ページでございます。ごらんください。まず、各地域での義務・制限というところでございますけれども、川村委員さんのほうから、広く市民の方に見ていただくのにわかりやすいものというようなことございましたもので、まず、どういう義務があるのかということを書かせていただきました。公共下水道の供用開始区域内では、下水道へ接続していただく義務がございますので、そちらに新たに浄化槽を設置することができませんということでございます。そして、コミュニティ・プラント事業及び農業集落排水事業の加入者さんは、おのあのの管路へ接続していただくことになりましてということを先に書かせていただきました。

そして、下の方に算出条件というのがございます。こちら、順番に読ませていただきます。1としまして、上の表は、生活排水処理施設を新規に設置する初期経費と、1年間の維持経費、おのあの事業の1年間の維持経費をあらわした表でございます。

そして、2、公共下水道の初期経費の中に、受益者負担金でございますけれども、これは平成24年度に賦課いたしました宅地の平均面積330㎡及びその負担金の単価170円にて算出しております。

そして、その維持経費の下水道使用水量57㎡は、合併浄化槽の7人槽を設置している世帯のうち、公共下水道、コミプラ、農集が整備されていない区域にお住まいの世帯の水道の使用水量を平均いたしました。

そして、4、コミプラ、農集の維持経費でございますけれども、こちらのコミプラ、農集の使用料というものを参考といたしまして、コミプラの神前地区での平成24年度の実績をもとに算出いたしました。1世帯当たり3.8人ございましたので、4人で計算をさせていただきます。

そして、5ですけれども、合併浄化槽の初期経費の浄化槽設置工事費でございますけれども、これは近年、設置のほとんどを閉めております高度処理浄化槽の設置工事費の実勢工事費を出しております。これが83万3000円でございます。

そして、6、合併浄化槽の設置補助金につきましては、現在、設置基数の過半数を占めております7人槽で、補助対象といたしましては高度処理浄化槽、そして補助の区域としましては公共下水道事業計画区域外及び区域内で整備までの期間が7年以上かかる区域としております。

そして、7、合併浄化槽の維持管理費、8万1000円になりますけれども、これは污水处理施設の効率的な整備の推進についてという、国のほうからの事務連絡がございます。これは、環境省、国土交通省、農林水産省が共同でまとめました污水处理施設の建設費と維持管理費のトータルコストにて経済比較をするための所見でございます、これが示されております。この中の7人槽の維持管理費ということ引用しております。

ということで、ちょっと表を見ていただきますと、左の上の表でございますけれども、公共下水道でございますけれども、初期経費の内訳としまして、受益者負担金5万6100円でございます。そして宅内の配管工事費でございますけれども、こちらは新築の場合に屋外、建物の外の工事費、一般的に平均しますと30万円ぐらいでございます。それを足しますと、初期経費として35万6100円でございます。そして1年間の維持経費が、下水道使用

料といたしまして4万4160円になります。

そして、コミプラ、農集についてですけれども、初期経費といたしまして、内訳として、コミプラの神前地区の場合でございますけれども、加入金が23万4000円でございます。そして、同じように宅内の工事費が30万円ということで、初期経費53万4000円になります。そして1年間の維持経費でございますけれども、コミプラ、農集の使用料、こちらは両方とも単価、算出方法とも同じでございます。4人で計算いたしますと年間5万400円でございます。参考に、3人で計算しますと4万4100円になってまいります。

そして右でございますけれども、右上のほうの合併処理浄化槽、7人槽の場合でございますが、初期経費の内訳としまして、高度処理浄化槽の工事費の平均が83万3000円、そして宅内の配管工事費が30万円、そして初期経費の軽減といたしまして、設置補助金でございますが、平成26年度以降の補助額としまして、7人槽の場合24万円でございますので、これを差し引きいたしますと89万3000円となってまいります。そして1年間の維持経費といたしまして、維持管理費、保守点検、清掃、法定検査、電気代、これを合わせまして約8万1000円と国のほうから示されております。そして、維持経費の軽減といたしまして、維持管理補助費、これが7人槽の場合、1万4000円でございますので、差し引きいたしますと6万7000円となってまいります。以上が生活排水処理にかかる初期経費と1年間の維持経費をお示しいたしました。

以上でございます。

久志本経営企画課長

4ページの3番をごらんください。平成25年度に国庫補助の追加がある場合の対応について。国は、平成25年度予算と緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算とを一体的に、いわゆる15カ月予算の考えのもとで、切れ目のない経済対策を行うこととしています。下水道事業におきましても、この趣旨を踏まえ、平成25年度当初予算案に計上する予定であった国庫補助事業を可能な限り前倒しして、平成24年度補正予算案に計上しています。また、今後、国の緊急経済対策において、平成25年度中に追加内示が示された場合は、同様に補正予算にて対応を図ってまいりたいと思います。

以上です。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。4点目の新富洲原ポンプ場の負担金についてでございます。新富洲原ポンプ場は、四日市港管理組合が海岸事業で計画をしておりました排水施設の建設、それから四日市市が下水道事業で計画をしておりました排水施設の建設を合併で施工したしております。昭和52年から55年度にかけて行いました。その時の建設時の負担割合といたしますが、四日市港管理組合で39.75%、それから四日市市で60.25%ということになりました。それにつきましても、その後、四日市港管理組合と四日市市との間で新富洲原ポンプ場運転管理及び建設改良に関する協定を締結しまして、その負担割合等について進めたというところございまして、まず運転管理にかかる経費というのが、下の表に示させていただきましたように、人件費、燃料費、光熱水費、備品材料費等々がございます。この中で、固定経費につきまして、例えば人件費であれば、定期清掃でありますとか試運転に要するもの、燃料費、それから光熱水費については基本料金というものについては固定経費といたしまして、四日市港管理組合が39.75%、四日市市が60.25%の負担ということでございます。一方、運転経費になりますと、高潮等による富洲原水門の閉鎖時については、四日市港管理組合と四日市市は今までの案分で負担をします。上記以外の日が四日市市が100%負担という、これにつきましては、富洲原水門の閉鎖がなく、雨による運転が必要な場合については100%四日市市が負担をするというので、人件費、燃料費、ともに非常時の運転に要するものということで、大雨注意報が発令した場合に運転操作というものになります。また、光熱水費については従量料金という形になっております。

また、修繕や設備更新にかかる経費につきましては、前述の建設費の負担割合で四日市港管理組合から負担金を徴収し、四日市市でポンプ場の運用、建設を行っておるところでございます。

以上でございます。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。8ページ、7番ですが、日永浄化センター第4系統建設工事の全体計画についてでございます。第4系統につきましては、この表に挙げさせていただきました造成工、流入渠、水処理施設、汚泥処理施設、管理棟、沈砂池・ポンプ棟、送風機棟、消毒・ろ過棟、監視装置、制御計装設備等、あと、設計委託、JR委託等でございます。それらにつきまして、造成工については平成20年度で終わっております。流入渠につきましては平成21年度、平成22年度、水処理施設は平成20年度からかかっておりまして、

平成24年度に完了する予定でございます。汚泥処理施設につきましては、平成24年度から平成26年度まで、管理棟につきましては平成23年度、平成24年度、沈砂池につきましては平成20年度から平成24年度といった形で、送風機等につきましては平成23年度から平成25年度、消毒・ろ過棟につきましては平成24年度から平成26年度、監視装置その他につきましては平成20年度から平成26年度ということで、一番下の欄に進捗の率を表示させていただきました。平成24年度には61.5%が完了する見込みでございます、平成25年度には81.9%、平成26年度に完了するという予定でございます。

細かい部分を少し下の部分に注釈をつけさせていただきました。平成20年度からは、水処理施設の土木部分、沈砂池・ポンプ等の土木、建築に着手いたしました。平成21年度からは、流入渠の土木に着手しております。平成23年度には、管理棟の建築、電気部分、送風機棟の建築、ポンプ棟の設備、水処理施設の電気、JR委託の土木に着手しております。平成24年度には、水処理施設の設備、汚泥処理施設の土木、ポンプ棟の電気、送風機棟の設備、消毒・ろ過棟の土木、建築に着手いたしております。平成25年度には、汚泥処理施設の電気、設備、監視装置等の電気、消毒・ろ過棟の設備、電気に着手する予定でございます。

下に位置図をつけさせていただきました、流入渠につきましては左のほう、1番、2番と振らせていただきました。この部分は流入渠でございます。水処理施設については4、5、6番ということで、大きくくくってあるところでございますけれども、水処理施設でございます。それから、管理棟につきましては、ちょっと小さい施設ですが、9番でございます。沈砂池・ポンプ棟が3番、送風機棟が8番、消毒・ろ過棟が7案で、あと、10番とさせていただいておりますのは、JR委託の横断管路でございます。

それから次ページでございますが、日永浄化センターに関する工事の請負率の状況を年度ごとに整理させていただきました。平成20年度から、最終ページ10ページのところは工事でございます。工事の部分で、平成20年度、2件の工事発注がございまして、それにつきまして落札率が90.8%でございました。平成21年度につきましては、1件で99.3%、平成23年度につきましては、5件で84.1%、平成24年度につきましては、3件で87.7%という状況でございまして、現在トータル、全部で、平成20年度から平成24年度でございますけれども、89.5%の落札率になっているという状況でございます。

11ページのほうでございますが、こちらは委託の請負率の状況でございます。これも年度ごとに整理をさせていただきます、平成21年度が2件で98.7%、平成22年度は95.8%、

それから平成23年度は98.8%、平成24年度が99.5%でございます。トータルの欄でございますけれども、済みません、計算がちょっと違っておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。予定価格の合計欄のほうでございますけれども、現在、5億6663万2500円と表示されているところでございますけれども、2億8489万6500円でございます。もう一度申し上げます。予定価格の合計欄でございますが、現在、5億6663万2500円と表示されているところでございますけれども、その部分が2億8489万6500円でございます。2回足してしまいましたもので、ということで、ほぼ倍の数字になっております。それから、その落札価格のほうでございますけれども、申しわけないです。こちらも、現在、558757500と表示されているところでございます、こちらですが、278407500でございます。済みません。ということで、合計の落札率でございますが、97.7%、新たな数字で計算すると97.7%ということでございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それから、次ページでございますが、次ページにつきましては、平成25年度当初予算参考資料の48ページでございますけれども、この図の中で、平成24年度、黄色の表示がないというご指摘をいただきまして、その図につきまして、平成24年度の分、それから平成23年度までに施工済部分の表示も抜けておりましたので、その部分、黒と黄色を追加させていただきまして、ですので、斜めに切らせていただいておりますけれども、このあたりは、例えば49番の電気設備工事（その3）ですけれども、これですと、平成23年度まで終わっている部分と、それから平成25年度、平成26年度の2か年の部分があると見ていただきたいというところでございます。こういった形で表示を修正させていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

久志本経営企画課長

13ページの8番をお願いいたします。平成25年度流域下水道の県事業についての問いをいただきました。まず1番目が北部の処理区の地図になっています。大きく工事が三つございます。菰野幹線、東員南部幹線、汰上ポンプ場、となっております。赤の印が平成25年度の実施予定のところで、緑のほうが平成26年度以降のところとなっております。左下の赤でくくったところが工事の明細で、菰野幹線につきましては菰野幹線管渠工事、菰野幹線水量観測設備設置工事となっております。それからポンプ場につきましては、汰上ポンプ場の耐震工事、駆体の工事、耐震工事になります。それから汰上ポンプ場の改築工事、

破碎施設の改築工事になります。それから、東員南部幹線の管渠の工事となります。

次のページをお願いします。これは南部の処理区になります。南部の浄化センターの平成25年度と平成26年度以降の工事となっております。左下の赤でくくったところですが、浄化センターの耐震補強工事、それから監視制御設備の改築工事となっております。

以上です。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。以上ですね。

では、質疑に移ってまいります。ご質疑ございます方は挙手の上、ご発言ください。

竹野兼主委員

済みません、確認ですけれども、この新しい部分ではなくて、予算のほうの資料のところの朝日町ポンプ場雨水の事業なんですけど、資料を見ると、平成25年度当初予算資料の6ページのところだと思うんですけど、確認だけさせていただきたいんですけども、要するに平成28年2月28日までということなので、平成25年度に着手して平成27年度までの予定でこの三つの事業が行われるということによろしいのでしょうか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。この三つの工事につきましては3年債務を計画をさせていただいておりますので、平成28年2月28日までということで進めさせていただきたいと考えております。

竹野兼主委員

この資料のとおりにお読みしてもらった形でいいということによろしいですね。

それからもう一つ、14ページ、先ほど説明していただいた北勢流域下水道の部分のところなんですけれども、県の事業で埋め立てというのをやる予定が、本来なら進んでいないとあかん部分がずっととまったままなんですけど、今年度もこのまま進んでいかないと、事業の中には耐震工事だけという形になっていきますけれども、この点について何かわかることはありますでしょうか。

伊藤下水建設課課長補佐

下水建設課課長補佐兼建設第3係長、伊藤でございます。南部処理区の拡張のことをおっしゃられておると理解しておるんですが、これにつきましては、既に漁業補償のほうも終了しており、今後進めていくということで私どもは情報提供をいただいております。

以上でございます。

竹野兼主委員

進んでいくということで、具体的な話はまだないということですね。

諸岡 覚委員長

ご答弁ください。

柴田下水建設課長

平成25年度の部分につきましては、今のところ情報を得ていないというところでございます。

諸岡 覚委員長

他にございますか。

川村幸康委員

公共下水道とコミプラと合併処理浄化槽のやつは、これ、まとめていただいて、ありがとうございました。例えば、公共下水道の区域で浄化槽の設置はできないというのはよくわかるんですけど、コミプラ、農集で、そこへ幹線が行っていない場合には、合併処理浄化槽をするのと迎えに行くのとの考え方をどの程度まで見るのか。もしその辺の整備を、方向性があるなら少し教えてほしい。というのも、地域の中でどっちが得やという話がよく出るわけやさ。コミプラ入ったほうがええんか、合併処理浄化槽でやってほうがええのかという話。今回、合併処理浄化槽水質浄化促進事業というので、整備事業とそれから促進事業と二つ上げられとるんやけど、ここの関連性で、もう一度周知を徹底してほしいなと思うところがあるんさ。例えば、今、既存で合併処理浄化槽で適切な管理をしたらとると、していないところでも、随分と費用負担が違うんやろうなと思うと、浄化槽の促

進事業のほう、促進をするんやろうけども、多分点検をきちっとやっていこうということにもなっていく方向性は出しとるんやけど、今の下水道事業の四日市市における合併処理浄化槽の現状認識というか、適正に何基ぐらいされとって、指導していかなあかんのはこれぐらいあるやろうと。その中で、今後新たに法定検査を個人を対象に補助をするという考え方も、どういうもとでどうやっていこうとするという、その全体での計画、そこらを示してもらえたらなと思っている。

中村生活排水課長

生活排水課、中村でございます。まず、コミプラ事業のコミプラ区域内の下水管が通っていないところの生活排水処理になってきますけれども、コミプラ事業の事業区域というのがございまして、その事業区域の中に、おうちを例えば建てられる場合、下水管が行っていないんやけども、おうちを建てられる場合は、市のほうでその延長工事をさせていただく形になるんですけれども、その5%をお客様のほうから頂戴することと、あと、この取付管、汚水ますは個人さんで負担していただいて、加入金の23万4000円を頂戴するという形になって、あとは同様でございますけれども、そのような形で進めていくことができるということでございます。そちらの方につきましては、なるべくそういうお話はさせていただきませうけれども、延長工事の5%等々もございまして、お客様の意思の中で、やはり浄化槽をどうしても設置したいという場合は、浄化槽を設置することも可能かという形になってまいります。

そして、浄化槽のほうの現状でございますけれども、平成23年度末におきます浄化槽の基数でございますけれども、単独浄化槽は1万600基ほど、そして合併浄化槽が1万3000基ほど、合わせまして2万3600基から2万3700基程度でございます。このうち、浄化槽の維持管理補助は、合併処理浄化槽の個人浄化槽、10人槽までの浄化槽を大きなターゲットとしておりますので、それを申し上げました平成23年度におきます合併処理浄化槽の10人槽までの基数が約1万1500基でございます。このうち、維持管理をきちっとやっていただいている方といいますのは、法定保守点検、清掃、法定検査三つでございますけれども、法定検査を受けていただいて、合格になったものが適正な維持管理をしていただいていると考えてございますもので、その中で1万1500基のうち、約1800基が適正に管理していただいております、16%ということでございます。今のこの低い状況を全国レベルまで上げていきたいと考えておるわけなんですけれども、平成22年度の全国の合併処理浄化槽の受検率

が50.5%でございます。ということで、全国レベルまでまずは上げていきたいなと考えております。それから先、当然100%が目標でございますので、それは50%に到達するまでに、例えば市で管理する市管理型があったり、もしくは組合をつくっていただいて管理をしていただいて、そちらに補助するという方法も、いろんな方法が全国的にございます。そういったものを50%になるまでに検討しながら、浄化槽の法定検査の率といいますか、適正な維持管理率を上げていきたいと考えています。

以上でございます。

川村幸康委員

この合併浄化槽の水質浄化促進事業に関してなんですけれども、16%を50%まで上げていく中で、今回、これ、個人を対象にしていくということの中で、新設に対してやっていることとするのか。今の既設の課題もあるわけやね、老朽化もしとするし。変な話、合併浄化槽という生が流れとるというか、におうというところもないとも限らん中で、多分既設を指導していこうと思うと、今までしていなかったのに急に何でやという話は出てくる話の中で、どういうやり方がええのかな。個人でするのがええのか、どういうやり方があるのかというのは、少しやっぱり工夫せなあかんの。法律的には個人でしか縛りようがないの。その辺どうなんかなと。

中村生活排水課長

浄化槽の維持管理費についての法的な責任といいますのは、あくまでも浄化槽管理者、設置者でございますので、一般家庭で言えば、そのおうちの家主さんという形になってまいります。個人さんでございます。例えば単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切りかえていただく場合は、転換の補助なり、国の補助も見ていただけるようになりまして、それがございます。そして、合併処理浄化槽の古くなってきて切りかえていただく場合は、合併処理浄化槽の設置補助という形で、合併から合併ですもんで、転換補助は出ないんですけども、設置補助を見させていただくということではできると考えております。

そして、現在、維持管理をやっていただいているおうちにつきましては、私も1軒1軒回りまして、維持管理をしっかりしていただきますようにということで、啓発活動を行っております。そういった中で、今の新たな浄化槽への切りかえ、もしくは維持管理補助があるということも周知していこうと考えておりまして、こういった中で総合的に考えま

して、少しずつですけれどもパーセンテージ、できれば5%程度ずつ毎年上げていけたらなという形で考えております。

以上でございます。

川村幸康委員

そうすると、今回のこの予算案でいくと、設置のほうは298基で、浄化促進のほうは2180基ということなんやけど、全体計画でいくとどういうバランス配置でしたんかなと思って。

中村生活排水課長

中村でございます。設置につきましては、298基になっておりますのは、過去の設置状況を見まして、今後、来年度設置されるであろうという基数を想定しまして上げさせていただいた数値でございます。そして2180基に対しましては、浄化槽の平成25年度の合併処理浄化槽の、下水道区域外になりますけれども、そういったところの基数を想定いたしまして、1万1019基だったと思います、その約20%で2180基という形で上げております。これが下水道が順次整備されていきまして、浄化槽が減っていくという形になりますと、それによって基数も減ってくるわけなんですけれども、それとあわせて総合的な計算をさせていただきまして、毎年度数字をこれからも上げさせていただくような計画を上げさせていただいております。

以上でございます。

川村幸康委員

その補助金、特に補助金の内容を少し、補助の内容と補助の仕方を聞きたいんやけど、結局、今でも合併処理浄化槽というのは法定点検か何かを決められとるやないですか、実際に事実。それは今、やられてないという認識に立つのか。どうなんか。これ、会派で出た意見なんやけど、補助という考え方が、本来は合併処理浄化槽の法定点検みたいなのを受けやなあかんはずやのに、それに補助を出すということは、今、中村さんが言われるように16%と悪いで、全国平均まで上げていくという考え方なんやけど、本来は100%であるべきことが16%なんやけど、目標は50%というところ、実態を見て定めるのも、そこまでは理解できるんやけど、そうすると、ちゃんとしとるところはちゃんとしとるのに、し

てないところに対する補助というのがなかなかわからんというのが会派の中で出たもので、一度具体的な補助の考え方の内容を、どういう意味合いでこれを新規事業で出したのかなという、逆にさっきの考え方と一緒に、水道のインセンティブと、ちゃんとやるところは補助もらわんとやっとして、16%は、やってないところに対する補助というのはどういう考え方というところが……。

中村生活排水課長

先ほど申し上げましたように、適正に維持管理していただいている浄化槽、1万7000基ございますけれども、こちらについては当然補助の対象になってまいります。そして、法定検査を受けて、適正であったというものに関して補助をしていこうということで、法定検査に合格したものだけを補助の対象としております。ですので、今まで保守点検や清掃をきちっとやっておらんだ、法定検査を受けてなかったというところは、当然補助の対象になりませんし、今度法定検査を受けていただいて、例えば不合格であった場合は直していただかな当然あきませんけれども、それは補助の対象になりません。合格しないと補助の対象にならないということで、今まで合格しておった人と同じ並びになって、その合格した全ての方が補助の対象になるということでございます。

それと、先ほど私、生活排水処理に係る市民負担についてという形で表をお示させていただきましたが、この中で、合併処理浄化槽の7人槽の場合も、維持管理費が8万1000円でございます。そして、片や下水道使用料の維持経費が4万4160円でございます。この金額の差額を見ましたときに、浄化槽を管理していらっしゃる方に、皆さんにきちっと維持管理してもらわなあきまへんのやということは当然言うていかなあかんですけれども、これだけの金額差があると、市民感覚としてかなり負担が重たいということがございます。そういった中で、啓発活動とあわせて維持管理の補助をさせていただくということで、差額の圧縮といいますか、格差是正ということをさせていただいて、水をきれいにさせていただくと今、考えまして、この制度を立ち上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

そうすると、この1ページの保守点検3回、清掃1回、法定検査1回、電気代もろもろ

で8万1000円が、下の1基1万4000円補助するということやろうと思うんですよ。やっていこうというんやけど、そうすると、この維持管理の8万1000円というのは、もともと必要としてわかつた部分やったんと違うかなと。高いで払わんという話じゃないんと違うかなということに、考え方も出てくると、そんなこと言い出すと、下水道の処理原価と処理単価の税投入の部分どうすんのやとかいう話にまでなっていくと、それこそ公平感というはなかなかわからん、中やもんで、そうすると、合併浄化槽の設置補助というのはようわかる話なんやけど、水をきれいにするのに補助を出して少しでもやってもらおうというのはようわかる話なんやけど、維持経費を補助し出すと、例えば農集にしる、コミプラにしる、維持経費の考え方を、5万円と4万円をどう見るかとか、合併処理浄化槽の8万円をどう見るかといったときに、どの辺に公平感を持っていく、だから維持管理の補助をどうするかという考え方が、補助金という考え方やと、少し今、議会でもいろいろと補助というものの考え方に対して、何でも補助、補助という話やけど、どういう観点から補助ができるのかということと、どういう観点、そりゃ補助金がなじまんというところの考え方を少しやっぱりここで整理をする必要はあるのかなということ。そのために、考え方を上下水道局として、一度公共下水道、コミプラ、農集、合併処理浄化槽の中における、初期経費の違いというのはある程度みんな認識しとるけど、維持経費の部分のところの考え方を少しやるべき。今までは、この維持管理費というのに補助はなかったわけで、この維持管理費の補助がなかったことによって16%になったんかというところと、それからもう1個は、維持管理の中身の問題もあるとあっていて、ホースで薬剤ちょっと入れて、びゅっと水たらしただけで高いという市民感覚があったりする中で、現実論として、そこに行政が補助を出すという話の中でのな。

中村生活排水課長

維持管理経費についてでございますけれども、前回、各会派を回らせていただいた中でもお話しさせていただきましたように、8万1000円と下水道の4万4160円、この差額を全て補助するということではございませんで、当然個人さんとして負担をしていただく部分が6割、そして残りの40%を、例えば個人さんが、し尿等々、汚濁負荷をする中で、し尿については33%個人で見てもらうべきものであろうと。そして、生活雑排水の中で、家庭の中で削減すべきものが20%等々、そして、どうしても社会的な便益として処分をしていかなあかん部分が40%ということで、全体の差額の中の40%だけを補助の対象としていく

と考えておりました、そういった中での維持管理の補助ということで考えさせていただいております。

そして、今まではどうやったんやというお話になりますけれども、私ども、平成20年度に保健所政令市になりまして、それ以前の状況は余りつかんではないんですけれども、三重県から情報をいただいて、データを処理して、やっと平成23年度、平成24年度から動き出した中での状況を見まして、非常に維持管理の率が低いということで、啓発活動をやっておったわけですが、これだけではなかなか、先ほどの差額という部分で現実的に非常に難しいということもございまして、両方総合的に補助をしていきなり、啓発をしていって、率を上げていきたいということで進めさせていただきました。

そして、あと、現実的にというお話で、保守点検ですが、本来、今、きちっと保守点検をやっておれば、例えば1軒にどれだけの時間がかかったりするという中で、簡易に終わっていくところが現実的にあるというお話もちろほら聞こえてまいります。そういったところで、私ども、2月6日でしたですが、三重県で保守点検業者を集めた講習会がございました。そういった中で、私、ご挨拶の中で、そういう市民からの声もあるということで、皆さん、襟を正してくださいというようなことを、その保守点検の業者に述べてきたところでございます。そういったところで、保守点検を行う業者についても、きちっとしていただかんと、市民の方に負担をかけるだけではあかんということで、全体できれいな水にしていくということで、業者にも周知をしていたところでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

中村さんの言われとることは、それはそういうことで進めてきたということだとは思わんやけど、結局今までのことの現状を振り返ると、保守点検3回、年にして、清掃1回、法定検査1回、電気代って、これだけをずっとしてくるハードルを少しどう見るかやわな。それに対する補助ということなんやけど、16%なり、全国で50%しか来ていないということの原因の見方が少し違うとると違うかなと思っと思って、私は、それを補助で上げるというのと違うやろうなと思っと思もんで、せなあかんことをしてないんやで、それでもその必要性がないか、せんでもええという意識になっと思のは、補助金でそこを上げていこうとする考え方というのは、少し難しいんとちゃうかなと思っと思るところがあるんやわ。だから、対象とする、合格せなあお金やらんよという話やけど、別にそれで構わへんてなった

場合にどう見るのかなというところかな。合併処理浄化槽の設置の人らの今に至ったことがあると思うとるもんで、そこを少し、何でなんだという話やさ。16%なんて、変な話やけども、ほとんどしていないということやん。それは意識がないのか、金が高いでしてないのか、何なんやというところだけは少し見ておかんと、私は方向性を見誤るような気がして、だからそこが上下水道局としてまとめ上げてきたときに、どんな練り方をしたかということやわな。

中村生活排水課長

今の浄化槽の維持管理率の低さというものについてなんですけれども、私ども、啓発活動をしておる中で、市民の方のご意見等々を伺っとるわけなんですけれども、維持管理費が非常に高額になってくるということで、例えば、保守点検はやっているんやけども、例えば年3回やらなあかんものを年に1回や2回にしたり、清掃を毎年やらなあかんものを1年置き、2年置きにやったりというようなことで、きちっとやっていただいていないというところがあって、個人さんにかかってくる負担が非常に重たいということで、こういう制度という形に踏み出していったということでございます。

そして、全国的に見ましても、今、177の都市で維持管理の補助を行っておるということで、いろんなところのお話等を聞いて、勉強させていただいて、そういったところで受当な制度というのをつくらせていただいたということでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

だから、要は維持管理費の補助というのは、これはおかしいような気がしてな。考え方なんやけど、維持管理というのはやっぱり個人でするもんやろうと思うんやわ。蛍光灯切れたんまで行政が買うて出したらんというところはあると思うとるんやわ。だから、維持管理の補助というのでいくと、逆やろうなと思うて。だから設置補助ならわかるけど、維持管理まで補助し出したら、あれもこれもならへんのかなと思うてさ。これでもし上がらなんだ場合に、結果的にやで、もう少し金上げやなあかんで話にしかならんと、笑うけど、そういうものの考え方なんや、この出発点がな。だから、水汚れとったやつをきれいにして出してくださいと。それを行政が勧めとるで、くみ取りからでもこういう合併処理浄化槽、河川にそのまま流すんじゃなくてこうしてしてくださいというのはようわかると

ころで、設置に対して高額だから補助しましょうという話なんやろうけど、次のところの部分の維持管理にまで出し出すと、上がらん場合には、もう一つとか、それがここでも5人槽やと1万1000円で、10人槽やと1万7000円という話もな、確かにそれも一つの物の考え方ではあるんやろうけど、上がらんだら上がらんだだけ、今度お金を維持管理に出していかんあかんという話は、自分たちが使って汚した水を自分らで、下水道事業の精神というのは、きれいにして返していくというところがあったはずなんやで、その原則を少し変えてまで、維持管理まで行政がやり出すという話は、ずっとやな、これ。合併処理浄化槽の促進事業には私は賛成できるんやけど、維持管理までお金を出していくということになる中におくと、今度逆に高コストになるわけやわな、行政から見るとな。考え方なんやけどな。だから、そこらを少し、下水道としてどっちの方向でそれは行くんや。きれいにしてもらおう方向で行くのは全然構わへんけど、安易に補助金では、やり方がなかったんかどうなんかというところの、私は考え方が要ったような気がするもんでな。そんなんやったら、設置のほうにまだ、1回きり出したるで、維持管理ちゃんとしてくれぐらいならええけど、ずっと出す話やで、ちりも積もればやろうけど、これ、大きな金になっていくかなと思うたもんで、私はな。

諸岡 党委員長

議論もちょっと行き詰まりを感じておるんですけれども、上下水道事業管理者、一言、うまくまとめていただけるとありがたいんですが。

塚田上下水道事業管理者

生活排水課長が申しましたように、維持管理していないご家庭を全て回って啓発してやるわけです。その啓発しているときに、どうして維持管理が適切にできないのかというアンケート調査もとってきております。その中でやはり一番多かったのが、維持管理費が高額になるというアンケートが多かった。そこに注目しまして、じゃ、維持管理費に補助をすれば適切な維持管理がしてもらえるんじゃないかと、そこからスタートしました。確かにいろんな意見があります。法定検査というのは必ずせなあかん。それは義務ですよ。その義務に対して補助を出すというのはいいんかと、そういう意見も当然あります。しかし、もう一つ考えてみますと、こういった生活排水というのは、公共水域の水質保全というのが一番大事で、それがまず目的なんですね。だからその目的を完遂するためには、当

然設置補助は皆さんも賛成してもらえますが、設置しただけでそういった水質が保全できるのかというと、やはり維持管理の適切さというのが必要。だから、いろんな意見がありますが、まず目的として水質保全を守るためにどうしたらいいんだ、それでは補助しましょうということです。ですから、理想を言えば、こういった公共下水道も、それから農集もコミプラも合併処理浄化槽も、全て公共管理して同一料金でやっていけば、全て平等であるし、当然水質保全もできると。ところが、まだそれは過渡期ということがありますので、永遠にこの維持管理費補助を出していこうという考えじゃなくて、まずは全国並みの50%まで上げていきたいと。それにあわせて、50%になったときに、じゃ、この合併処理浄化槽をどういう管理の形で維持していくのか、それもあわせて検討していきたい。ですから、公共設置型の合併処理浄化槽というのものもあるわけです。ですから、そういう方面に走っていくのかということもあります。ですから、今、議会でもいろいろ議論していただいております補助金の最終の考え方がありますよね。ですから、この維持管理費の最終の考え方というのは50%に行くまでに考えて、公共設置型でいくのかと、そうするとコストがどうなるんだと、そういう検討、研究をあわせてやっていきたい。それまで何もせんというのがありますし、それから、明らかに公共下水道の使用料と合併処理浄化槽の維持管理費の中に差があるわけですね。だから、その平等ということで考えたら、その差を少しでも薄めるというのも一つの考え。そういったところをあわせ持って、今回の維持管理費補助を計上したということでございます。

川村幸康委員

公共下水道の場合は、上水道を使った分だけ流れて行って下水道というカウントでやるとるんやけど、合併処理浄化槽はそういうのはないと思うんやわ。極端なこと言うと、今の現状は、これ、表であらわしてもらっとるけど、してなかったら、これ、なしなんやわな。水道をどんだけ使ったって、下水を出しとるのはただなんやわな。ただという言い方は悪いけど、下水道代はかからんわけやわな、合併処理浄化槽の場合は。農集とコミプラと公共下水道というのは、水道を使った分に対してどれだけかって出てくるんやわな。そうすると、これから考えられることの中にあるのは、そういう部分の課題がある中で、法定検査をきちっとしてもらおうとこういうことになって、こっちに行きますよという部分になっていくんやわ、極端なことを言うとな。ところが、こういう物の考え方をしとると、公共下水道が来とって、コミプラ、農集があっても、極端な話、水をようけ使うような

ところやと、合併処理浄化槽が絶対にええんやわ。絶対にかえやんわ、これはな、考え方から言うて。物すごい不平等感があんのやわ、ここにはな。だから、塚田さんも言うているように、公共下水道と合併処理浄化槽の維持経費のところ、当たり前にしとるようなところで見とるとそうなんやけど、実は水道代と裏腹な関係にあって、水道を使うとると、下水道が入ってくるのはダブルなんやわな。ところが合併処理浄化槽の場合は、100使おうが、1万使おうが、金一緒なんやわ。だからそういう意味のところと言うと、合併浄化槽のそういう利点と言うたら悪いけど、そういう部分の費用の部分があるもんで、だから設置補助に対しては構わへんのやけど、維持管理までそこをいき出すと、私は非常にそれは、維持管理の補助というのはやっぱり少し考え方は、もう一度立ちどまって物を見やんとあかんのと違うかなと思うんやけどな。だから、16%を50%に上げたいとかいうのも全然否定はせえへんの。ただ、維持管理の補助というのは、そういう物の考え方を出してきたら、行く行くおかしくするよ、絶対に。それのもとになる物の考え方と方向性が、公共下水道の使用料との関係で維持管理をやっていこうとすると。公共下水道の使用料と言うととるけど、下水道と合わすと倍やでな。8万円やで、そうすると、例えば。そうすると、何ら変わらんわけや、そんなにな。なおかつ、合併処理浄化槽のほうはどっちかいうと、そこは水を余分に使うてもその分は膨らまんのやで、全然メリットがあると言うと語弊があるけど、そこをもってまた補助をしたるということになる、相当にこれはゆがんでる制度やなと思うて。

塚田上下水道事業管理者

もう一つお話しさせてもらいますと、公共下水道が整備済みの区域、こういうところに関しては当然公共下水道に接続してもらわなあきまへんの、こういった維持管理補助というのはしません。水道料金でもって下水道料金に充てているというのは公共下水道だけです。コミプラや農集は、水道をどれだけ使ってもらおうと、コミプラや農集の料金には反映しません。1世帯幾ら、1人幾らという計算です。ですから、そういったところから見ましても、公共下水道とコミプラ、農集との維持管理費の差というのは似通っているところがあるんです。ところが合併処理浄化槽だけ飛び抜けて維持管理費が大きい。とすると、当然、本来なら合併処理浄化槽のようなところでも、コミプラとか農集の整備をしていけばいいんですよ。ところが、集落としてまとまってなかったら、建設費がようけかかる。当然処理場をつくったとしても、世帯数が少なかったり、維持管理費もようけかかる

と。だから、生活排水施設計画の中では、公共下水道で整備する区域、それからコミプラで整備する区域、農集で整備する区域、それ以外は合併処理浄化槽です。そういう色分けがしてあるわけです。ですから、そういう色分けをしたところ、合併処理浄化槽の整備しないところは永遠に高い維持管理費を払っていかなあかん。公共設置型にすればいいんですけども、ですからそういうところもあるんで、今は合併処理浄化槽と公共下水道の維持管理費の差、これを少しは薄めてやる。そして法定検査率を上げていく。これが水質保全に資するものかなという考えでこの制度をつくったということなんです。

川村幸康委員

そこは上下水道事業管理者言うのはよくわかるんやけど、結局それならば設置補助にもう1年間分ぐらいしとただけで済まさんと、ここの元栓開いたらずっと出て行くよ。上下水道事業管理者が言うように、単純に来年度からやめますということできへんよ、こんな。このコスト論を考えたら、めちゃくちゃに要りますに、これから。浄化槽の設置の促進もしていくんやし。それなら、その計算論でいって、市民の負担も考えてこうやっていったら、それは逆に言うたら、公共下水道なりコミプラなり農集の整備をずっと進めていったほうがメリットありますに、コスト論でいくと、塚田さんが言われるよう。それならもう合併処理浄化槽の促進をせんと、公共下水道なり何かの面整備を全体計画で考えてやっていくということをしたほうが、私は安いと思う。そういう説明で公共下水道もコミプラも農集もしとるはずなんやもんでな。しとるんや、下水道の時代から、考え方が。1軒1軒合併処理浄化槽してあれするよりも、大きな面整備で一つやってくほうが、最終的にコストも安くてしますよという話もしとったわけや。塚田さんが言われるように、流域でどうのこうのと言われるけど、本当の飛び地、そんなところ以外のところやったら全体計画ができるはずなんやさ。それやるのに、今度は逆に言うと、ここの維持管理までを出していく制度をそこへ一つ入れることによる、別の意味での、今はこれぐらいかわからんよ、違いが。5年、10年、20年になったら、四日市中、合併処理浄化槽だらけになるかもわからんよ、そんなやり方をし出したら。実はそのときに誰が一番損をしたんやというたら、合併処理浄化槽を利用しとる家の人損するわけや、四日市市民が。そんなん当たり前や。1万人でする浄化槽と、1人ずつがやっていく浄化槽と、どっちが高くつくという話やさ。集約したら安くなるのに決まっとるのは物の道理やで、そこからいくと、設置補助なら俺は全然理解もできるんやけど、維持管理にしていくことは非常に四日市の下

水道の、5年、10年後には厄介な問題を起こすなと思うとるもんでな。そこの検討を少し入れてしたのかどうなのかというと、今の説明を聞く中では、16%を50%に上げていくという考え方だけでは、なかなか維持管理を、水質だけに、そこに補助金をというのは全然、提案理由の説得力のある、16%を50%というの満足はするかわからんよ、満足は、上下水道局側としてはな。だけど、別の視点で見たときには、四日市市民全体でそれに納得いくかと言うたら、俺は納得いかんと思うよ。行く行くずっとそれを税金投入でみんなの金から出していくんやで、それだけずつ。とらへんでええで、もらうと言うけど、俺らの税金と考えてみたら、コスト論を、その分、別のものにやれるという考え方も見るとな。何となくよさそうやけど、これは悪い制度の導入と違うかなと私は思うもんで。だから、やっぱり補助金というの終期がないとあかんと、ある程度的を射とるんや、財政経営部がまとめた中で。終期の設定というのが要んのや。今、言われるのは、50%と言うけど、今まで長いこと、二、三十年間合併処理浄化槽でやってきてもな、16%しか点検してないものを、50%までやっていこうとしたときに、恐らく50年ぐらいかかるかなとか思ったりすると、その年間の1万7000円、1万4000円とか、その辺をはじめていったときに、それはどくらいほどのコスト論やで。これはよっぽど導入時期に先を考えやんと、一遍踏み込んでいったら、もろうたところともらわんところが出てきたときに、経営者責任というのを問われるような気がするでな、俺は。だから、導入するならその責任はきちっと果たさなあかんで、せめてその事業のシミュレーションみたいな全体計画図が要るわ、絶対に、これは。

だから、整備してもろうた、促進事業で入ってきたずつ、補助金ずっと出していかなあかんという制度やもんでな。

塚田上下水道事業管理者

コスト論での議論だと思いますけれども、アクションプログラムでは、どの手法で整備していくのがより経済的だということで、当然設置費、維持管理費、それを公共下水道とかコミプラとか合併処理浄化槽で分けて、位置づけております。それともう一つは、とりあえず法定検査率を50%までこの維持管理費を補助していこうという目標を立てています。この50%に達するのが何年だというものはじいておりまして、それまでの経費、これも毎年幾らぐらい要るといふものはじいてあります。そういったコストもはじいての計算ですね。先ほども申しましたように、50%が目標なんだけれども、50%に達したときに、合併

浄化槽の管理体系をどうしていくんだと、これもあわせて検討していくということなんで、永遠に経費が膨らんでいくということもないですし、もう一つは、公共下水道の整備が進んでいけば、合併処理浄化槽は減っていきます。ですから、お金も減っていくわけです。そちらのほうのシミュレーションもあわせてやって、それで毎年この維持管理費補助の経費がどれだけかかるというシミュレーションもした結果での導入ということなんです。

川村幸康委員

補助の目的はやっぱり動機づけとかインセンティブという考え方かと私は思うとるもので、補助金の考え方は、そうであるとするならば、せめて、要はそういう点検を受けなあかんとか、清掃せなあかんとかいうことを含めてやらなあかんというのを3年間ぐらい、そうしたら動機づけとしてやってみるような動機づけだけで、あとはやってくださいというような説明にならんとなかなかあかんと思うとるのやわ。考え方なんやけどな。百歩譲って、俺は絶対本当は賛成したないんやけど、賛成できる考え方をつくり出そうとすると、せめて3年間ぐらいはそういう法定点検を受けたら、そういうのには合格マークか何かで、やってもらってましたよということをするということがあれば、まだ効果になるんかしらんけど、5年も10年も15年もこれやとな、今の提案の説明やと、ずっと永代、塚田さんは永代じゃないと言うけれども、そうしたら逆に言うと、今まで補助金の課題って何かと言うたら、なかなか切れへんのや。だから、初めから期間を設定して、導入時期に、3年なら3年間どうか、そういったものを少しやっぱりここにはもう一つ設定するべき。そうでなかったら、高いという部分だけ、何でもかんでも聞いてきゃ税金も高い、あれも高い、補助してくれというんと違うやん。そこはやっぱり納得いかんでも納得してもらうところはあるわけやろう。それやったら、逆に言うと、補助を出すんやと、8万1000円が高いと、値下げしてくれという話もせなあかん話やん、もう一つは、8万1000円かかると思うなら、市民は思わんわけや、8万1000円かかる費用負担を。8万1000円を、この仕事ぶりでは高いと思うとる感覚もあるかもわからん、先ほど私が言うたようにな。そうすると、8万1000円にふさわしいような法定点検とあれを、どう行政のほうで点検業者に指示、指導するかということと、もう一つは、逆に言うと、そういう意味の中でそういう位置づけができたなら、別にもう動機づけは要らんわけやで、逆に補助金出さんでも、その人たちはそういう一つの方向に流れていけば、そんでええんかなと思うとな。法定点検すると目的も達成できるわけやで。そこをやっぱり少し考えやんとあかん俺は思うよ。今の

考え方だけでいくと、これはなかなかおかしな、市民に対しても、本来ならば市民がちゃんと今まででも受けてやっとなあかんのをしとらんだという話なんやけど、これは逆に言いかえると、8万1000円の仕事ぶりは高いと見たというアンケートなんや。そこがおかしいんやさ。だから俺、言うんさ。それならば、動機づけのうちの間の期間を切るというのは、財政経営部の考え方からしても合うんで、そういう見方をするべきと違う。

諸岡 覚委員長

時間も大分、1時間経過しておりますので、1回水を入れたいと思います。40分再開。暫時休憩いたします。

16:26 休憩

16:39 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開をさせていただきます。

塚田上下水道事業管理者

合併処理浄化槽の維持管理費補助でございますが、この制度は、先ほどの水道事業給水条例で定めるんじゃないに、要綱でもって運用していきます。先ほど川村委員のご発言にもございましたけれども、様子を見てというお話をいただきました。要綱の中で、3年ごとにその要綱を見直すというような文言を入れさせていただいて、3年の経過を見て、法定検査率が上がるのか、上がらないのか、そういうのを見て、3年後に再度判断をさせてもらいたい。そういう要綱の制度にしていきたいということで考えさせてもらいます。

諸岡 覚委員長

確認ですけれども、その要綱というのは議会の承認というのは要らないですね。

塚田上下水道事業管理者

ありません。

川村幸康委員

それに加えて、できれば補助金の終期だけは決めておくべきやと思います。それは今、要綱の見直しを3年で一遍見直すという話なんやけど、もう1個は、例えばまちづくりの補助金とか何かでも、何年って終期、3年とか5年で決めて、それでもう打ち切りというんは決めとるし、もっと言うと、だんだん減らしていくとか、補助金もな。本来あるべき姿としては、自分で自己負担で管理してもらわなあかんという維持管理費の、やってもらうくせをつけるまでの教育費、教育費と言うとあかんのやけど、インセンティブやな、そうしてそっちに導いていくためのお金ということの補助と考えやんとあかんというのはなぜかという、そうすると、もう一つの見方は、私が何度も言うように、8万1000円というのの適正值段というのが出てこやんわけや。というのは何でかという、アンケートを聞いて、市民が高いと思うたというのがこの8万1000円やったわけや。高いと思うとるのが、高いと思わんような8万1000円やったら、補助出す必要もないやん。だから市民が思うて、高いと思っ、普通に考えると、下水道の料金を払っとるのは4万4000円というけど、水道代でいうと8万円払っとるということを合併処理浄化槽の人は知らんやん、基本は。想像だにすると、8万1000円というところの仕事ぶりに対するのは固定しておいて、そこへ1万7000円とか1万4000円補助しようという話は、少し考え方が違うんかなと思うもんでな。だから、もしよければ3年なら3年で見直す要綱とともに、3年ぐらいで補助金の設定をせよと。だから議会でも、この補助金に対しては終期設定するのを、あれ、何やった。

伊藤修一委員

検証委員会。

川村幸康委員

検証委員会か何かで、そこへ全部洗い出しに出すんやわ。多分これもこうやって新設されれば引っかかると思うんで、そういうことも踏まえると、ちゃんと終期の設定をすることは考え方的に必要なと思うんで、一度、要綱とともにやってほしいなと思います。去年、おととしぐらいかな、この団体もできたと思うし、あれしとるもんも知っとるんやけど、1回、三重県水質保全協会といろいろもめましたやん。もめたか何か、ちゃう

の、この点検のあれでさ。

塚田上下水道事業管理者

法定検査。

川村幸康委員

あれでももめましたやんか、何か。はがきが1年に1回ぐらい送られてきて、どうやこ
うやというやつとね。そこらも含めて、やっぱり補助のあり方を、3年で、そういうこと
やね。

諸岡 覚委員長

今、上下水道事業管理者のほうからは、要綱の中に見直しを入れていくということがあ
りましたけれども、きちっとこれを導入して、率が上がっていつているのかどうかも検討
していただいて、結果として3年やっても率がさっぱり上がっていなかったというんやっ
たら、全く無駄な補助金なので、それはそれでやめるという方向性になっていくんだらう
と思うし、その辺もじっくりと調査をしながら、まず3年、1回やってみると。まだ採決
前ですけども、仮に通ったとしたら、そういうことを今、この場でもう一度明言として
約束をしていただけるということによろしいですか。

塚田上下水道事業管理者

はい。

諸岡 覚委員長

はい、わかりました。

関連して、村上委員。

村上悦夫委員

先ほどの8万1000円というのに問題があるという考え方もできやんこともないんです
けど、この中で法定検査というのが1回ありますね。これを行政のほうで法定検査する
という機関に対して補助していくということの考え方がもしできるとすれば、8万1000円が

逆に下がるわけですね。例えば業者じゃなくて、委託業者じゃなくて、法定検査を任されている県の組織があるわけでしょう。そこに対して、法定検査しなさいと、それが例えば1万5000円かかるとか、1万円かかるとか、あるいはそれ以下かもしれん。五、六千円でやるのかどうかわかりませんが、その部分を今回支援してあげるといふ形をとれば、この8万1000円が下がるわけですよ。だから、ここが8万1000円が土台になって考えているから、こういうようになっていくんで、その辺の考え方もあわせてこの3年間の間に考え直してもらいたいなど。公で公の補助をできるような体制でいけば、これは問題ないわけですよ。だけど、このままでこの8万1000円を固定化した考えの中でいくと、この補助というものは、この業務に携わる人は仕事量がふえるだけの話やし、法的な考え方をすれば、環境の問題からいえば、環境基準に満たされるように、50%のそういった点検がなされるようにというのを目標に置く場合やったら、なおさらのことですよ。だから、そういう法定検査の費用を逆に市が下水のほうで補填してあげるといふと、どのぐらいの金額になるのか。この辺も一遍考えた上で、今回の話も後で考えてもらいたい。今すぐにどうこうじゃなくて、今、上下水道事業管理者が言うたように、3年間様子を見てやるというんやったら、その方法をやっていく中で、そういうことも一遍検討してほしいなど。

塚田上下水道事業管理者

この8万1000円という単価なんですけど、これは全国平均なんです。国が出しておる統計上の全国平均の維持管理費が8万1000円かかると。三重県に例えると、三重県での法定検査料は3800円なんです。

川村幸康委員

内訳を言ってよ。

中村生活排水課長

この8万1000円の内訳でございますけれども、大まかではございますけれども、保守点検が約2万2000円ほどでございます。そして清掃が3万5000円、そして法定検査、先ほど3800円と言いましたが、全国的には約4000円から5000円ぐらいでございます。そして電気代が2万円ほどという形で8万1000円という数字が出ております。

以上です。

塚田上下水道事業管理者

内訳は以上でございます。川村委員からのご意見もございましたが、この8万1000円の捉え方なんです、高いか安いかわ、これは自分の収入に比べて8万1000円というのが高いのか、それとも仕事ぶりと比べて8万1000円というのが値打ちがないかと。どう思ってみえるかというところなんです。ですから、収入的に8万1000円は高い、生活に響く、苦しいということになれば、これは当然補助をすることによって維持管理率がふえ、法定検査率が上がっていくとも思っています。ですからそのあたりも、これからはずっと啓発活動は続けていきますので、そのあたりもちょっと聞いてみようかなとは思っております。いずれにしても、要綱の中で3年間はや、それで成果を見、見直しを図るという要綱の作成をしていきたいと思っております。

村上悦夫委員

この1万4000円を補助していく上において、これもやっぱり期限をある程度切って、再度見直すという要綱に従って、そういうことも考えていくというわけにいかんのですか。3年間とりあえずやってみるという、そういう要綱はつukれないんですか。

塚田上下水道事業管理者

今のところ、その期限というんじやなしに、50%の法定検査率になったときに一旦切るという考えを持っております。ですから、今のところ、今の私どものシミュレーションでは、それが平成31年度でシミュレーションしております。平成31年度で50%になり、それから減っていくんやな、基数は。徐々に減っていくんですね。そういうシミュレーションをはじいておりますので、だから目的は法定検査率を上げるということなので、この3年間試してみて、この要綱の制度では全然検査率が上がらないということになれば、この要綱は効果がないということなので、またほかの何か方策を検討するというようなことになると思います。

川村幸康委員

ここに四日市の補助金交付基準というのがあって、ずっと見とるんやけど、どれに照らし合わせてみても、最低限補助対象事業なり、社会情勢変化と整合、行政の関与の必要性、

市の政策目的との合致とか、類似した補助金の統廃合、補助制度の透明性、個人的給付金の公平性、幾つかのチェック項目があるのを見ていくと、今、上下水道局がそのまま提案しとった考え方でいくと、どれにも少しずつおかしいというチェック項目に当てはまる部分があるんですよ。例えば、個人の給付的補助金の公平性という観点からいっても、高い、安いを8万1000円と4万4000円の下水道使用料で言われておったけれども、それとて違う見方をすると、そこには公平性がない部分も出てくるんで、だからそういう意味でいくと、補助金の意義、目的は、動機づけと法定検査をしてもらうための習慣づけということでの補助金の投入ということで認められると思うんで、そうするとそれは習慣づけやもんで、永代ではないということが補助金のもう一つの、終期設定と、終期が到達しとるかどうかというところの判断材料になるんで、要綱で3年見直すと、もう1個は、この補助制度が3年でいくということがセット論にならんと、議会で多分認めても、今度議会が見直したやつとでややこしいことになるんで、設定がないとね。最低限そこらは少し導入のときに考える必要性が私は大いにあると思うんで、そうでないとこれは、委員会で議決して認めたいはええが、早晩全体の議会の見直しの土俵に上がることになるんで、だからそこはしっかりと、逆に言うと説明する必要があるんかなと思うんでね。だから、さっき言われたように、50%で何でやめるのという説明がつかんとあかんというのが補助金のチェック要綱なんやわ。何で50%でやめんのやと。100%と違うんかという話が出てきたときにでも、説明がつかんであかんというのが今の議論やで、議会での、それを言うんやったら終期を設定して、3年なら3年というのなら妥当性があるなとかいうことになつとるんで、今、補助金のチェック項目の見直しはね。そこらはやっぱり考えてください。

以上です。

伊藤修一委員

ちょっと別件で。午前中に長寿命化のところでも上水の話をしたんやけど、下水のほうでもそういう耐震化のお金とか、雨水対策でも耐震化とか入つとるもんで、汚水と雨水もあわせて、そういう総点検とか長寿命化、インフラのそういう施設管理の考え方はどうなんかというのだけ、ちょっと確認だけしておきたいと思うんやけど、午前中、私も勉強したもんで、大体意味はわかつとるんやけども、その部分はどうなんかという、今後の考え方や、実際の総点検とか、そういう管理の考え方、それをお伺いしておきたいと思うのやけど。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。上水と、今、下水のほう、下水の汚水の処理場であるとか、雨水のポンプ場のほうの点検管理、更新についてご質問をいただきました。基本的には上水と同じように、それぞれ日常点検、それから月次点検というものを実施した上で、耐用年数ぐらいで、例えばポンプとかエンジンであれば分解整備、オーバーホールというものを進めていくという形で運用を行っておるといところでございます。

あと、それと長寿命化という観点からまいりますと、現在、今年度の予算に入れさせていただいております新富洲原ポンプ場であるとかいう部分については、長寿命化、施設の健全度、老朽化度、そういうものを個別の設備を勘案して、それが更新したほうがいいのか、それとも予防保全的なメンテをして、もう少し長寿命化を図っていくのかというような形の観点での検討、これは長寿命化計画と申しておりますが、そういうものを逐次整備をしている段階でございます。ですので、そういうものを今後、今も計上しておりますが、長寿命化に対する計画の策定というのは継続して現在進めておるとい段階でございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

大体午前中に聞いておるので、いわゆるそういう経営感覚という部分で、アセットのマネジメントの考え方をそこへ足しながらやっていくという部分で間違いないと、そういうことで理解させていただいてよろしいですね。

あとは、雨水の対策の部分なんですけど、中心市街地の雨水対策で、朝日ポンプ場が来年度から3カ年、3カ年で4割アップ、まあ、いいんだけど、じゃ、その3カ年の期間の間の雨水対策という部分は何か考えはあるのかどうかだけ確認しておきたいんですが。

柴田下水建設課長

それまでの間ということで、私どものほうで、さきの17号台風の折の結果をもとにしまして、再度よく水がついた箇所について、対策につきまして私どものほうで検討しまして、その方法ですけれども、検討してまいりたいということとあわせて、特に水の取り入れ口のところが今、多分問題になっているものと捉えております。そういった部分の改善も進めていきたいと考えておるといところでございます。

以上です。

伊藤修一委員

余りようわからんのやけど、日常点検で何とかなる問題なんかどうかという、この間の中心市街地の水についての話というのは、結局今の防災とか減災とか、都市型災害に対して市長も力を入れてやると言うとのやで。だから3年後にそういうポンプのアップするというのはわかる話やけど、現実、目の前の話じゃないかというところの部分で、やっぱりそういう部分では、地下の貯留タンクとか増設とか、いろんなことなんか検討とか、そういう俎上には乗らなんだやろうか。だから、そういう部分で、3年待たずにできる方法とか、また今年度から着手できる事業とか、そういう検討はなかったのかということをもう一回改めて。

塚田上下水道事業管理者

朝日町ポンプ場は稼働するのは3年後ですので、それまでどういう対応をしていくかということなんですが、既存の施設がございます。貯留管とか下水道管とか、そういった既存の施設の現有能力を最大限使うというのがまず考えています。それを使うためには、早くそこへ水が到達する方法というのが必要かなということで、例えば道路側溝のますを大きくしたり、数をふやしたりして、まずは水を早くそういった施設へ導いていく。それとあわせて、この中心市街地での床上、床下浸水したデータというのがありますので、そのデータでもって、どこから水が来て、どういうつかり方をしたんだと。その分析をして、その分析結果でもって、じゃ、どういうものをつくっていけば浸水被害が少なくなるんだと、こういう調査を平成25年度にやります。そのやった結果でもって、できるものはやっていきますし、大きな事業ということになれば、今は楠町のほうに全力投球していますので、その進捗具合を見て整備時期を決めていくと、こういうふうに考えています。

伊藤修一委員

そういう部分の方向性で、ぜひ前倒しして、また秋がすぐにやってきますので、それまでにきちっとそういう年間のスケジュールで、ゆっくりした話じゃなくて、前倒しでどんどんいろいろ対策を打っていってもらって、市長が言うところ、都市型の対策というのは、中心市街地が雨水に弱いとか、水害に弱いという都市イメージがかなりこれからきいてく

る、いろんな戦略をもっているいろんなことをやろうとしたって、だから中心市街地の弱さというのを克服していくためにも、ぜひ前倒しの事業を考えてやっていってもらうように、要望だけしておきたいと思います。

以上です。

竹野兼主委員

一つ、会派のほうでこれだけは確認をしてほしいということでありましたので、ちょっとおたずねしたいんですけど、重点事業の部分で、22ページの阿瀬知常磐貯留管工事ということで、平成24年度から始まって、来年度の部分、その計画的なものが全く示されていないところなんです。この部分のところ、資料としてもし出していただきたいなという思い、どんなタイムスケジュールで、どのような事業かというのを出していただけるかどうかをおたずねすると、それからその中で、この新正金場線のところの事業だと思んですけど、事故があったりとかして非常に危険な状況があったというような話の中で、事業者側としてはどのような認識を持って、どのようなまた対応を考えていらっしゃるのか。それについておたずねしたいと思います。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。阿瀬知常磐貯留管事業につきましては、実は参考資料の35ページにも位置図をつけさせていただいております。この事業は平成24年度から平成25年度の債務負担行為ということで、6月に契約をいたしまして、来年3月までの工事ということで進めております。内容は、2800mmの管を334mにわたって入れると。この工事は合流改善対策事業ということで、ファーストフラッシュといいますか、雨がたくさん降ったときに合流管の中に最初に汚濁負荷の高い水が流れるので、そういったものを地下の管に落とし込もうとする事業でございます。この工事につきましては、推進工事でございます、発進立坑、到達立坑という部分が地上にあらわれてまいります。今現在、発進立坑、到達立坑があらわれておりまして、そのことによる迂回を、車線規制ですけれども、やっておりまして、3車線、4車線のところが絞られておりまして、大変危険な状態になっております。この車線規制につきましては、地元の方々、それから警察のほうへも相談をさせていただきまして、現在の形で決めさせていただいたところでございます。ですが、たしか2週間ほど前でございますけれども、事故も発生いたしました。このことにつきましては、

何とか事故が起こらないようにということでやっているところですけども、起こったということ踏まえて、さらにもうちょっと起こらないような工夫はもっとないかということ改めて業者、そして私どものほうもあわせて知恵を出して、事故の起こらないように工夫をしてみたいと考えております。

また、進捗状況につきましては、債務負担行為という中で、どの部分が今、終わっているのかというところを、もうちょっとわかりやすく示させていただきたいと思います。

竹野兼主委員

資料を出していただけるということで、それはそれでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

伊藤嗣也委員

私も同じく会派のほうから聞いてくださいということで、当初予算資料の153ページ、公共下水道雨水対策事業で、目的とか内容が書いてもらってあるんですけども、考え方、捉え方で結構です、耐震と停電対策を教えてください。当初予算資料の153ページ。ポンプ場とかつくられますよね、それで。海沿いですので。

耐震化とか津波とか、ポンプ場、電気が、要は停電したら意味がないんで、その辺の対策、考え方とか。

諸岡 覚委員長

震災対策、震災あったときでもちゃんと稼働するのかという。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。新南五味塚ポンプ場、それから吉崎ポンプ場につきましては、設計につきましては平成22年度、平成23年度にもそういった部分の検討を加えておりました、堤防がなくなっても、このポンプについては、今想定される津波に対して、水につかないと、ポンプが動く状態で運転できるということで想定しております。

諸岡 覚委員長

堤防がなくなると動くということが意味わからんのですが。

柴田下水建設課長

一応想定としましては、堤防がある状態ですと波が届かないことになってしまいますので、波が来ても大丈夫というような、堤防が壊れてもということです。

諸岡 覚委員長

問題ないということですね。

柴田下水建設課長

はい、そういうことでございます。

竹野兼主委員

楠地区だけじゃなくて、朝日町とか新富洲原の部分も当然沿岸部ですよ。津波が来るとしたら、その辺のところもあるので、全体を含めてそういうことが必要ではないかというような部分だったので、その点についてもあわせて教えていただきたい。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。まず朝日町ポンプ場につきましては、今回更新予定しております。電気設備につきましては、津波の想定高さ、TP5mという数字がございます、それよりも開口部を上へ上げて、その辺の津波が来ても大丈夫な形という形での整備を行っていくという予定であります。

新富洲原ポンプ場につきましては、これ、港との共有資産という形ではございますけれども、耐震等のまだ診断まで進んでおらんということがございます。電気設備等については、今後、実際発注していく中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

川村幸康委員

一般質問で川村高司議員が質問されとったと思うんやけど、鶉の森公園周辺の水がついた問題で、たびたびあるというお話やったんやけど、どれぐらいで、どこが原因でってやって、そこが水害して、それから被害の実態というのも少し把握したんかどうなんかとい

うところだけは、それに対する対応が今年度予算で、調査をするのか、例えば車が水没したとか、それからあと地下の可動式の駐車場が動かなくなって車が全損したとか、幾つかそういう被害はあると思うけど、行政がそれを把握しとるんかどうから始まって、次に対策もあると思うんやわ。被害を受ければね。そういう意味では、中心市街地で人が住んでもいいですよというところがそういうことになっとるわけやで、計画的にやっとなのも大事なんやけど、一番のど真ん中のところでそういう現状があるということの認識と、あるいはどう思っとるんかというのだけ。

塚田上下水道事業管理者

まず、今回の被害なんですが、一般質問のときも答弁させていただきましたけれども、この中心市街地は50mm対応で整備しております。9月の17号台風は50mm以上降りまして、それも時間的に2時間も続いたということで、当然下水管からあふれてきます。そのあふれた水と阿瀬知川とか貯留管へ入っていく。ちょうど鶺の森神社の澄懷堂ってありますよね、ビルが、あのあたりが一番低いんですよ。だから、あそこへ水が全部集中していつかつかったというのが一つございます。それともう一つは、阿瀬知川とまつの川という話が出てきたと思います。まつの川というのは阿瀬知川の支流とってください。阿瀬知川とまつの川は中心市街地の水をとる水路ではないんです。要は堀木日永線、図書館前通り、あれから西のエリアの水をとる水路なんですよ。ところが、この中心市街地の水があふれて阿瀬知川に入ったんで、それでオーバーしてしまって水がつかったと。だから、まずは50mm対応のところをどういう形で整備をすれば能力アップできるんだということと、それから阿瀬知川、それからまつの川へうまく伊倉のほうから水が入るようなつくり方、こういうのを来年度、平成25年度の調査費をつけておりますので、それで調査をして、当然調査をするのには、この台風17号のときの浸水被害、これはつかんでおりますので、浸水被害の多かったところの被害を少なくする、そのための手法はどのようなものかいいんだというのを検討してまいります。そして、その検討次第で整備も図っていきたいと考えています。

川村幸康委員

ぜひともお願いしたいのと、一つ、この市役所の前あたりも、ためる貯留管というのはあるんやけど、それは機能発揮しとるの。例えば、降ったときに入とったらかかんやろ。いつも空にしてあるの。例えば、諏訪公園なんかの下にも貯留管があると聞いとるんやけ

ど、空になつたらんと意味ないよなと思うところがあるので、いつも空なん、あれは。

諸岡 覚委員長

その辺のメカニズムをわかりやすく。

矢田施設課長

それぞれ、例えば諏訪公園の調整池の場合ですと、阿瀬知の幹線のほうから雨が降って、水位が上がりますと自動的に入るようになっております。雨が弱くなって、その雨水幹線のほうの断面に余裕ができてきたら、その時点で戻していくという形で、常に、降って入るときを除いて空の状態と。それは中央通りでも同じでございまして、常に空の状態にしておるといふ状況でございます。

諸岡 覚委員長

晴れとる日は空なんですね。

矢田施設課長

はい。そうです。

諸岡 覚委員長

わかりました。

他にございますでしょうか。

三平一良委員

国の補正予算、公共事業の、約5兆円の、直轄は約2兆円で、あとは補助事業やと思うんやけど、それに対する対応はどうか。平成24年度補正予算。だから、僕が思うのは、それまでに市がやりたいことの計画を立てておかんとあかんと思うんや。

諸岡 覚委員長

その辺は、この後、補正予算のところでは議論になる。

三平一良委員

出てくる。

(「出てくるかどうか」と呼ぶ者あり。)

諸岡 覚委員長

重なってもいいですので、簡単に。

塚田上下水道事業管理者

今年度の経済対策の補正予算は上げさせてもらってあります。ただ、その計画がどうなんやと、初めからちゃんとしとるのかというご質問やと思います。最近の国庫事業の年度初めの要求額なんですけど、要求額に対して補助金がほとんど満額ついてこないという状況でございます。ですから、補正予算でそれを賄っておるといような形になっております。

三平一良委員

ここ二、三年、全然ついてこなかったやないですか。おくれにおくれて、おくれて、挽回する、挽回するって毎年言ってみえて、だからその挽回の部分がことしになるのかなと思うんやけど、ほかに推進しようとするものも事前に計画しておかんとあかんと思うんですよ、と思ひまして。

塚田上下水道事業管理者

平成24年度に関しましては、当初計画どおりの予算がついてこなかったということで、この補正でやっていける。だけど100%ではまだないんですよ。きっと三平委員おっしゃるのは、例えば平成25年度になったときに、当初予算で満杯ついてきたとして、なおかつ補正予算がついてくる可能性があるんだから、そのときは補正予算のつくまでに、その使い道をきっちり計画立てとけよというご質問だと思います。それは、やはり我々、単年度だけの計画じゃなしに、例えば平成25年度やったら平成26年度の計画もまず持っておりますので、そういった計画の前倒しという形になってこようかなと思ひています。

諸岡 党委員長

順次前倒ししていくネタはいつでも持っているということによろしいですね。三平委員、よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 党委員長

なしの声をいただきましたので、質疑を終結いたします。

確認のため、お聞きいたします。討論ございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

討論なしと認め、終結します。

採決に移ります。一括して採決を行います。

川村幸康委員

さっきの3年のあれというのは……。

諸岡 党委員長

委員長報告できちっと入れさせていただきます。

川村幸康委員

こっち、言うてへんで、どうするのかは。3年間で要綱の見直しと言うたけど、3年の補助金の終結ということは言ってないで。

諸岡 党委員長

その辺の考え方をちょっとお願いします。

塚田上下水道事業管理者

この補助制度の目的とか動機づけというのは、川村委員も私も同じ考えだと思います。終期を定めよというご意見なんですけど、これはやはり法定検査をして、きれいな水を川へ流すと、そういう動機を市民の方に持っていただきたいというのが第一でございます。ですから、今、要綱で3年で見直しをしようとしています。ただし、これから始める事業ですので、そういった動機づけがどれくらいできるかというのは、なかなか今の時点ではつかみ切れません。したがって、その3年で要綱を見直しとともに、その3年後に終期も検討するというような形でさせていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

あくまでもこの率を上げていくのが目的で補助金を出すわけですから、例えば3年後に見直しかけたときに、これ、結構思っていたよりも率が上がってきたと、この調子でやっていけばあと数年で50%に達するなということもあるかもしれないけれども、それならそれでまた継続していけばいいんだけど、逆に3年やってみてもさっぱり率上がってないよねというなら、その場で打ち切ったっていいわけですよ。そこで終期を見直して、また3年延長する必要はないわけですよ。3年たって全然結果が出ていなければ、もうこれはやめておこうかというわけですよ。という部分をおっしゃっているわけで、ここで今、厳密に何年終期ということと言わないけれども、3年後に効果が見込めなかった場合は、これは廃止も含めた検討を行うぐらいのことは要綱に入れていただかないと、ちょっと話がまとまらないのかなと思うんですけれども、いかがですか。

塚田上下水道事業管理者

ちょっと言葉が足らなかったかわかりませんが、3年後に見直しもし、それにあわせて終期の設定もすると、3年後に。だから、3年後に終期が来るかもわかりませんし、それから10年後に来るかもわからない。それは3年たったときの検討ということにさせていただきたいということです。

諸岡 覚委員長

わかりました。では、今の答弁を委員長報告には入れさせてもらうということです。

川村幸康委員

私が上下水道事業管理者に言うとするのは、結局財政経営部、四日市の補助金の基準の考え方の中には、補助金はもう終期は設定しましょうと、それから出しましょうという考え方やもんで、その整合性が合わんということが一つ。それから、50%がいつになるかわからんということで、終期は設定できないということが一つ。それともう1個は、あくまでもインセンティブなんやで、永代ではないわけやで、やっぱり出すときに初めから終期を設定しとかんと、合併処理浄化槽を使う人のために説明せなあかんところがあるもんで、我々に説明してもらうのではなくて、そうすると市民の目線からいくと、最初から終期言うてなかったやないかと。だから、変な話、書いてないということは、永代、俺ら合併処理浄化槽にしたらもらえんと思うとったというところが、少し補助金の今までの、今、議会が見直しとる課題なんやわ。周知してなかったもんで、一方的やないかという話が出たときに、切れやんということがあったもんで、だから最初から補助金を出すときには終期設定をしておかないと、塚田さんが言われるように、50%来たら切るとかいうことは書けないと思うんやわ、要綱にもね。そうなると、なかなか永代難しいし、市民の方々と、これを永代、合併処理浄化槽で維持管理も含めて設置しようとする考え方できると、一旦維持管理費の補助を打ち出したら、それはその使用者から見たら、永代もらえるということが入ってということになるんで、だから私は最初の導入のときに、その確認だけは議会としてはやっぱりしておきたいわけです。そうでないと歯どめがかからんということでね。3年後に混乱を来すでね。

諸岡 覚委員長

この補助を始めるに当たっては、利用者に対して3年後に見直しをかけ、廃止になることも十分あり得ますよということはきちっと周知をしていただかなあかんということです。それはできますか。

塚田上下水道事業管理者

はい、できます。

川村幸康委員

それをきちっと書いていただくなら結構です。

諸岡 党委員長

では、こういう答弁をいただいたということを委員長報告にはきちっと報告をさせていただきます。

では、採決に移ります。一括で採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、議案第8号平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第13号平成25年度四日市市下水道事業会計予算につきまして、一括して採決を行います。

本件を可決とすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

諸岡 党委員長

異議なしと認め、本件は可決と決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、議案第8号 平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第13号 平成25年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

諸岡 党委員長

皆さんに一応お伺いをしますが、もうあと小一時間ぐらい頑張って上下水道を終わらさか、あすに回すか、いかがいたしましょうか。

（発言する者あり。）

諸岡 党委員長

あしたですか。では、本日はここまでといたします。あす10時再開です。お疲れさまで

ございました。

17:23 閉議